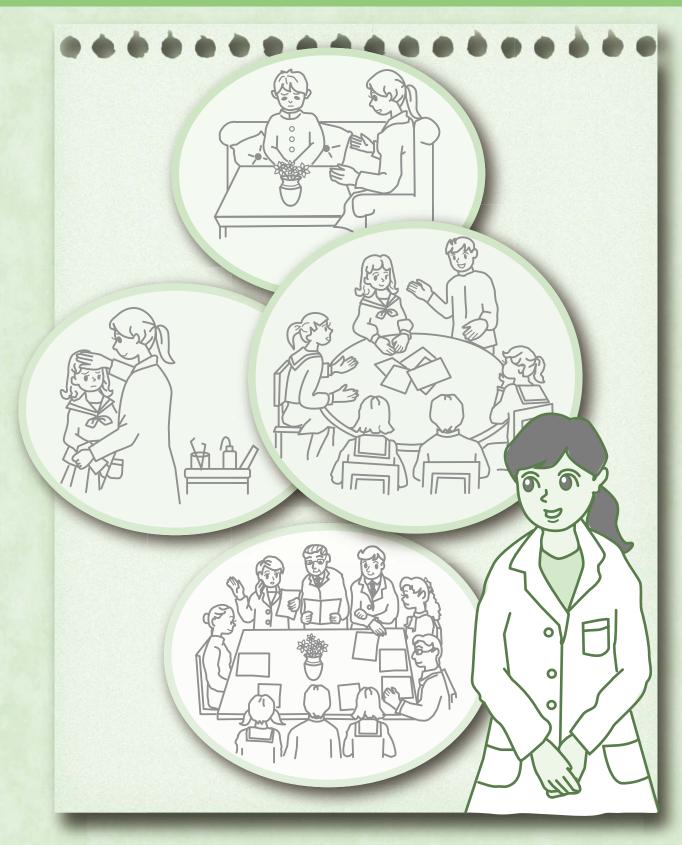
保健室経営計画作成の手引

平成26年度改訂



公益財団法人 日本学校保健会

まえがき

近年の社会環境や生活様式の急激な変化は、児童生徒の心身の健康に大きな影響を与えており、ストレスによる心身の不調などのメンタルヘルスに関する問題、新型インフルエンザや麻しん、風しんなどの感染症、ぜん息、食物アレルギーなどのアレルギー疾患、さらには、自然災害や事件・事故の発生に伴う心のケアなど、子供の心身に関わる様々な健康問題が生じています。

このような状況の中、養護教諭については、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を 果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っているとし、学校内及び地域の関係機関等との連携におけるコーディネーターの役割が求められるなど、期待がますます 高まっています。

また、子供の健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室経営の充実を図ることが求められており、養護教諭は保健室経営計画を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれているところです。

本会では、各学校の保健室経営の充実を図るため、平成21年に「保健室経営計画作成の手引」を作成し、普及啓発に努めてきました。しかし、「養護教諭の職務に関する調査(財・日本学校保健会 H22)」では、全体の3割の養護教諭が保健室経営計画を作成しておらず、内容や作成方法についても課題があることが明らかになりました。

そこで、「保健室経営計画作成の手引(平成21年)」の検証及び学校経営の観点に立った保健 室経営の在り方を検討し、「保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂」を作成しました。

本書が養護教諭をはじめ学校保健関係者に活用され、保健室経営の充実を図るために生かしていただけることを願っています。

平成27年 2月

公益財団法人 日本学校保健会 会 長 横 倉 義 武

保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂

目 次

1	学	校経営と保健室経営
	(1)	学校教育及び学校保健の動向と保健室経営
	(2)	学校経営と保健室経営との関係
	(3)	学校経営方針(例)
	(4)	保健室経営の構造図(例)
2	保	建室経営計画7
	(1)	保健室経営計画とは
	(2)	保健室経営計画の必要性
	(3)	養護教諭の職務(役割)と保健室の機能
3	保	 建室経営計画の作成······ 1
	(4)	쓴셨/p/h를L표 V/p/h호호 성원L표
		学校保健計画と保健室経営計画 学級経営計画と保健室経営計画の違い
		保健室経営計画の評価方法
	(4)	
4	保值	建室経営計画及び評価計画 (例)17
	(1)	小学校
	(2)	中学校
	(3)	高等学校
	(4)	特別支援学校
参表	含	料43
	(4)	
		中央教育審議会答申(平成20年1月17日)
	(2)	
	(3)	学校保健法等の一部を改正する法律(平成20年法律第73号)施行通知
	(4) (5)	学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)
	(5)	学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号) 学校保健安全法施行規則の一部改正する省令(平成26年文部科学省令第21号)施
	(6)	
		行通知

1 学校経営と保健室経営

(1) 学校教育及び学校保健の動向と保健室経営

都市化、少子高齢化、情報化、国際化等による社会環境や生活様式の急激な変化は、子供たちの心身の健康に大きな影響を与えており、いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する問題、喫煙、飲酒、薬物乱用に関する問題、性に関する問題、生活習慣の乱れやアレルギー疾患の増加などの現代的な健康課題が顕在化している。

また、地震や台風、竜巻、豪雨、火山の噴火などの自然災害の発生や、子供が犯罪に巻き込まれる事件・事故などが発生しており、健康安全に関わる危機管理と子供の心のケアが重要な課題となっている。学校においてもこれらの問題へ適切に対応するために教員の資質向上や教育環境の整備を図るための教育改革が推進されている。

【近年の教育改革及び学校保健の動向】

- ①教育基本法の一部改正 (平成18年12月公布・施行)
 - ・教育の目的及び理念を明示
 - ・教育の実施に関する基本について定める
 - ・教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画を策定等に ついて規定
- ②学校教育法の一部改正(平成19年4月施行)
 - ・盲・聾(ろう)・養護学校を障害種別を越えた特別支援学校に一本化
 - ・特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小中学校等に在 籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定
 - ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を 含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定
- ③学校教育法の一部改正 (平成19年6月公布)
 - ・各学校種の目的及び教育の目標を見直し等
 - ・副校長等の新しい職の設置
 - ・学校評価と情報提供に関する規定の整備
- ④中央教育審議会答申(平成20年1月)(以下「中教審答申」(H20.1)という) 「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての 取組を進めるための方策について」

<概要>

- ・養護教諭の専門性を学校全体に生かす環境整備
- ・学校保健活動の中核を担う保健主事の機能の充実
- ・学級担任等による日常的な健康観察の充実
- ・学校保健に関わる教育委員会の指導体制の実現

- ・学校と家庭・地域社会との連携による学校保健活動の実現 等 学校保健関係者の役割の明確化及び校内外の組織体制づくりの二点に絞られて 審議が行われた。養護教諭については、次の役割が求められた。
- ・学校保健活動の中核的な役割
- ・校内及び地域の関係機関等との連携におけるコーディネーターの役割
- ・いじめや児童虐待等の早期発見・早期対応
- ・保健教育に果たす役割
- ・学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室経営の充実(保健室経営 計画の作成)
- ・学級担任等をはじめとする学校保健関係者との連携 等
- ⑤学校保健法の一部改正(平成21年4月施行)

<概要>

- ・学校保健安全法と改称
- ・養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、保健指導、 健康観察の充実
- ・地域の医療機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実
- ・学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化
- ・子供の安全を脅かす事件・事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画 の策定による学校安全の充実
- ・各学校における危険等発生時対処要領の策定による的確な対応の確保
- ・警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による的確な対応の確保
- ⑥学習指導要領の改訂(小・中学校平成20年、高等学校・特別支援学校平成21年)
 - ・教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえて教育内容を見直す
 - ・学力の重要な三つの要素を育成

基本的な知識・技能を身に付けさせる

知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育む 学習に取り組む意欲を養う

- ・道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成
- ⑦学校保健安全法施行規則の一部改正(平成24年4月施行)
 - ・結核の有無の検査方法の技術的基準の改正 (教育委員会に設置した結核対策委員会からの意見を聞かずに精密検査を行うことができる)
 - ・髄膜炎菌性髄膜炎を第2種感染症に追加、インフルエンザ、百日咳、流行性耳下腺炎について出席停止期間を改正
- ⑧いじめ対策推進法の制定(平成25年6月公布)

いじめの定義「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な 影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当 該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

- ⑨学校保健安全法施行規則の一部改正 (平成26年4月公布、平成28年4月施行)
 - ・児童生徒の健康診断(座高の検査及び寄生虫卵の有無の検査について必須項目 から削除
 - ・四肢の状態を必須項目に追加
 - ・保健調査健康診断を行うための保健調査の実施時期を、小学校入学時及び必要 と認めるときから、小・中・高等学校および高等専門学校においては全学年、 幼稚園及び大学においては必要と認めるときとする。

学校保健活動の推進に当たっては、養護教諭がその中核的な役割を担っており、現代的な心身の健康課題の解決に向けて、各学校で組織的に取り組んでいるところである。各学校の実態や特色を踏まえ、児童生徒の健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図り、校内のみならず保護者や地域、関係機関と連携して、組織的、効果的に推進していくことが必要であり、そのためには、保健室経営計画の作成と実践が強く望まれる。

また、学校評価(自己評価、学校関係者評価、第3者評価)においては、それぞれの役割を明確にして行うことが求められている。養護教諭においても、保健室経営について計画・実施・評価・改善(PDCA)の4段階のサイクルを確実に行っていくことが求められる。

(2) 学校経営と保健室経営との関係

① 学校経営の目的

学校経営については、一般に「学校の教育目的や目標の効果的な達成を目指して、学校の諸活動を編成・展開し、そのための組織の維持・整備・発展を図る統括作用」(「学校教育辞典」教育出版)といわれている。このことから、学校経営の目的は、教育課程を適切に編成・実施し、児童生徒に質の高い教育を保障することにある。

② 校長と学校経営

学校教育法第37条第4項において、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と示されている。(準用規定:第49条(中学校)、第62条(高等学校))「校務」とは、学校運営上必要な一切の仕事であり、「校務をつかさどる」とは、具体的には人的管理、物的管理、運営管理などがある。また、「所属職員の監督」とは、学校のすべての所属職員が、職務上もしくは身分上課されている義務に違反することがないか、さらに、その行為が目的を達成するのに適しているかどうかを見て、必要に応じた指導等を行うことである。

また、校長には学校教育目標を達成するために、学校経営の運営ビジョンを示し、当該年度の学校運営(学習指導、児童生徒指導、進路指導、保健指導等)の具体的な目標と方策を策定し、教職員の協働体制を確立し、その結果を評価して公表することが求められている(学校教育法施行規則第66条準用規定第79条及び104条)。学校経営の当事者は、学校を組織する校長をはじめ、すべての教職員であり、このすべての教職員が、教育目標の達成を目指して、それぞ

れの役割と責任を果たし、学校経営に積極的に参画することが求められる。

③ 学校経営と保健室経営

教育活動を展開するためには、各学校の実態や特徴を踏まえ、各教職員の役割と責任において、 学校全体を視野に置いた計画書の作成が必要となる。このため、毎年、学習指導計画、児童(生徒) 指導計画、学年・学級経営計画、学校保健計画及び学校安全計画、保健室経営計画など、児童 生徒の実態に即した単年度計画を作成し、実施することによって教育目標の具現化が図られる。

さらに、評価結果から、学校の現状分析と対策の検討を行うことで、学校組織の活性化、危機管理、人材育成等、学校経営の改善に役立てることができ、それらが知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成につながっていく。

保健室は、学校教育法施行規則第1条に「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。」とあり、設置が義務付けられている。設置に当たっては小学校・中学校・高等学校・特別支援学校施設設備指針に具体的な指針が示されている。さらに、学校保健安全法第7条では「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。」と規定されており、保健室の役割を明確に示している。

すなわち、保健室経営は、児童生徒の健康の保持増進のために学校全体に関わることであり、教職員の連携が必要となることから、学校経営の観点に立って保健室経営計画を作成・実施し、児童生徒の心身の健康の保持増進に向けて、ねらいや方策、手立て及び実施状況等を外から見えやすく、わかりやすくしていくことが、ひいては教職員、保護者、地域住民及び関係機関等の理解と協力を得られることにつながっていく。

したがって、校長は、学校経営に保健室経営計画を明確に位置付け、養護教諭が中心となって、計画的・組織的に保健室経営を推進・充実できるようにリーダーシップを発揮していくことが求められる。

学校経営方針 (例) (3)

(例) 華 七 歐 滋 学校 平成○○年度

楽しく、輝く学校 「明るく、 本校教育の基本

	習し学力を高め合う学校	をかけ合い関わりふれあう学校	理し体力を高め合う学校	学習でき生活できる学校	庭や地域と協力し共育する学校
	真剣に学習	声をかけ	健康を管3	安心して	
[こんな学校に]	○ 学び合う学校	○ 思い合う学校	○ 鍛え合う学校	〇 安全な学校	○ 開かれた学校

教育目標 N

「確かな学力」・「健やかな身体」・「豊かな心」の育成

3 目指す児童像 (「あいうえお運動」で目指す姿)

- あいさついっぱい (いつでもどこでも元気なあいさつができる子)
 - ・礼儀正しく基本的な生活習慣を身に付けた子
- いのちいっぱい (いのちを輝かせていきいきと生きる子)
- うんどう・うたいっぱい(からだを動かすことが楽しい子/心をこめ大きな声で歌える子)
 - でたくましい身体に鍛える子/明るく楽しく輝くように歌う子 ○ えほん (読書) いっぱい (本を読む子、落ち着いて話を聞く子)

 - ・学習に本気で取り組み、勉強する子
- おもいやり(友達)いっぱい(思いやりがあり、だれとでも仲良くできる子)
 - ・笑顔でお互いの良さを認め合う子

学校経営方針

□□□教育が目指すこども (O<u>心身ともに健康なこども</u>) ○主体的に考え表現できる子ども ○粘り強く頑張る子ども ○自他の存在を尊重し協同する子ども ○すすんで社会とかかわり行動するこども)の育成を目指し、全職員がその英知を集結し、その任務を深く自覚して、また、 全教職員が一致協力して、創意あふれる教育活動を展開することにより、本校教育目標の具現化 を図る。

- (1)一人一人が教育公務員としての自覚と使命感をもち、常に研究と修養に努めるとともに、 全教職員の共通理解と一致協力の下、全教職員の経営参画による学校経営を図る。
 - (2) 授業の充実、改善を図って「確かな学力」を保障する。
- (3)人間尊重の精神を基盤とした道徳教育を充実させ、「心の教育」の充実を図る。
 - (4) 施設や設備、学校をとりまく環境の活用の充実を図る。
- (5)家庭や地域との信頼関係を築くとともに、地域に根ざした特色ある教育を推進する。 (6) 児童一人一人の良さを見いだし、明るく活力のある生活ができる学校を目指す。

本年度の努力点と具体策(特色ある学校づくりの推進) 2

□□市(ml)の中心校として、教育の動向を踏まえ、□□市(ml)教育行政の方針に則り、歴史と伝統、風土などの地域に根ざした特色ある学校づくりを目指し、学校評価の結果も踏まえな がら、以下の努力点と具体策を設定する。

(1) 金数陽鼻の経営参画による学校経営 (2) 学習情報程位びに校が組織の改善、充実 (3) 企業 (4) が無いな事ができた。 (4) 金融 (4) であって、 (4) が無いな事ができた。 (4) 金融 (4) であって、 (4) が無いな事ができた。 (4) 金融 (4) であって、 (4) が無に評価し、評価を指導に生かす学習情 (4) 金融 (4) の変数 (4) が無に評価し、評価を指導に生かす学習情 (4) 金融 (4) が無に評価し、評価を指導に生かす学習情 (4) 金融 (4) が無に評価し、評価を指導に生かす学習情 (4) 金融 (4) の変数 (4) が無に評価し、評価を指導に生かす学習情 (4) 金融 (4) の変数 (4) が無に評価し、評価を指導に生かす学習情 (4) を表しりまして、 (4) の施に評価し、評価を指導に生かす学習情 (4) を表しりまして、 (5) を表しまして、 (5) を表しまして		今 平 阪 の 劣 <i>刀</i> 原	本年度の具体策
	-	全教職員の経営	教育課程
学習指導展的の整盲を踏まえた、創意ある - 協働シスポートを 対口としての自覚と強質の向上 「確かな学力」を保障する学習指導 - 学校評議員制度 学位を指導の方達 基礎基本の確実な定着を図る「わかる授業」 - 基礎基本の定着 単位をう接集の研究と実践 学位合う授業の研究と実践 学の企業を(間ぐ/書を)を 学の企業を(間が)を指導の充実 単位をう援業の研究と実践 学位合う授業の研究と実践 学位合う授業の研究と実践 学位合う授業の研究と実践 学位合う授業の研究と実践 学位の表表 学の企業を(間で)を がかて学力してきる別がかる担意の育成 一人人を大切にする人権教育の実践 一人人を大切にする人権教育の実践 一人人を大切にする人権教育の実践 一人人を大切にする人権教育の実践 一人人を大切にする人権教育の実践 一人人を大切にする人権教育の実践 一人人を大切にする人権教育の実践 一人人を大切にする人権教育の事成 一人人を大切にする人権教育の事成 一人人を大切にする人権教育の事成 一人人を大切にするとが自然にできる児童の育成 一人人を大切にする人権教育の事成 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人を大切にする。 一人人をなびりの方案 一人を一人のある、 一人にある、一人を表示を一人 一人を表示しての意識の高機 中人のの方式 一人を一人のる大切 一人を表示してのの方式 一人を一人のる大切 一人を一人のる大切 一人を一人のる大切 一人を一人のる大力 一人を一人のる ・ 「健康女生は導の ・ 「健康女生は導の ・ 「他家をとの対応 ・ 「他のケイ」の充実とその対応 ・ 「他職を主場の ・ 「他職を主場等の ・ 「他のケイ」の充実とその対応 ・ 「一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	Ξ	組織の協働体制	・学校評価、外部評価を生かした学校経営・全職員の経営参画音譜の高揚
文首課程の改善と実施 学校評価、外部評価を生かした学校づくり 「確かな学力」を保障する学習指導 基礎基本の確実な定着を図る「わかる授業」 「確かな学力」を保障する学習指導 学び合う授業の研究と実践 個に評価し、評価を指導に生かす学習指 のの教育」の充実 体別支援教育の一層の充実(全教育活動で) 「所を流して働く」動労意欲の伸張 他人の義みがわかる児童の育成 一部投や設備、学校をとりまく環境の活用 特別支援教育の推進 体別支援教育の推進 地域の歴史と伝統の維維 内から開く、開かれた学校づくりの充実 は成分性域との意働による児童の育成 日本の主体のを大切にする態度の育成 一方したがの表現 特別支援教育の推進 体別支援教育の推進 体別支援教育の推進 地域の歴史と伝統の維維 日本の主体のの 関本とは域とのを入りの在実 のの形式を使なくりの充実 は域の歴史と伝統の維維 日本の主体のの の表表、地域との直動の の表表、地域との直接 は域の歴史と伝統の維維 日本の主体の の表表、地域との主体の のの形式 の表表、地域との のの形式 のが表表の のが表表の のが表 のを表現の のが表 のが表 のが表 の指数を、地域との のが表 のが表 のが表 のが表 のが表 のがま のがま の指数を、地域との のが表 のが表 のが表 のが表 のが表 のが表 のがま のが表 のがま のが表 のがま のがま のがま のがま のがま のがま のがま のがま	(2)	コンス以 学習指導要領の趣旨を踏まえた、	ログニが誤び回返ムとミドルリーダーの
学校評価、外部評価を生かした学校づくり 「確かな学力」を保障する学習指 基礎基本の確実な定着を図る「わかる授業」 基礎基本の確実な定着を図る「わかる授業」 事徒とう授業の研究と実践 「個人/書く能力等との定義 事が合う授業の研究と実践 「個人/書く能力等との定義 事が合う授業の研究と実践 「個人/書く能力を全間の方式 学校課題での研 の確定を応じたきめ細かな指導の充実 「個に評価し、評価を指導に生かす学習指 の確定を持つの対応 のが表 外国語(英語)活動の方実 外国語(英語)活動の方実 外国語(英語)活動の方実 を表現にできる児童の育成・あいてつの励行 一人一人を大切にする人権教育の実践 道徳教育の一層の方実(全教育活動で) 「行を流して働く」動労意欲の伸張 体別支援教育の推進 体別支援教育の推進 「から精みがわかる児童の育成・あいとつの励行 一人一人を大切にする人権教育の実践 道徳教育の一層の方実(全教育活動で) 「行を流して働く」動労意欲の伸張 体別支援教育の推進 かいたの方の方式 「一位の教育」の方案 「対を流して働く」動労意欲の伸張 体別支援教育の推進 かいた学校なくりの方実 自然やな共物を大切にする態度の育成・いじめ、不登校 最近保全への意識・地域との結婚による児童の育成・アルミ体を対してする能力の方理 は域の歴史と伝統の継承・単位の音楽・地域との結婚による児童の育成・アルミ体が会別の機能 は域の歴史と伝統の継承・単位の主題をにたった健康と位の参照と伝統の継承・「日本の活性化、関かれた学校なくりの方法 は域の歴史と伝統の継承・「日本の活性をいる人、「日本の活性をいる人を表現の理念にたった健康と体力へが、「保護大手の方法・「全種によりの方法」(企業を見描えた、「全種により有本の方式」(会員」の方表との対応・にかのケア」の元表とその対応・になっましまでは、一般を表見によった。「必要とな対応・になっましまの情をのある場。」 「全面の自主的精神の高揚 はずまとをな対応・になっましまの方法。「会員」の方表	Her	教育課程の改善と実施	٦J
(間々と書きるのでは、	<u>⊕</u>	学校評価、外部評価を生かした学校づく プロとしての自覚と資質の向上	
	0	「確かな学力」を保障す	学習指導の充実
(個人 / 書 / 能 / 能 / 能 / 能 / 能 / 能 / 能 / 能 / 能	Ξ	基礎基本の確実な定着	€本の定着を
中でたじたきめ細かな指導の充実 で変産学習の充実 で変産学習の充実 (を定したこときめ細かな指導の充実 で変産学習の充実 に 総合的な学習の方式 (をきた (総合的な学習の方式 (を表別) 正動の方実 (全教育活動の方実 (全教育活動で) (おと) 日本人 を大切にする人権教育の実践 (主義の) (おい と) の の (1) の が (1) の	٠ (—)実践	(聞く/書く能力・表現力の育成)
	9 9		・投業の工夫収書と予業指導の充実の売売のかま
## 1900年	ଚ ଚ	面に応したい8 名様に背ぼ	
## 1995 199) नि	í E	
外国語 (英語) 活動の充実 現代的課題への対応 当たり前のことが自然にできる児童の育成・多いとつの励行 一人一人を大切にする人権教育の実践 道徳教育の一層の充実(全教育活動で) 「丹を流して働く」動労意欲の伸張 特別支援教育の推進 自然や公共物を大切にする態度の育成・いじめ、不登校 日外の編みがわかる児童の育成・いじめ、不登校 日外の指令がな失地を大切にする態度の育成・いじめ、不登校 日外の指令、関へ、関本的に挙しの施働による児童の育成・フルミ市やエコ 家庭、地域との意識・地域力の活用 対から開く、開かれた学校なくりの充実・アルミ市やエコ 家庭・地域との協働による児童の育成・アルミ市やエコ なた地域づくりに生かす視点の推進・アルズ市やエコ を成せ地域との協働による児童の育成・アルミ市やエコ を成せ、関本・地域とのないになった。 「神楽市の主義・地域とのない。」 「神楽市と伝統の継承」・「中 T A の活性化 は本の歴史と伝統の継承・「中 T A の活性化 は本の歴史と伝統の継承・「中 T A の活性化 は本の正文とを教育の後底 生命尊重とな教育の後底 生命尊重とな教育の後底 「自動教室、避難」(後責」の充実とその対応・たった修康と体力へが。「他康安全指導の 「心のケア」の充実とその対応・「神楽を見据えた・「経費」」の充実 「食育」の方実 「食育」の方実・将食センター、「国際理解教育の元美	(2)	生きた「総合的な学習の時間」	分析
(1) 中央的 (1)	(9)	外国語 (英語) 活動の充実	
100の数章 の充実 100の数章 の充実 100の数章 の元実 100の数章 ののできる児童の育成 100の数章 のののできる児童の育成 100の数章 ののできる児童の育成 100の不要 (全教育活動で) 100、不登枝 100の 100、不登枝 100 1	(7)	現代的課題への対応	・学校課題での研究と実践
当たり前のことが自然にできる児童の育成 ・あいさつの励行 当徳教育の主要 (全教育活動で) ・			:
- 人 - 人 - 人 を 大切にする 人 権 教育の実践	Ξ	当たり前のことが自然にできる児童の育成	
道徳教育の一層の充実(全教育活動で)	(2)	ー人一人を大切にする人権教育の実践 □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・読書活動の充実
((3)	道徳教育の一層の充実(全教育活動で)	6
他人の痛みがわかる児童の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(4)	「汗を流して働く」 勤労意欲の伸張	~
# 別支援教育の推進	(2)	他人の痛みがわかる児童の育成	・児童との信頼関係を築く積極的な児童指導
 施設や設備、学校をとりまく環境の活用 4 学校及び周辺担 自然や公共物を大切にする態度の育成 ・ 環境教育の充実 環境の高機 ・ 環境教育の充実 家庭、地域との連携・地域力の活用 5 家庭、地域とのを大りの推進・	(9)	特別支援教育の推進	・いじめ、不登校児童への組織的対応
施設や設備、学校をとりまく環境の活用 4 学校及び周辺短 自然や公共物を大切にする態度の育成 ・			気な歌
 自然や公共物を大切にする態度の育成 ・自然や公共物を大切にする態度の育成 ・アルミ缶やエコ家庭、地域との連携・地域力の活用 5 家庭、地域との連携・地域力の活用 5 家庭、地域との選供・地域力の活用 5 家庭、地域との選供・地域力の活用 5 家庭、地域とではならりの充実を確かによる児童の育成 (学校ボランティア・中国を取りの発展を出域くりに生かす視点の推進 ・家庭訪問及び教成成果を出域づくりに生かす視点の推進 ・家庭訪問及び教の生活のを教育の徹底 ・品種を習の理念にたった修康と体力つくり ・6 健康で豊がな当年語学習の理念にたった修康と体力つくり ・6 を表表に対象と、支援員のにかのケア」の充実とその対応 ・6 を表見お売り ・6 を表見据えた ・原介とサター、国際理解教育の充実 ・ 所名をとンター、国際理解教育の充実 ・ 所名をヒンター、国際理解教育の充実 	4		1
 環境教育の充実 環境保全への意識の高揚 アルミ缶やエコ 家庭、地域との連携・地域力の活用 写成、地域との 事度や地域と、関かれた学校づくりの充実 PTAの活性に 等度や地域と、 の場した。 PTAの活性に (学校ボランティア) 各種たよりの発 成果を地域づくりに生かす視点の推進 ・家庭訪問及び教 成果を地域づくりに生かす視点の推進 保藤文括力ある生活の実現 保藤文括導の 生命・算量と受教育の機底 生命・算量とを教育の機度 住藤文全指導の 生命・算量とを教育の機 「他のケア」の充実とその対応 「食育」の充実とその対応 「食育」の充実とその対応 「食育」の充実とその対応 「経験をとンター、 国際理解教育の充実 「公のケア」の 「公のケア」の 「公のケア」 「公のケア」 「公のケア」 「公のケア」 「公のケア」 「公のケア」 「公のケア」 「公世界に目を 」、「公世界に目を 」、「公世界に目を 」、「公世界に目を 	Ξ	自然や公共物を大切にする態度の育成	
環境保全への意識の高揚 ・アルミ缶やエコ 家庭、地域との連携・地域力の活用 5 家庭、地域との 家庭や地域との協働による児童の育成 ・家庭的間及び教 成果を地域づくりに生かす視点の推進 ・家庭的間及び教 ・家庭的間及び教 ・家庭的間及び教 ・家庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的間及び教 ・な庭的地域行事 ・足童の地域行事 ・保護文全指導の ・いのケア」の充実とその対応 ・おのかケア」の充実とその対応 ・おのでを表見据えた ・おのかケア」の充実とその対応 ・おのでを表見据えた ・おのでを表見にある。 「食育」の充実 ・経職を見出る方 ・名 C 、 支援員の ・ いる方式 ・ 特定センター、 国際理解教育の充実 ・結束を見据えた ・ 特定センター、 国際理解教育の充実	(2)	豊かな環境づくりの推進	・環境教育の充実/花いっぱい運動の推進
家庭、地域との連携・地域力の活用 5 家庭、地域との連携・地域力の活用 家庭や地域との協働による児童の育成 (学校ボランティア・分種なの協働による児童の育成 (学校ボランティア・分種なの歴報で) 成果を地域づくりに生かす視点の推進 (学校ボランを報告の報金/ですの主がですの生态によりで教育の機度 (金藤文皇がな) (金藤文皇がな) 田本学習の理念にたった健康と体力つくり (66) (金藤文皇神本) 「心のケア」の充実とその対応 (66) (67) 「食育」の充実とその対応 (66) (67) 「食育」の充実とその対応 (66) (67) 「食育」の充実とその対応 (66) (67) 日童の自主的精神の高揚 (72) (64) 日童の自主的精神の高揚 (72) (72) 日本学の方式 (72) (72) 「八人世界に目を (73) (72) 「八人世界に目を (73) (73)	(3)	環境保全への意識の高揚	・アルミ缶やエコキャップ等の回収
内から開く、開かれた学校づくりの充実	ß	家庭、世域との連様・出域力の活用	阪田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
家庭や地域との協働による児童の育成 (学校ボランティブ 地域の歴史と伝統の継承 ・客庭訪問及び教 成果を地域づくりに生かす視点の推進 ・児童の地域行事 ・児童の地域行事 明るく活力ある生活の実現 ・健康安全指導の 生命尊重と安全教育の徹底 ・ S.C.支援員の 「心のケア」の充実とその対応 ・ い知教室、避難 「食育」の充実 関章の自主的精神の高揚 ・ 将来を見据えた 国際理解教育の充実 ・ 流々世界に目を 国際理解教育の充実 ・ 流々世界に目を	Ξ	内から開く、	PTA
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2)	家庭や地域との恊働による児童の育成	(学校ボランティア・子ども支援ネットワークの活用)
成果を地域づくりに生かす視点の推進 ・家庭訪問及び教育相談の充実 ・児童の地域行事等への積極的な参加 中間るく活力ある生活の実現 ・健康で豊かな生活の実現 生命尊重と安全教育の徹底 ・健康安全指導の地底 生命尊重と安全教育の徹底 ・SC、支援員の効果的な活用と充実 「心のケア」の充実とその対応 ・SC、支援員の効果的な活用と充実 「食育」の充実 ・防犯教室、避難訓練、交通安全教室 「食育」の充実 ・防犯教室、避難訓練、交通安全教室 ・防犯教室、避難訓練、交通安全教室 ・協和教室、避難訓練、交通安全教室 ・防犯教室、選難訓練、交通安全教室 ・「将来を見据えた体力づくりの充実 ・開業の自主的精神の高揚 ・総食センター、栄養教諭との連携 国際理解教育の充実 ・「広く世界に目を向け、交流をとおし、広く世界に目を向け、交流をとおし、	(3)	地域の歴史と伝統の継承	・各種たよりの発行及びHPの充実
明るく活力ある生活の実現 6 健康で豊かな生活の実現 自命尊重と安教育の徹底 ・健康と格力の実現・健康を指導の徹底 生態学習の理念にたった態康と体力のくり ・SC、支援員の効果的な活用と充実しののアリーの充実とその対応・防犯教室、避難訓練、交通安全教室「食育」の充実とその対応・特殊を見据えた体力づくりの充実・将来を見据えた体力づくりの充実に立ている。 投資の方案 ・所収表を見据えた体力づくりの充実・総食とンター、栄養教諭との連携・総食センター、栄養教諭との連携・の選携・の充実・の意味・ 国際理解教育の充実・・広く世界に目を向け、交流をとおし、	(4)	成果を地域づくりに生かす視点の推進	・家庭訪問及び教育相談の充実・児童の地域行事等への積極的な参加
生態学室の理念にたった健康と体力つくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9		ì
生涯学習の理念にたった健康と体力つくり ・SC、支援員の効果的な活用と充実 ・防犯教室、避難訓練、交通安全教室 ・防犯教室、避難訓練、交通安全教室 ・将来を見据えた体力づくりの充実 ・経食センター、栄養製諭との連携 国際理解教育の充実	E		健康安全指導の徹底
「めのケア」の充実とその対応 ・時来を見据えた体力づくりの充実 「食育」の充実 ・将来を見据えた体力づくりの充実 児童の自主的精神の高揚 ・総食センター、栄養製論との連携 国際理解教育の充実 ・広く世界に目を向け、交流をとおし、	3 //		支援員の効果的な活用と充実
「食育」の充実 ・将・ 児童の自主的精神の高揚 画際理解教育の元実 ・広	ල //	「心のケア」の充実とその対応	室、避難訓練、交通安全教室
児童の自主的精神の高揚 ・給 国際理解教育の充実 ・広	4	「食育」の充実	将来を見据えた体力づくりの充実
国際理解教育の充実・広	(S)	児童の自主的精神の高揚	・給食センター、栄養教諭との連携
	9 /#	国際理解教育の充実	広く世界に目を向け、交流をとおした国際

(4) 保健室経営の構造図 (例)

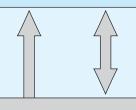
図-1

① 関係法規

- ・日本国憲法
- ·教育基本法
- ·学校教育法
- ・学校保健安全法
- · 学校給食法 等
- ② 学習指導要領
- ③ 都道府県及び市区 町村教育委員会の 教育方針
- ④ 今日的な課題

《学校経営》

- · 学校教育目標
- ・経営ビジョンの提示
- ・教育課程の編成



- ・学校保健目標
- ・学校保健計画

- ① 学校・地域社会の 実態
- ② 児童生徒の実態 心身の健康課題等
- ③ 保護者・地域社会 のニーズ

○ 保健室の機能学校保健活動のセンター的機能

- ① 健康診断
- ② 健康相談
- ③ 保健指導
- 4 救急処置(休養を含む)
- ⑤ 発育測定
- ⑥ 保健情報センター
- ⑦ 保健組織活動のセン ター

《保健室経営》

- ・保健室経営目標
- ○保健室経営計画 保健室経営計画とは、 当該学校の教育目標及 び学校保健目標などを 受け、その具現化を図 るために、保健室の経 営において達成される べき目標を立て計画 的・組織的に運営する

養護教諭の主な職務 内容(専門領域)

- ① 保健管理
- ② 保健教育
- ③ 健康相談
- ④ 保健室経営
- ⑤ 保健組織活動



ために作成される計画

である。

具体的な活動の展開

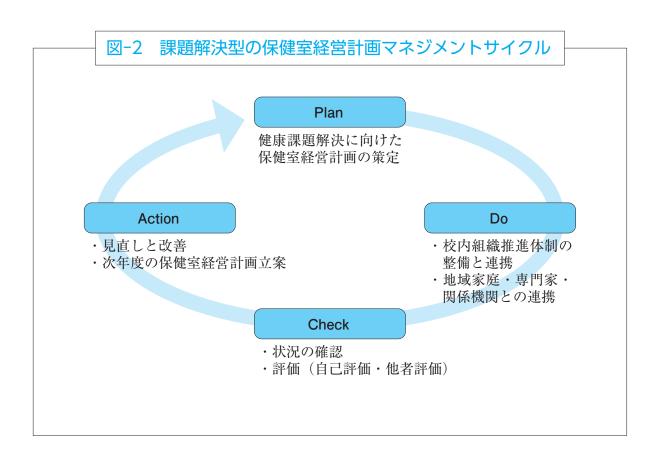
計画 (Plan)・実施 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action)

2 保健室経営計画

(1) 保健室経営計画とは

中教審答申(H20.1)では、学校保健関係者の役割の明確化、校内外の組織体制づくりの二点に焦点を当て、具体的な提言がなされた。その中で子供の健康づくりを効果的に推進するために、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められた。保健室経営計画については、「保健室経営計画とは、当該学校の教育目標及び学校保健目標などを受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画である」と述べている。

学校教育の基盤となる児童生徒の健康や安全を確保するには、全職員が相互に連携していくことが重要である。そのためには、課題解決型の保健室経営計画を立て児童生徒の心身の健康づくりを効果的に進めていくことが必要である。



(2) 保健室経営計画の必要性

保健室経営計画の必要性は、次のとおりである。

- ① 学校教育目標や学校保健目標の具現化を図るための保健室経営を、計画的、組織的に進めることができる。
- ② 児童生徒の健康課題の解決に向けた保健室経営計画(課題解決型)を立てることによって、児童生徒の健康課題を全教職員で共有することができる。

- ③ 保健室経営計画を教職員や保護者等に周知することによって、理解と協力が得られやすくなり、効果的な連携ができる。
- ④ 保健室経営計画を立てることによって、養護教諭の職務や役割を教職員等に啓発してい く機会となる。
- ⑤ 保健室経営計画の自己評価及び他者評価(教職員等)を行うことにより、総合的な評価ができるとともに課題がより明確になり、次年度の保健室経営に生かすことができる。
- ⑥ 養護教諭が複数配置の場合には、お互いの活動内容の理解を深めることができ、効果的な連携ができる(計画は一つ)。
- ⑦ 異動による引き継ぎが、円滑に行われる。等

(3) 養護教諭の職務(役割)と保健室の機能

① 養護教諭の職務

養護教諭の職務については、中教審答申(H20.1)において、「養護教諭の職務は、学校教育法で児童生徒の養護をつかさどると定められており、昭和47年及び平成9年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動などを行っている。」と述べられており、養護教諭の専門領域における職務内容が5項目に整理された。

また、「養護教諭は学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。」と述べられており、その役割がますます大きくなっている。これまでの経緯を踏まえて、養護教諭の職務について考察したものを表-1に示す。

② 養護教諭に求められている役割

中教審答申(H20.1)を踏まえ、学校保健法の一部改正が行われ、養護教諭の役割の明確化が図られた。主な改正点は、養護教諭を中心とした関係教職員等と連携した組織的な保健指導・健康相談・健康観察の充実などである。近年の動向を踏まえて養護教諭に求められている役割を考察すると次のとおりである。

- 1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でコーディネーターの役割
- 2)養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、保健指導、健康観察の充実
- 3)学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の充実(保健室経営計画の作成)
- 4)いじめや児童虐待など子供の心身の健康問題の早期発見、早期対応
- 5) 学級(ホームルーム)活動における保健指導をはじめ、TTや兼職発令による保健学習などへの積極的な授業参画
- 6) 健康・安全に関わる危機管理への対応 救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症等
- ◎保健主事を兼務している養護教諭
 - 1) 学校保健と学校全体の活動に関する調整

- 2) 総合的な学校保健計画の作成
- 3) 学校保健委員会(地域学校保健委員会)の活性化
- 4) 校内保健組織を核とした組織的な運営と活動
- 5) 学校保健活動の評価 (PDCA) 等

③ 保健室の機能

保健室の機能は、中教審答申(H20.1)に示されているように、学校保健活動のセンター的機能として統括することができる。「場」としての機能として整理すると、学校保健安全法第9条(保健室)に示されている「健康診断」「健康相談」「保健指導」「救急処置」に加え、「発育測定」「保健情報センター」「保健組織活動のセンター」などの機能がある。養護教諭は、保健室経営をするに当たり職務や役割、保健室の機能を十分考慮した上で、保健室経営計画(課題解決型)を立て、組織的に運営していくことが重要である(図-1保健室経営の構造図(例)参照)。

	表-1 養護教諭の専門領域における主な職務内容					
(1)保健管理	①心身の健康管理 ○救急処置 ◇救急体制の整備と周知 ◇救急処置及び緊急時の対応 ○健康診断 ◇計画、実施、事後措置、評価、改善 ○個人及び集団の健康問題の把握 ◇健康観察(欠席、早退の把握を含む) ◇保健情報の収集及び分析 ◇保健室利用状況の分析・評価 ○疾病の予防と管理 ◇感染症・食中毒の予防と発生時の対応 ◇疾病及び障害のある児 童生徒の管理 ◇経過観察を必要とする児童生徒の管理					
	②学校環境の管理 ○学校環境衛生 ◇学校環境衛生の日常的な点検への参画と実施 ◇学校環境衛生検査(定期検査・臨時検査)への参画 ○校舎内・校舎外の安全点検 ◇施設設備の安全点検への参画					
(2)保健教育	 ①保健指導 ○個別指導(グループ指導を含む) ○特別活動における保健指導への参画 ◇学級(ホームルーム)活動 ◇学校行事 ◇児童生徒会活動 ②保健学習 ○体育科、保健体育科におけるティーム・ティーチングによる保健学習への参画 ○「総合的な学習の時間」における保健学習への参画 ○道徳の授業への参画 ③啓発活動 ◇児童生徒、教職員、保護者、地域住民及び関係機関等への啓発活動 					

(3)健康相談	①心身の健康課題への対応
(4)保健室経営	①保健室経営計画の作成・実施・評価・改善 ②保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 ③保健室の設備備品の管理 ④諸帳簿等保健情報の管理
(5)保健組織活動	①職員保健委員会への企画・運営への参画 ②PTA保健委員会活動への参画と連携 ③児童生徒保健委員会の指導 ④学校保健委員会、地域学校保健委員会等の企画・運営への参画 ⑤地域社会(地域の関係機関、大学等)との連携
(6)その他	①学校保健計画策定及び学校安全計画の策定への参画 ②学校保健に関わる研究

3 保健室経営計画の作成

(1) 学校保健計画と保健室経営計画

学校保健計画は、学校保健活動の年間を見通した総合的な基本計画である。学校保健の成果を上げるためには、保健教育と保健管理に加え、全ての教職員が役割を分担し、家庭や地域の関係者と連携して組織的に活動を推進することが必要となることから、学校保健目標を達成するために、「保健教育」「保健管理」「組織活動」の3領域について、毎年度、具体的な計画として作成されるものである。

一方、保健室経営計画は当該学校の教育目標および学校保健目標などを受け、その具現化を 図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するた めに作成される計画である。学校保健計画は全教職員が取り組む総合的な基本計画であるのに 対し、保健室経営計画は、学校保健計画を踏まえた上で、養護教諭が中心となって取り組む計 画である。

	学校保健計画	保健室経営計画
推進者	全教職員 *役割分担して組織的に活動を推進	養護教諭が中心
特徵	 ・学校保健活動の年間を見通して、「保健教育」「保健管理」「組織活動」の3領域について立てる総合的な基本計画 ・単年度計画 ・学校経営の評価に位置付け、評価を実施 	・教育目標等を踏まえた上で、保健室経営の 目標に対して、計画的、組織的に運営する ための計画 ・養護教諭の職務(役割)と保健室の機能を 踏まえた計画 ・単年度計画 ・保健室経営目標に対する評価を実施

(2) 学級経営計画と保健室経営計画の違い

学級経営計画は、教育目標の実現を目指し、学級を単位として学級担任が児童生徒一人一人の能力を十分発揮できる「よりよい学級づくり」を行うことを目的とした計画である。学級は、一人一人の児童生徒が教師や友達との「出会い」「ふれあい」「学び合い」を通して成長していく場であり、そのような場づくりが学級経営のねらいとなる。

保健室経営計画は、全校にかかわる経営計画として、教職員に周知を図り連携していくことが望まれている。また、「保健室経営」は、養護教諭の重要な職務であり、学校全体に関わり学校・家庭・地域の連携のもと推進していく必要があることから、学校経営の観点に立って取り組むことが必要である。

なお、保健室経営計画の主な内容例を挙げると次のとおりである。

- ①学校教育目標
- ②学校経営方針 (健康・安全に関わるもの)
- ③児童生徒の心身の健康課題
- ④学校保健目標・今年度の重点目標
- ⑤保健室経営目標
- ⑥目標を達成するための具体的な方策 (保健管理・保健教育・健康相談・保健室経営・保健組織活動)
- ⑦評価計画(自己評価・他者評価)

次の基本的事項については、毎年大きく変化するものではなく、必要時適宜見直しが図られることから、これらについては保健室経営計画とは別立てとし、ファイルを作成するなどして年度当初に職員等に配布し、説明や指導する機会を設けて周知・共通理解を図っておくことが必要である。

- ①保健室利用方法
- ②健康観察の方法
- ③救急体制・日本スポーツ振興センターの手続き方法
- ④感染症発生時の対応・出席停止措置

(3) 保健室経営計画の作成手順(様式例と作成のポイント)

平成〇〇年度 〇〇学校 保健室経営計画

養護教諭 〇〇〇〇

学校教育目標

※学校の教育目標を記載する。



学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

※学校の経営方針の中から保健安全にかかわる部分を記載する。



Point

*学校がどのような児童生徒の姿を目指しているのか、学校経営・運営ビジョン等を受ける。

学校保健目標

- ※学校保健目標を記載する。(長期的目標)
- ◇教育目標、学校経営方針を受け、児童生徒の健康課題解決に向けて達成しなければならない目標を立てる。

[Point]

*教育目標の達成に向けて学校保健の分野ではどのような力を児童生徒に身に付けさせるのかを記載する。

重点目標

- ※学校保健目標における年度の重点目標を 記載する。(短期的目標)
- ◇学校保健目標を達成するために、児童 生徒の課題の解決に向けて、その年度 において重点的に取り組む事項につい て目標を立てる。

[Point]

*その年度に優先的に取り組むものを最 重点課題と考え、重点目標を一つから 二つくらいにしぼる。

児童生徒の主な健康課題

- ※児童生徒の健康課題について記載する。
- ◇学校保健計画の重点目標との整合性を 図る。

〈課題をつかむための情報(例)〉

- ・学校生活における日常的な健康観察の 結果
- ・ 定期健康診断の結果
- ・保健室の利用状況の分析(傷病の処置 記録簿や保健日誌等)
- ・各種の調査結果等 (保健調査・保健統計・体力テスト等)
- ・健康相談・保健指導の記録 等

[Point]

- *児童生徒の実態をとらえ、データ(数 値等)を取り入れながら児童生徒の実 態が具体的にわかるように記載する。
- *推測や指導観などは入れず、事実を記載する。

保健室 経営目標

保健室経営目標達成のための 具体的な方策 (※…評価の観点)

他者 自己評価 価 だれ 到向今理 方 到助意 41 達け後由 達 言見等・ から 度 法度 てにノ 9

*重点目標と関連を図っ た保健室経営の達成目 標を立てて記載する。

[作成に当たっての留意点]

- ◇主な健康課題の中で、 より緊急度やニーズの 高い課題を優先する。
- ◇今年度重点的に取り組むものを記載する。 (目標としてあげている事項だけを実施するという意味ではない。)

[Point]

- *「○○をして~の充実 を図る」の表記を用い ると分かりやすい。
- *どのような手立てで取 り組むのかを大枠でと らえ目標に入れ込む。
- *個人の目標ではないので「~に努める」の表現は使わない。

[Point]

- *保健室経営の目標達成のためにその年度、重点的に取り組む具体的な手立てを記載する。
- *実施後、自己評価・他者評価をする際の指標となるよう、評価の観点を記載する。

[作成に当たっての留意点]

- ◇保健室の機能を十分考慮する。
- ◇各目標に対し、養護教諭としての取組事項を記載する。
- ◇「保健管理・保健教育・健康 相談・保健室経営・保健組 織活動」の枠組みに沿って 整理するとわかりやすい。 (5項目全てを書き込むと いう意味ではない。)
- ◇保健室経営計画は、短年度 の計画である。1年間に実 施できる範囲で、何を行う かが分かるように具体的に 記入する。
- ◇養護教諭の役割や、教職員 及び関係者との連携におけ る評価の観点を明確にして おく。

【Point】≪評価の観点について≫

- *「目標の裏返しが評価の観点」 であることを念頭に置き設定する。
 - ○具体的な方策を実施できたか
 - ○実践の中でねらいを達成でき たか。
- *評価の観点は一つから三つくらいまでとする。

*保健室経営の目標や方策 について振り返り、今後 (次年度)の課題を明ら かにするために、どのような観点・指標で、誰 が、いつ、どのように 価するかを記載する。

[作成に当たっての留意点]

- ◇保健室経営の目標に対する達成の状況について 「経過評価」及び「結果・成果評価」を行う。
- ◇客観的なデータによる評価も取り入れる。
- ◇自己評価だけでなく、他 者評価(保健主事・教職 員・児童生徒等)も取り 入れる。 ✓

[Point]

*到達度

「よくできた」「ほぼできた」 「あまりできなかった」「まっ たくできなかった」の4件法 で評価する。

*いつ

評価の時期を具体的に明記す る。〈例〉「実施後」「学期末」 「年度末」等

*だれから

だれが評価をするのかを明記 する。

〈例〉「児童生徒」「教職員」 「学級担任」「保護者」「学校 保健委員会参加者」等

*方法

どのような方法で評価をする のか明記する。

〈例〉「ワークシート」「アンケート」「聞き取り」「評価シート」等

保健室経営目標に対する総合評価

1 2 3 4

〈総評と次年度への課題〉▽

[Point]

*養護教諭が行う自己評価と、関係者による他者 評価を総合し、1年間の実践の総評を文章表記 し次年度の計画立案に生かす。

Point

- *各方策の到達度を総合した評価を記入する欄を設ける。 (到達度と同様に4件法)
- *評価に関しては、計画段階では記載がないため簡略化しているが、実際は評価用に別立てで 評価シートを作成するなどして実施することが望ましい。

(4) 保健室経営計画の評価方法

① 自己評価と他者評価

保健室経営計画に基づいて適切に評価を行うことは、保健室経営の改善、発展の鍵となる。 保健室経営計画の評価は、養護教諭による自己評価と教職員等による他者評価の両方で捉える ことが重要である。

自己評価

- ・養護教諭の取組を対象として実施
- *評価は、養護教諭自身が保健室経営をふり返り、改善し、次年度の保健室経営に 生かすための評価である。
- ・評価規準は、総合的に「よくできた」「ほぼできた」「あまりできなかった」「まっ たくできなかった | の4件法で評価する。
- ・「なぜそうなったのか/今後に向けて等」についても具体的に記載する。
- *ここで4件法を用いたのは、どちらでもないという中間的な評価をなくし、実質 的な運用面の妥当性を重んじたものである。

他者評価

- ・目標に対する達成の状況について、聞き取りやアンケートで学級担任等の関係職 員、保護者等の意見を聞いたり、児童生徒のふり返りカードから読み取ったりし て、客観的なデータ等で評価する。
- ・聞き取り、アンケート、児童生徒のふり返りカード等を作成するにあたっては、 評価の観点や指標を明らかにしておく。
- *学校評価の学校保健の全体評価と、保健室経営の評価をそれぞれ行う。

評価の観点は、以下のとおりである。

<評価の観点>

- ○計画は適切であったか。
- ○計画に基づいて遂行できたか。
- ○昨年度の評価結果が生かされたか。 ○目標が達成できたか。

- ○教職員の役割分担は適切であったか。 ○教職員の共通理解と協力が得られたか。
- ○保護者の理解と協力が得られたか。 ○学校医等の理解と協力が得られたか。
- ○地域の関係機関の理解と協力が得られたか。等

自己評価と他者評価の観点は同様とする。あらかじめ評価の観点を示すことによって、自己 評価及び他者評価が実施しやすくなる。

② 経過評価と結果・成果評価

経過評価とは、目標達成の方策の実現状況を実施の途中の段階で見取っていくことで、児童 生徒や教職員、保護者等の意見や面接、アンケートなどを方策の各段階で計画的に行い、問題 があれば調整を行い、計画の修正に利用する。こちらは、実施の途中でできるものと、できな いものがある。

一方、結果・成果評価とは、目標に対する達成の状況について評価することで、最終的な評価ということになる。目標達成のための具体的な方策の事後の結果やアンケート調査、観察法、インタビュー、数値等の客観的なデータなどで評価する。評価をする時に、どのような視点や指標で、だれが、いつ、どのように評価するかについて明確にしておく必要がある。

③ 総合評価

総合評価とは、具体的な方策の到達度の平均を各保健室経営目標ごとに算出し、その値を目標の総合評価とする。

保健室経営計画は、単年度計画としていることから計画の実施による児童生徒の変容等を把握できるものもあるが、できないものもあることを周知することが必要である。

総合評価を行い、次年度への課題を明確にし、教職員へフィードバックしていくことが重要である。

保健室経営計画及び評価計画(例)

(1) 小学校(例1)(評価例含む)

平成〇〇年度 〇〇小学校 保健室経営計画

養護教諭 〇〇〇〇

学校教育目標

学びを楽しみ ふるさとを愛し たくましく生きる 【重点目標】 『できた!わかった!があふれる学校』

学校経営方針(保健安全に関わるもののみ)

- ・児童一人一人の実態や発達段階に応じた体力つくりと明るく健康的な生活を営む態度の育成を目指すため、身体計測や新体力テスト、生活習慣調査などを生かした指導計画を作成し、指導法の工夫に努める。
 ・自己の体力・体格・健康についての関心を高め、朝の時間や業間での自由運動・遊びを通し、心と体の健康の保持増進が図られるようにする。さらに、日常の生活指導、安全指導、安全管理の強化を図り、学校事故絶無を期する。

学校保健目標

健康安全で明るい日常生活を営むための基本的な生活習慣を養い、心身の調和的発達を図る。

重点目標

(1)食事、睡眠、運動に関する指導の充実を図る。 (2)心的ストレス等に関する配慮が必要な児童を把握し、連携 して支援の充実を図る。

児童生徒の主な健康課題

- ・原発事故の影響による生活環境の変化や屋外での活動が減り、体力が低下している。 ・肥満傾向児童(肥満度20%以上)が全体の14.3%いる。 ・バスでの通学時間が長く(片道約1時間)、疲労が蓄積し
- ・環境の変化により生活習慣の乱れが見られるとともに、心 理的ストレスが、身体症状となって現れ来室する児童もい

	到達度: 1 よくできた 2 ほぼできた 3 あまりできなかった 4 まったくできなかった									
経保	伊健学経営日標達代のための		自己評価			也 者	評	価		
営目標室	保健室経営目標達成のための 具体的な方策 (※評価の観点)	到達度	向今理 け後由 てに/	いっ	だれから	方法	到達度	助意見 等		
1 生活の調査や保健教育な	A) 保健教育(保健学習・保健指導)において、担任等と事前打合せを行い、児童や地域の実態に即したTT等による指導を実施する。3年体育科(毎日の生活と健康)3年学活(おやつのとり方を考えよう)4年学活(生活習慣について)6年体育科(病気の予防) ※担任等と事前打合せのもとに、TT等による指導を実施できたか。	① 2 3 4	・事前に打合せを し、指導者の役 割についてもめる にしていたためるこ とができた。 ・TTによる授業を 指導案作成の実践 することができた。	実施後	教職員・児童	聞き取り	① 2 3 4	・専門性を発 揮していた だき、TTに よる効果的 な授業がで きた。		
る。 教育を担任等と連携して実施し、	B) 毎週1回、生活のチェック(早寝・早起き・朝ごはん等)を行い、個別の課題を把握し、指導に生かす。 ※年間を通して週1回実施できたか。 ※調査結果を保健学習及び保健指導(集団・個別)に生かすことができたか。	1 ② 3 4	・課題を共有し、連携して個別指導を行うことができた。	毎週・年度末	学級担任	聞き取り	1 2 3 4	・保養学習の 授業に生のする 大学を生かた。 ・個別間が分で ・できずれた。 ・個ができずれた。 ・では、れいで ・でできずれた。		
、生活習慣改善のため	C) 健康診断、日常の健康観察、生活のチェック等の結果を家庭に知らせ健康相談を実施するなどして、家庭と連携できるよう継続的に働きかける。 ※健康診断、生活チエック等の結果を家庭に知らせることができたか。 ※家庭に継続的に働きかけ、連携して生活習慣の改善ができたか。	1 2 3 4	・継続して働きかけることはできまたものの、生活のの、生活の改善まではつなげることができなかった。	年度末	教職員	聞き取り	1 ② 3 4	・生活調査の結果を、総理制理を、制理をは、 他の を を を を を を を を を を を を を を を を を を		
	保健室経営目標 1 に対する総合評価		1	(2) 3	3 4				

経保	保健室経営目標達成のための		自己評価	他者評価					
営目標室	具体的な方策	到達度	向今理 け後由 てに/	いい	だれから	方法	到達度	助 意 見 等 ・	
2 保健室利用者の	A)「すくすくカード(心と体の調査)」を学期 1回実施し、親子で心と体の健康を振り返 ることができるようにする。 ※「すくすくカード」の調査を学期1回実施でき たか。 ※親子で心と体の健康を振り返る機会となり、 保護者の協力が得られたか。 ※ 資料2	1 2 3 4	・毎学期末に実施できたが、保護者の意識が高まらず、 子供任せにしている家庭も多かった。	学期末	学級担任	カード り	1 2 3 4	・「すくカー ドの」調査は、 保護ところ はしらい。 が親子にらん。 が現子と なりを ない。 ないない。 いた。	
組織等と連携を密に分析や調査を行い、	B)「すくすくカード」でチェックの多い児童を把握し、担任及びスクールカウンセラーと情報を共有し、問題の背景を的確に捉えて支援につなげる。 ※「すくすくカード」の調査で心身の健康問題のある児童を早期に把握できたか。 ※担任及びカウンセラーと情報を共有し、問題の背景を的確に捉え支援につなぐことができたか。	① 2 3 4	・担任及びカウンセ ラーと連携し、早 期発見から支援に つなぐことができ た。	学期末	カウンセラー学級担任	カード り	① 2 3 4	・打クランマスクールのファット イン・ガールのファット でいる サッチ でいる 大変できた。	
して支援の充実な心の健康問題を	C)特に保健室来室が多い児童や欠席しがちな児童には、情報収集・分析を行い、問題の背景や要因を的確に把握する。 ※保健室利用の分析や情報収集・共有により、早期に問題の背景や要因を的確に把握することができたか。	① 2 3 4	・保健室で把握を た情報や学校生 活で担任や関係 も し よ も と 共有できた。	学期末	保健部 学級担任	聞き取り	① 2 3 4	・養情すよと早把。と有に期握が変に、題た。	
実を図る。	D) 校内組織(担任・管理職含む)と定期的に会議をもち情報を共有して、組織的に対応できるようにする。 ※校内組織会議が定期的に開催され、情報を共有して、組織的に対応することができたか。	① 2 3 4	・定期会に会議が開催され、臨時ケース会も行われ、役割分担の下で、組織的に対応できた。	年度末	教職員	聞き取り	① 2 3 4	・会議の中での、情報交換や意見を生かし、組織的に対応できた。	
	保健室経営目標2に対する総合評価		1	2	3	4			

〈総評と次年度への課題〉 教職員やカウンセラーなど関係者との連携は十分図れたが、課題解決への保護者の意識の高まりや生活の改善 については不十分であっため、次年度は家庭と連携するための手立ての工夫が必要である。





小学校(例2)

平成○○年度 ○○○小学校 保健室経営計画

養護教諭 ○○○○

学校教育目標

◇よく考え本気になって勉強する子 ◇健康で粘り強くやりぬく子 ◇礼儀正しく思いやりのある子

$\overline{\Box}$

学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

- ○児童一人一人の良さを見いだし、明るく活気のある生活ができる学校を目指す
 - ・生命尊重と安全教育の徹底
- ・生涯学習の理念にたった健康と体力つくり
- ・「心のケア」の充実とその対応 ・「食育(食に関する指導)」の充実



学校保健目標

生涯にわたり健康で安全な生活ができるように、必要な知識と習慣を身に付け、心身ともに健康でよりよく生きようとする子供を育てる。



- 重点目標
- ○歯・口の健康づくりの充実を図る。○基本的な生活習慣の確立を目指すとともに、 発育に関する指導の充実を図る。



児童生徒の主な健康課題

- ・基本的な生活習慣が身に付いていない児童が 見られる。(朝食摂取率は95%であるが、栄 養のバランスを考えた内容ではない児童が多 い。)
- ・歯科検診の結果、むし歯罹患率が高く (47.6%)、治療率(56.4%)も低い。
- ・肥満傾向児童が10%。痩身傾向児童も少なからずみられた。

到達度: 1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4全くできなかった

経保	保健室経営目標達成のための	自	己評価			他者評	価	
経営 健 標室	営 健 具体的な方策 標 室 (※評価の観点)	到達度	向今理 けんに/	い	だれから	方法	到達度	助言 等・
1 図指導等。	A) むし歯の治療勧告を毎学期行うととも に、個別の保健指導を行い、すすんで 治療が受けられるようにする。	1 2		年度末	教職員	聞き取り	1 2	
に治よ療	※むし歯の治療勧告を毎学期行うことができたか。	3 4		末	貝	h	3 4	
り、歯・口のは	B) 長期休業中は、歯みがきカレンダーを 活用することにより、歯みがきの習慣 を身に付けられるようにする。	1 2		休業終了	児童 保護者	カレン	1 2	
健 T	※歯みがきカレンダーを活用し、歯みがき の習慣を身に付けることができたか。	3 4		了 後	半者	ダー	3 4	
康づくりの充実な	C) TTによる保健指導(特別活動)等に おいて、歯・口の健康づくりの指導を 計画的に行う。	1 2		実施後・	教職員	ワーク	1 2	
の充実を歯科保健	※TTの保健指導(特別活動)等により、歯・口の健康づくりの指導を計画的に行うことができたか。	3 4		年度末	慎童	取りト	3 4	
	保健室経営目標 1 に対する総合評価			1	2	3 4		-

経保	保健室経営目標達成のための	自	己評価	他者評価				
営健標室	具体的な方策 (※評価の観点)	到達度	向今理 け後に	らい	だれから	方法	到達度	助意 言見 等・
2 に生	A) 身体計測の結果から、肥満等実態を把握し、結果を教職員や保護者に周知する。	1		224	₩L	聞	1	
に関する指導の過を相関	※身体計測の結果から、肥満等の実態を把握することができたか。 ※結果を教職員や保護者に周知することができたか。	2 3 4		学期末	教職員	聞き取り	2 3 4	
元 別	B) 週1回、生活チェックカードを活用し、 課題を把握するとともに、個別の保健 指導を実施する。	1 2		毎週・	学	チェッ	1 2	
実を図る。	※週1回生活チエックカードを活用し、個別の課題を把握することができたか。 ※個別の保健指導を実施することができたか。	3		· 年度末	学級担任	聞き取り	3 4	
するなどして	C) 長期休業前の学年集会で、生活カレン ダー活用方法の説明や啓発資料を配布 し、食生活や運動に関する保健指導を 実施する。	1 2 3		長期休業後・	保健部担	聞き取り	1 2 3	
	※学年集会で保健指導を実施することができたか。	4		年度末	任	9 1	4	
肥満傾向等の生活習慣	D) 生活習慣に関する学校の取組について、 保護者会や保健だより等を通じて、家 庭に情報を発信する。	1 2		年度末	教職	聞き取る	1 2	
習慣	※保護者会や保健だより等を通じて、家庭 に情報を発信することができたか。	3 4		末	員	h	3 4	
	保健室経営目標2に対する総合評価			1	2	3 4		

小学校(例3)

平成〇〇年度 〇〇〇小学校 保健室経営計画

養護教諭 ○○○○

学校教育目標

心豊かな子 健康でたくましい子 自ら学び続ける子

学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

- ・児童の健康の保持増進と体力の向上を図る健康教育
- ・望ましい集団活動の推進と豊かな人間性や社会性 の育成
- ・家庭と連携して進める望ましい生活習慣の 確立
- ・安全教育の充実と安全管理の徹底

学校保健目標

健康の大切さを認識し、自ら健康で安全な生活を送ることができる子供を育てる。

重点目標

- ○けがの防止に向けた指導の充実を図る。 ○児童の心身の健康問題を早期に発見し、配慮
-)児童の心身の健康問題を早期に発見し、配慮 を必要とする児童への組織的な対応の充実を 図る。

児童生徒の主な健康課題

- ・保健室来室数は一日平均20人で、その65%が けがによるものである。
- ・学校管理下のけがで医療機関を受診した児童 は、前年度より10%増加している。
- ・心疾患、腎疾患、てんかん、食物アレルギー 等により学校における配慮や管理を必要とす る児童が5名いる。

到達度:1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4全くできなかった

	対圧反・1 よくてさた		己評価	りょり	他者評価					
経保	保健室経営目標達成のための		い計画			他有計	ІЩ			
経保健標室	具体的な方策 (※評価の観点)	到達度	向今理 け後/ てに/	いい	だれから	方法	到達度	助意 言見 等・		
向けた指導の充実を図る。1 「けがマップ」の作成や明	A)「けがマップ」を作成し、けがの多い場所を知らせ、啓発する。 ※「けがマップ」を作成し、けがの多い場所を職員や児童に周知することができたか。 ※けがの予防について啓発することができたか。	1 2 3 4		実施後	教職員	聞き取り	1 2 3 4			
実を図る。 実を図る。	B) 日常の校内巡視により、危険個所を早期発見する。	1 2		学期末	関係職	聞き取	1 2			
童委員会	※危険個所を早期発見することができたか。	3 4		業	職員	りり	3 4			
公の活動な	C) 児童委員会で「けがの予防」をテーマ に取組、研究成果を全校集会で発表で きるように指導する。	1 2		発表終了後	教職	聞き取り	1 2			
などにより	※全校集会で研究発表できるよう児童委員 会を指導することができたか。	3		~了後	員		3 4			
り、けがの防止に	D) 保健室での救急処置の機会に、担任と 養護教諭が連携して再発防止のために 個別指導を行う。 ※担任と連携して、再発防止のための個別 指導を行うことができたか。	1 2 3 4		指導後	児童	聞き取り	1 2 3 4			
/ -	保健室経営目標 1 に対する総合評価			1	2	3 4				

経保	保健室経営目標達成のための	自	己評価			他者評	価	
経保健標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理 け後/ てに/	らい	だれから	方法	到達度	助意 言見 等・
2 学校 重生	A) 学校生活において配慮や管理が必要な 児童に対して、学校生活管理指導表に 基づいた対応を行う。	1 2		学期末	学級担任	聞き取り	1 2	
な児童への組織的な対応/学校生活管理指導表やケ	※学校生活管理指導表に基づいた対応ができたか。	3 4		末	担任	取り	3 4	
(0)	B) 学校生活において配慮が必要な児童一 覧を全教職員に配布し、共通理解のも と対応の徹底を図る。	1 2		学期末	教職員	聞き取り	1 2	
充実を図る。ス会議の開催等に	※学校生活において配慮が必要な児童一覧 を全職員に配布し、共通理解のもとに対 応することができたか。	3 4		末	員	取り	3 4	
より、	C) 学校生活において配慮が必要な児童に対して、ケース会議を定期的に開催し、対応方針や役割分担を明確にして組織的に対応する。	1 2		学期末	保健報担	聞き取	1 2	
配慮が必要	※ケース会議を定期的に開催することができたか。 ※対応方針や役割分担を明確にして、組織的に対応することができたか。	3 4		末	部担任	取り	3 4	
1	保健室経営目標2に対する総合評価			1	2	3 4		

(2) 中学校(例1)(評価例含む)

平成○○年度 ○○○中学校 保健室経営計画

養護教諭 〇〇〇〇

学校教育目標

自ら学ぶ意欲と実践的な社会性を培い、夢や目標をもち、生涯にわたってたくましく生きる力をもった生徒の育成 【具体目標】

◎よく考え進んで学習する生徒 ◎正しく判断し実践する生徒 ◎たくましい気力と体力を養う生徒

学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

- *基本的生活習慣の確立(挨拶、正しい言葉遣い、きちんとした服装、「早寝早起き朝ご飯」運動 *健康意識の高揚と体力の向上(健康の保持増進のための計画的な指導、食に関する指導、部活動の活性化、性に関する指導、学校保健委員会の充実)

学校保健目標

自分の健康状態や発育の状態を知り、健康管理ができる生徒の育成

重点目標

- ○基本的生活習慣の確立を目指し、生活リズムの改善に向けた指導の充実を図る。 ○生徒の実態に即した計画的・継続的な性
- に関する指導の充実を図る。

児童生徒の主な健康課題

- ・就寝時間が遅く、睡眠時間が7時間未満の生徒が目立つ(平成○年度51%)。体調不良で来室する生徒の70%は睡眠不足が原因である。・起立時や授業中に良い姿勢を保てない生徒が多い。・歯科検診結果、約6割の生徒に歯肉の異常・歯垢の付着がみられ、昨年度よりが増れて、スプ

- 度より増加している。 ・3学年生徒に実施した性に関する調査結果では、エイズに関する設問の 正答率は70%と高いが、性感染症の知識の正答率は50%以下であった。

到達度: 1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4全くできなかった

	到達度:Tよくできた 2	2 12 12	できた 3あ	エリ	できな	かつた	4	全くできなかった
経保	保健室経営目標達成のための		自己評価			他者	当言	评 価
営健標室	保健主経営日保達成のための 具体的な方策 (※評価の観点)	到達度	向今理 け後に てに/	いい	だれから	方法	到達度	助 意 言 見 等・
1 地域合同学校保健委員会や集会活動を計画的	A) 生徒の実態を把握するために、生活習慣に関するアンケート調査を地域の小学校と連携して実施し、児童生徒の実態を把握し課題を明らかにする。 ※小学校と連携しアンケートを実施できたか。 ※実態を把握し、課題を明らかにできたか。	① 2 3 4	小中合同の準 備会を重ね、 内容を検討し て実施、課題 の把握に役立 てた。	年度末	教職員	聞き取り	① 2 3 4	地域の課題を把握できてよかった。今後も継続して調査を行えるとよい。
る。健委員会や	B) 地域合同学校保健委員会を開催し、児 童生徒の実態及び課題を共有し、生活 リズムの改善について協議する。	1 2	各校の実態を もとにグルー プ協議を行い、具体的な	委員会終了	教職員・出	聞き取り・ア	1 2	グループで協議 し、有意義な話し 合いができ、地域
集会活動を	※地域合同学校保健委員会を開催できたか。 ※実態及び課題を共有し、生活リズム改善について協議できたか。 ※資料1	対策を話し合うことができた。	終了後	『安員会委員』	用紙ケート	3 4	が協力して取り 組む必要性を確認できた。	
に 行	C) 地域合同学校保健委員会の内容を生徒 保健委員が生徒集会で発表し、全校生 徒に対して生活リズムの改善を働き かける。	1 ② 3	内容を全校生 徒に周知でき たが、協議し た具体策を実	活動終了	教職員・	聞き取	1 ② 3	生徒保健委員が自 主的に取り組んで いた。今後、生徒
い、生活	※生徒集会で発表し、生活リズムの改善 を全校生徒に働きかけることができた か。	4	践する時間がとれなかった。	後	生徒	h	4	会と連携した活動につながるとよい。
リズムの改善	D) 入学説明会や保健だよりを通して保護者に生徒の実態や生活リズムの改善の必要性を伝え、家庭の協力を得られるよう働きかける。	1 ②	具体的なデー タや事例の提 示 に 心 が け	活動終了後	教職員・	学校	1 ②	保護者がどのよ うに協力してい るのか分かる手
改善に向けた	※保護者に生徒の実態や生活リズム改善の必要性を伝えることができたか。 ※家庭の協力が得られるよう働きかけることができたか。	3 4	た。保護者の 感想を聞く場 面がなかった	後・年度末	保護者	評取価り	3 4	立てがあるとよい。
货	保健室経営目標 1 に対する総合評価			1	2	3 4	,	

経保	保健室経営目標達成のための	I	自己評価		,	他書	f F	平 価
営健標室	保健主経営日保達成のための 具体的な方策 (※評価の観点)	到達度	向今理 け後由 てに/	いいい	だれから	方法	到達度	助意 言見 等・
2 性に関するに	A) 生徒の実態及び○○市における性に関する指導内容一覧を参考にして、性に関する年間指導計画の見直しを職員保健部と連携して行う。 ※生徒の実態、○○市の性に関する指導内容を参考に、職員保健部と連携して、計画の見直しに取り組むことができたか。	1 ② 3 4	参考資料を活 用して計画の 見直しを行う ことができた。	年度末	教職員	学校評価り	1 ② 3 4	年間計画の見直 したと できた。生徒の 実態把握の方法 を再検討したい。
と連携して性に 発導計画を見す	B) 生徒の実態調査をもとに、学年と連携して性に関する指導の授業実践を行う。(対象: 3学年) ※生徒の実態に即した授業実践ができたか。 ※学年と連携することができたか。	① 2 3 4	実態調査を存準で は、して が活れた。 が活れた。	授業実施後	教職員・生徒	ワークシート	① 2 3 4	卒業前の時、世代 実施で来にい が将えるしい機会 となった。
に関する指導の充実	C) 専門家と事前打合せを密に行い、連携して「生命の大切さ」の出前授業を実施する。 ※専門家と事前打合せを密に行い、連携して出前授業を行うことができたか。	1 ② 3 4	専門家と指導 内容の調整に 時間がかかっ た。	活動終了後	教職員・生徒	感想用紙り	① 2 3 4	体験を場なが思いた。 はい。はついた。 はいのでにいた。 はいが多くいた。
天を図る。	る実 。践		パネルの作成 や駅前キャン ペーンに参加 できた。準備 に時間 がった。	活動終了後	教職員・生徒	感想用紙り	1 ② 3 4	生徒会とき体のとない。
	保健室経営目標2に対する総合評価			1	2	3 4		

〈総評と次年度への課題〉 生活リズムの改善について、校区の実態を踏まえて協議することができた。今後は家庭での協力を得るために各 取組に対する保護者の意見や感想を聞く手立てを検討していく必要がある。継続して授業実践に取り組むためには、 年間指導計画に養護教諭が参加する授業が分かるようよう明記するなどの工夫が必要である。



学校保健委員会についてのアンケート

(〇〇中学校保健委員会委員様)

本日の地域合同学校保健委員会「メディアと生活習慣―自分でつくる生活リズム ―」について

*ご多用のところ恐れ入りますがアンケートにご協力ください。

	(のこの4をまはよのにの)	1 よい 2 まあよい 3 あまりよくない 4 よくない	1 よい 2 まあよい 3 あまりよくない 4 よくない	1 よい 2 まあよい 3 あまりよくない 4 よくない	1 よい 2 まあよい 3 あまりよくない 4 よくない
会の運営についてお聞きします。	質問項目	実施時期はどうでしたか。	テーマはどうでしたか。	共通の課題について協議することができましたか。	3校合同の学校保健委員会を開催する ことについてどう思いますか。

今回のテーマについて学校と家庭、地域が協力して取り組めることにはどのような事があると 学校保健委員会に参加していただいた感想・ご意見等をお聞かせください。 ご意見をお聞かせください。 思いますか。 (2)

アンケートは回収箱に入れていただくか、お子さんを通して ※ご箱力いただきありがとうございました。 学校までお届けください

		性に関する指導	導 実施後アンケ	<u>/</u>	
	今年度、2 今後の参考	時間計画で性に関する とさせていただきます	今年度、2時間計画で性に関する指導をおこないました。 今後の参考とさせていただきますので、アンケートのご協力をお願いいたします。	5力をお願いいた [174 for
1 数 [業の内容は	授業の内容は生徒の実態に即したものでしたか。	のでしたか。		
		2 -	ო -	4-	
	ا در،	日ぼよい	 あまりよくない	よくない	S. S
27	5年との連携	学年との連携は図れていましたか。			
		0 -	ო -	4 -	
	느실	ー 	あまりよくない	よくない	
€	5施時期につ	実施時期についてはいかがでしたか。	ه.		
	· ·	この時期でよい			
	· ·	別の時期が良い →	ころ強 (^	
4	導内容につ	指導内容についてはどうですか。((流れ、内容、時間のとり方、	方、教材、役割分担等)	(崇拝会)
5 件	生徒の反応はどう	どうでしたか。			
8	その他(バ	(ご意見、感想等どのような	-JJ	でもお気づきの点をご記入ください。	· ·
) <u>*</u>	(協力、あり	*ご協力、ありがとうございました。	(保健室 〇〇)		

知性豊かな、実践力のある生徒の育成 ◎自他を尊重する生徒 ◎たくましく活動する生徒 心身ともに健康で、 ◎自ら学ぶ生徒

学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

*心の健康の保持増進 *性及びエイズ教育の推進 *生活習慣病予防を意識した生活習慣の見直し *身体活動や運動に対する安全意識の向上

学校保健目標

心身の健康に関心をもち、生涯にわたって健康を保持増進できる自己管理能力を身に付ける。

丁

重点目標

○喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導の充実を図

る。 ○安全に対する意識を高める指導及び救急体制の充実 を図る。



児童生徒の主な健康課題

- ・喫煙、飲酒に関する意識調査から、未成年の健康への影響について認識が低く、未成年の喫煙を容認する回答が15%あった。 ・昨年度の保健室利用者の68.5%がけがによる来室であり、体育の授業中や養護教諭不在時のけがが多かった。
- 。 鼻血の手当てなど基本的な応急手当が身に付いてい ない生徒が2割程度いる。

到達度:1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

	判定及・1よくてさた 2ははても		30) 4 9 6	C & /				さなかりた
経保	保健室経営目標達成のための	自	己評価		他	者言	平位	fi .
営目標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理 け後/ てに/	いい	だれから	方法	到達度	助意 言見・
1 校内外の知	A) 喫煙、飲酒に関してのアンケートを実施し、生徒の実態を把握する。 ※喫煙、飲酒に関するアンケートを実施できたか。 ※結果を分析し、生徒の実態を把握できたか。	1 2 3 4		年度末	教職員	聞き取り	1 2 3 4	
充実を図る。 組織と連携した活動を計画的に行	B) 担任と連携して、生徒の実態を基に指導案を作成し、ティーム・ティーチングで授業を実施する。 ※担任と連携し、TTで授業を実施できたか。 ※生徒の実態をふまえた指導案を作成できたか。	1 2 3 4		授業終了後	教職員・生徒	ワークシート	1 2 3 4	
1,	C) 学校保健委員会のテーマに喫煙、飲酒 防止について取り上げ、保護者や地域 が連携した取り組みについて協議し、 その結果をPTA広報誌に掲載して保護 者や地域に啓発する。 ※学校保健委員会で、保護者や地域連携し た取組について協議することができたか。 ※保護者や地域に啓発することができたか。	1 2 3 4		学校保健委員会終了後	学校保健委員会委員	アンケート	1 2 3 4	
喫煙、飲酒防止に関す	D) 喫煙、飲酒防止の標語・ポスターコンクールを生徒会、生徒保健委員会が中心となって企画し、全校生徒への啓発活動を行う。 ※生徒会、生徒保健委員会が中心となってコンクールを実施できたか。 ※全校生徒に啓発することができたか。	1 2 3 4		活動終了後	教職員・生徒	感想用紙り	1 2 3 4	
保付	健室経営目標 1 に対する総合評価			1	2 3	3 4		

平成○○年度 ○○○中学校 保健室経営計画

養護教諭 〇〇〇〇

学校教育目標

豊かな心をもち、心身ともに健康で、ねばり強く最善をつくす生徒の育成 【具体目標】 ◎自ら学ぶ生徒 ◎思いやりのある生徒 ◎最後までやりぬ ◎思いやりのある生徒 ◎最後までやりぬく生徒

学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

- *規則正しい生活習慣や自立的な生活態度の確立 *地域、家庭と連携した組織活動の推進
- *心を育てる教育の推進 *自他ともに生命を大切にする心や態度の育成

学校保健目標

自分の健康問題に気づき、考え判断し、自らの健康を適切に管理できる生徒の育成

重点目標

- ○心の健康に関する支援体制の充実を図る。
- ○生徒の健康情報を整理し、関係機関と連携して熱中症の予防及び緊急時の対応の充実を図る。

児童生徒の主な健康課題

- ・友人関係がうまく築けず不適応を起こしたり、自分の気持ちをうまく表現できない生徒が目立つ。昨年度、保健室来室カードに不調の原因をストレス(友人関係)と記入する 生徒が15%いた。
- ・食物アレルギーがある生徒が全体の7%、アドレナリン自己注射薬を処方されている生徒が1名いる。その他のアレルギー(花粉症含む)が40%おり、増加傾向にある。 ・昨年度、部活動中の熱中症発生による救急搬送が2件発生
- した。

到達度:1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

	到達及・1ょくじさん 2ははじる	- / -	30390	0 31	<i>y / C</i>	エムラハ	- ' '	さながつた
経保	保健室経営目標達成のための	自	己評価		他	者言	平 但	<u> </u>
営目標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理 け後に てに	いっ	だれから	方法	到達度	助意 見・
1 防及び緊急:	A) 熱中症予防教室の実施と、毎日の熱中症情報を提示することにより、熱中症の予防を図る。 ※熱中症予防教室を実施できたか。 ※熱中症情報を毎日提示することができたか。 ※熱中症を予防することができたか。	1 2 3 4		実施後・年度末	生徒・教職員	感想用紙	1 2 3 4	
緊急時の対応の充実を図る。 学防教室や個別の取組プラ	B) 食物アレルギーのある生徒について、アレルギー対応委員会を開催し、個別の取組プランの作成、緊急時の体制づくりを行う。 ※アレルギー対応委員会を開催することができたか。 ※個別の取組プランの作成、緊急時の体制づくりを行うことができたか。	1 2 3 4		年度末	教職員	聞き取り	1 2 3 4	
ンの作成などにより、	C) 学校医と連携し、緊急時の対応に関する(食物アレルギーを含む) 校内研修を開催し、演習を通して緊急時の対応ができるようにする。 ※緊急時の対応に関する校内研修を開催することができたか。 ※緊急時の対応を周知することができたか。	1 2 3 4		年度末	教職員・学校医	聞き取り	1 2 3 4	
、熱中症の予	D) 関係機関等と情報交換や連携を密にし、 緊急時の体制整備ができるようにする。 ※関係機関等と体制づくりができたか	1 2 3 4		年度末	教職員	聞き取り	1 2 3 4	
保任	建室経営目標 1 に対する総合評価			1	2 3	3 4		

◇命を大切にする生徒 ◇目標に向けて努力する生徒

◇思いやり、助け合う生徒 ◇自ら考え、正しく判断する生徒

学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

○基本的生活習慣の定着 ○豊かな心を育む教育の充実

学校保健目標

- ○生徒一人一人の健康観を高め、基本的生活習慣を身に付けた生徒の育成に努める。○発達段階に即した、心身の健康の保持増進に積極的に取り組む態度を養う。

重点目標

- ○心の健康問題の早期発見に努めるとともにストレス
- マネジメントに関する指導の充実を図る。 〇スポーツ活動を中心とした校内事故の予防に関する 指導の充実を図る。

児童生徒の主な健康課題

- 人間関係などでストレスを抱える生徒が多く、学校 生活への不安や心因性が疑われる不調を訴える生徒 が増えている。(保健室来室時に精神的な悩みを訴え たり、相談から心因性と思われる不調を訴える生徒 が全利用者の割合で前年度比10%増)
- ・学校管理下のけがが多い(管理下のけがのうち62.8% が部活動中)

到達度:1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

	到達及・1ょくじさん とははじる	- / -	30390	C . & /	y	1 &) //	-	さながろた
経保	保健室経営目標達成のための	自	己評価		他	者言	平位	li .
営目標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理 け後由 てに/	らい	だれから	方法	到達度	助意 言見・
1 より、 健	A) 保健室に来室する生徒の「心のサイン」 の早期発見のため、来室カードや支援 シートを活用する。 ※来室カードや支援シートを活用できたか。	1 2 3		年度末	教生 職徒 員	聞き取り	1 2 3	
心康の健関	※心のサインを早期発見することができたか。B)毎月の職員会議に来室状況を報告するとともに校内ネットワークを活用し、共通理解を図る。	1 2		年	教	聞き取	1 2	
康問題への対応の	※職員会議に来室状況を報告するとともに、 校内ネットワークを活用し、共通理解を図 ることができたか。	3 4		年度末	職員	b	3 4	
心応の充実	C) 生徒保健委員会を主体とした紙上悩み 相談を校内組織と連携して実施する。 ※紙上悩み相談を実施できたか。	1 2 3		実施後	教生 職徒 員	聞き取り	1 2 3	
の充実を図る。生徒保健委員会の自主的な活動などに	※校内組織と連携することができたか。 D) 学期毎に体重測定を行い、特に体重減少者、激増者を早期に発見し、健康相談及び個別の保健指導を行うとともに、教職員、保護者と情報交換を密にし、連携して支援する。	1 2 3		年度末・その都度	保養費	トーアンケー	1 2 3	
目主的な	※必要な生徒の健康相談及び個別の保健指導ができたか。 ※教職員、保護者と連携し、支援することができたか。 E) ストレスマネジメントの保健指導を年	4		都度		<u> </u>	4	
活動などに	間計画に組み込み保健部で指導案作成 や指導資料を提供する。 ※指導案や指導資料の提供を行うことがで	1 2 3 4		実施後	生教 徒職 員	アンケート	1 2 3 4	
-	を きたか。	1		1	2 3	3 4	1	

(3) 高等学校(例1)(評価例含む)

平成○○年度 ○○○○高等学校 保健室経営計画

養護教諭 〇〇〇〇

学校教育目標

未来への深い洞察力と豊かな人間性をそなえ、高い知性、すぐれた徳性と強い意志、たくましい体をもち、社会の発展に寄与 する人づくりを目指す。

学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

- ①体力づくり一恵まれた自然環境を生かした体育的行事を計画する中で、運動の喜びを体験することにより、生涯にわたって 健康で安全な生活を実践できる基礎を培う。②健康安全管理—適切な保健管理・保健指導を行い、生徒一人一人が心身の健康について実践する態度を養う。③安全教育—地域や家庭と連携を図り、通学路における安全を確保する能力を身に付ける。④環境整備—施設・設備の点検を定期的に行い生徒が安全で健康な生活を送れるように努める。

学校保健目標

自らの心身の健康に関心をもち、自己管理できる能力を身に付ける。

重点目標

- ○心身の健康問題の早期発見、早期対応に向けた健康観察、健康相談の充実を図る。○歯と口の健康づくりを通して、健康意識を高める保健指導の充実を図る。

児童生徒の主な健康課題

- ・親子関係の希薄さやコミュニケーション力の低下により、人間関係が保てず、精神的に不安定になる生徒が少なからずいる。 ・痩せ傾向の生徒が20%を超え、摂食障害と診断されている生徒もいる。 ・生活習慣の乱れから、睡眠不足になり心身の不調を訴える生徒が増えている。 ・むし歯保有者は少ないが、歯肉・歯石の状態については、注意を必要とする生徒が4%いる。

到達度: 1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

	到達度:1よくできた 2ほぼ	いるん	2 3あまりできた	よかつ) <i>ا</i> ت	4 3 1) / C \	できなかった
経保	保健室経営目標達成のための		自己評価		他	人者	評	価
経営目標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向 今 理 け 後 由 て に /	い	だれから	方法	到達度	助意見 等・
1 健康問題の早期発見・1	A) 欠席や遅刻等の原因を適切に把握するために、健康観察や健康相談、各種調査結果を担任に情報提供する。 ※欠席や遅刻の原因を適切に把握できたか。 ※健康観察や健康相談、各種調査の結果を、担任に情報提供することができたか。	1 ② 3 4	必要な情報を早期に担任に見し、早期に担所を見し、早期のなけら、欠けらいのは、 というないのは、 というないのは、 といた。 といた。	学期末又は年度末	学級担任	聞き取り	1 ② 3 4	養のにラの題見 教報りの題見が が を りの題見が が きた。
早期対応を図る。報収集や校内研修会の	B) 研修会を企画し、健康観察による 心身の健康問題を早期発見するた めの観点や重要性についての研修 会を実施する。 ※健康観察に関する校内研修会が実施 できたか。 ※心身の健康問題を早期発見するため の観点や重要性についての理解を深 めることができたか。	1 2 3 4	心の健康問題の 早期対応に早期 対応に健康である たが、健康に当たい 実施に当しても らえなかった。	研修会後	教職員	アンケート	1 ② 3 4	健重いで実に必要に理が、 はできんに工である。
実施などにより、心の	C)学校医や主治医等から得た指導助言について校内組織会議で共通理解を図り、支援につなげる。 ※学校医等からの指導助言について、校内会議で共通理解を図り、支援につなげることができたか。	① 2 3 4	校内組織会議で 周知徹底でき、 支援につなげら れた。	学期末または年度末	教職員	聞き取り	① 2 3 4	会議で得た情報を基に 組織的に支援ができた。
保健	宝室経営目標 1 に対する総合評価		1	2	3	4		

経保	保健室経営目標達成のための		自己評価		他	,者	評	価
営健標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向 今 理 け 後 由 て に /	ا درا	だれから	方法	到達度	助 意 言 等 ・
2 講住	A) 生徒保健委員会の作成する"保健だより"に「歯と口の健康」に関する内容を毎月掲載する。 ※生徒保健委員会作成の保健だよりに、	1 ② 3	作成月によっ て、内容が重な り、あまり効果 的に作成できな	学期末又は年度末	教職員・生徒	聞き取	1 ② 3	内容が同じ ようなのが あったのが 残念である。
会を開催	※生徒床健安貞云作成の床健によりに、 「歯と口の健康」に関する記事を掲載することができたか。	4	かった。	年度末	生徒保健委員	ъ́р	4	
催し、歯科保負会の自主的	B) 生徒保健委員会が文化祭で発表する テーマを「歯と口の健康」特集とし、 ポスター作成し、発表する。	1 ②	保護者と生徒・引 を主義を見ができる。 は、保健・ののでででです。 は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	文化经	教職員·保護者	アン・	$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix}$	それぞれが 工夫を凝味 し、興味 間
健指導の	※発表内容のポスターを作成し、発表 することができたか。	3 4		2祭終了後	教職員:保護者:生徒保健委員	ケート	3 4	が作成できた。
?充実を図る。	C) 学校歯科医と事前打合せを行い、生 徒の実態に合わせた健康教育講演会 を実施する。	1) 2	歯科検診の結果 をもとに、打合 せを行い、生徒	講演	教職員・	アンケート	1 2	生徒の実態に即し、わかりやすく
る。	※事前打合せを行い、生徒の実態に合った講演会を行うことができたか。	3 4	の意識や実践意 欲を高めること ができた。	講演実施後	全校生徒	・感想用紙	3 4	興味の持て る 内 容 で あった。
保健	室経営目標2に対する総合評価		1	2	3	4		

〈総評と次年度への課題〉 教職員や学校医等の関係者との連携は図れた。歯科保健活動については、生徒がより主体的に取り組めるように資料などの準備に工夫をする必要がある。

	資料1							
聞き取りシート <	例 >							
差 順 数 160 の 情 起 1	畳供についてお聞きします。							
M DX TA DBJ V JH TK JA								
*担任の先生へ連絡	をした時期(タイミング)は適切でしたか							
・適切であった	・適切でなかった <いつ頃が適当ですか>							
()							
* 報告の内容につい ・できていた	て、問題点についてよく聞き取りができていましたか							
	<どのような点について聞き取りが足りませんか>							
()							
* 教科担当の先生の情報について、生徒への対応は適切でしたか								
・適切であった	・適切でなかった くどのような点について・・・>							
()							
* 教科担当の先生の	情報について、保護者への対応は適切でしたか							
・適切であった	・適切でなかった くどのような点について・・・>							
()							
*担任の先生との連	携について、適切に行われましたか							
・適切であった	・適切でなかったくどのような点について・・・>							
()							
*その他、ご自由に	お書き下さい							

平成○○年度 ○○○○高等学校 保健室経営計画

養護教諭 〇〇〇〇

学校教育目標

人間尊重の精神を基に、自主性・創造性・協調性を培い個性豊かな生徒を育成する。

学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

○体育や部活動に真剣に取り組み、心身共にたくましい生徒の育成を図る。○基本的生活習慣の確立を図り、いじめや不登校のない明るい学校を目指す。

学校保健目標

自他を大切にし、主体的に健康的な生活が送ることのできる生徒を育てる。

T

重点目標

○望ましい生活習慣の形成を目指し、生活改善に向けた指導 の充実を図る。

児童生徒の主な健康課題

- ・裸眼視力1.0未満者(B)は13%で、B・C・Dの合計は60% を超えている。 ・肥満傾向者が10%を超えている。

到達度: 1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

到定及・1まくときに となばくさに ものよりときなからに 生まりにくときなからに										
経保	保健室経営目標達成のための 具体的な方策 (※…評価の観点)	自己評価		他		者言	者 評 価			
営目標室		到達度	向今理けんに	いい	だれから	方法	到達度	助意 見 等		
り、生活習慣の改善を図る。 1 IT機器と健康に関する講演会や学校保健委員会の開催などによ	A) IT機器の利用状況と生活習慣に関するアンケート調査を実施し、集団及び個々の健康問題を把握する。 ※調査結果から集団及び個々の健康問題を	1 2 3		実施後	教職員	聞き取り	1 2 3			
	把握できたか。 B) 調査結果について担任等へ情報提供し、共通理解を図るとともに、集団及び個別の保健指導に生かす。 ※担任等に情報提供し、共通理解が図れたか。 ※結果を集団及び個別の保健指導に生かすことができたか。	1 2 3 4		実施後	教職員	聞き取り	1 2 3 4			
	B) IT機器による「ネット依存」や「体調の変化」等の心身の健康に与える影響についての講演会を実施し、生活習慣の改善を働きかける。 ※IT機器と健康に関する講演会を実施することができたか。 ※講演会の実施により、生活習慣の改善に向けた働きかけができたか。	1 2 3 4		講演実施後	全校生徒	アンケート	1 2 3 4			
	C) 学校保健委員会の議題に「生活習慣を見直そう一IT機器と健康・安全一」を取りあげ、解決策を生徒・保護者・教職員・地域の関係者等で協議し、実践化する。 ※学校保健委員会を開催することができたか。 ※協議の結果、解決策を提言できたか。 ※決定事項を周知し実践化することができたか。	1 2 3 4		実施後	地域の関係者 生徒教職員 保護者	アンケート	1 2 3 4			
保健室経営目標1に対する総合評価 1 2 3 4										

確かな学力と豊かな心を培い、たくましく生き抜く力を養う。



学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

○基本的生活習慣を確立し、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる。



学校保健目標

生活習慣の確立と自己管理能力を育成する。



重点目標

- ○食事や睡眠に関する指導を充実させ、生活習慣の改
- 善を図る。 ○健康観察を徹底させ、心身の健康問題の早期発見・ 早期対応を図る。



- ・朝食の欠食など、食生活を中心とした生活習慣の乱 れから、心身の不調を訴える生徒が増えている。
- ・やせ傾向の生徒が全体の約30%と昨年度よりも増え ている。



到達度: 1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

								-
経保	保健室経営目標達成のための	自	己評価		他	者言	平位	ħ
営目標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理 けてに/	り	だれから	方法	到達度	助意 言見 等
1 食生活	A) 食生活と睡眠についてのアンケートを 全校生徒に実施し、生活習慣に関する 問題点を分析し、担任等とTT等によ る保健指導を実施する。	1 2 3		実施:	生学級担	アンケ.	1 2 3	
習慣の改善を図る。食生活と睡眠の実	※アンケートから実態をとらえ、問題点を 分析できたか。 ※TT等による保健指導が実施できたか。	4		後	担任等	1 b	4	
る。 実態を把握し、	B) 文化祭での生徒保健委員会活動に「生活習慣と食生活・睡眠」をテーマに取り上げ、関連した資料を集めてまとめ、展示発表を行う。	1 2		文化祭終了後	生徒保健委員	感想用	1 2	
担任・保禁	※生徒保健委員会が「生活習慣と食生活・ 睡眠」をテーマに文化祭で展示発表を実 施することができたか。	3 4		学	医委員	紙丨	3 4	
保護者等と連携して生活	C) 学校保健委員会の議題に「生活習慣と 食生活・睡眠」を取り上げ、保護者等 を交えて協議を行い、生活習慣の改善 に向けて啓発する。	1 2 3		学校保健委員会終了後	学校保健委員会委員教職員	感想用紙	1 2 3	
て生活	※学校保健委員会の議題に「生活習慣と食生活・睡眠」を取り上げ、生活習慣の改善に向けて啓発することができたか。	4		云終了後	会委員	和り	4	
保信	建室経営目標1に対する総合評価			1	2 3	3 4		

〈総評と次年度への課題〉

平成○○年度 ○○○○高等学校 保健室経営計画

養護教諭 〇〇〇〇

学校教育目標

確かな学力と豊かな人間性と健やかな心身を養うとともに自主自立の精神を涵養し、社会の発展に貢献し得る人材を育成する。

学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

◇校内相談体制や特別支援体制の充実を目指す

学校保健目標

生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくことのできる生徒を育成する。

重点目標

○生徒の性行動に関する実態を把握し、関連機関と連携しながら、性に関する指導の充実を図る。

児童生徒の主な健康課題

- ・アンケート調査の結果から、性に対する意識や知識 の個人差が大きく、憂慮される実態があることが明 らかになった。
- ・就寝時間が23時~24時の生徒が63%を占めており睡眠不足による保健室利用者が多い。
- ・う歯の罹患者が80%、未処置歯がある生徒は約50% で治療率も15%で低い。
- ・自傷行為など心の健康問題のある生徒がいる。

到達度:1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

		台	口部体		他	者 評 価		
経保	保健室経営目標達成のための	月	己評価		112		† 10	-
営目標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理 けんに/	いい	だれから	方法	到達度	助意 見・
1 人間関係の築き方に	A)健康相談や健康観察等の情報から問題を早期に把握し、関係職員や関連機関と情報交換、共通理解を図り、連携して対応する。 ※健康相談や健康観察等から問題を早期に把握できたか。 ※関係職員や関連機関と情報交換、共通理解を図り連携して対応できたか。	1 2 3 4		事後	教職員	聞き取り	1 2 3 4	
方についての	B) 異性との対等な人間関係の築き方について考えるために、デートDV防止出張講座を実施する。 ※デートDV防止出張講座を実施できたか。	1 2 3 4		講座実施後	全校生徒	アンケート	1 2 3 4	
の講座等を実施し、	C) 保護者を対象とした性に関する講演会を実施し、性に関する指導について、保護者の理解と協力を得る。 ※保護者を対象とした講演会が実施できたか。	1 2 3 4		講演実施後	保教職員	感想用紙	1 2 3 4	
性に関する指導	※保護者の理解と協力を得ることができたか。 D) 校外の専門機関(病院、保健所等)の情報を収集し、教職員や生徒、保護者への情報提供を行う。 ※教職員や生徒、保護者に、専門機関の情報を提供できなか。	1 2 3 4		その都度	保護者・生徒	聞き取り	1 2 3 4	
の 保1	報を提供できたか。 建室経営目標1に対する総合評価	•		1	2 3	3 4	*	

〈総評と次年度への課題〉

平成○○年度 ○○○○高等学校 保健室経営計画 学校教育目標

自己実現を達成する人間の育成と、社会に貢献できる人材の育成を目指す

学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

○部活動や生徒会活動に積極的に取り組むことで、健康で豊かな人間性を身に付けた生徒を育成する。

学校保健目標

健康の保持増進を図り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理できる資質や能力を育てる。

重点目標

○生活習慣(食)の確立に向けた指導の充実を図る。○喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実を図る。

児童生徒の主な健康課題

- ・生活習慣に関する調査から朝食を欠食している生徒 が10%いた
- 健康診断の結果、肥満傾向の生徒が15%いた。 ・健康診断の結果、視力1.0未満の生徒が約60%であっ
- ・体調不良で保健室利用する生徒が昨年より10%増えている。友人や家庭の人間関係の問題での相談が多
- い。 ・アンケート調査の結果、喫煙、飲酒、薬物乱用について憂慮される結果が出ている。

到達度: 1 よくできた 2 ほぼできた 3 あまりできなかった 4 まったくできなかった

	到底及・1よくくさに とははくる		300296		<i>y</i>	4 より /	_ , `	さなかりた
経保	保健室経営目標達成のための	自	己評価		他	者言	平 佃	ti .
営目標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理 け後由 てに/	りい	だれから	方法	到達度	助意 言見・
1 授業参画や生徒	A)ホームルーム活動における保健指導計画に、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育に関する指導が位置付けられるよう関係組織(保健部、特活部等)に提案し働きかける。 ※ホームルーム活動の保健指導に位置付けられるよう関係組織に働きかけることができたか。 ※ホームルーム活動の指導計画に位置付けることができたか。	1 2 3 4		年度始め	教職員	聞き取り	1 2 3 4	
止教育の充実を図る。	B)ホームルーム活動における喫煙、飲酒、薬物乱用に関する保健指導を担任と連携(指導案作成等)してTTで行う。 薬物乱用教室と関連付けた指導を行う。 ※ホームルーム活動における保健指導を担任と連携(指導案作成等)してTTで行うことができたか。 ※薬物乱用教室と関連付けた指導ができたか。	1 2 3 4		実施後	教職員 生徒	アンケート	1 2 3 4	
る。	C)生徒保健委員会が自主作成した薬物乱用防止をテーマとした保健劇を文化祭で演じ、啓発活動を行う。 ※自主作成した保健劇を文化祭で生徒が演じることができたか。 ※薬物乱用に関する保健劇を通して保護者や生徒に啓発することができたか。	1 2 3 4		実施後	保護者 全校生徒	アンケート	1 2 3 4	
喫煙、飲酒、薬	D) PTA総会や保護者懇談会にて、学校で行っている喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育に関する指導状況を報告し、保護者の協力が得られるようにする。 ※保護者会等で指導状況を報告できたか。 ※保護者の協力が得られたか。	1 2 3 4		実施後、年度末	保護者	アンケート	1 2 3 4	
保付	建室経営目標1に対する総合評価			1	2 3	3 4	-	

〈総評と次年度への課題〉

4

保健室経営計画及び評価計画(例)

(4) 特別支援学校(例1)(評価例含む)

平成〇〇年度 〇〇特別支援学校 保健室経営計画

養護教諭 ○○○○

学校教育目標

「美しい言葉」「豊かな心」「元気な体」の育成 1豊かで適切な表現ができる子 2自ら学ぶ子 3自立して生きていく子 4丈夫な体と強い意志をもつ子

学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

○子どもたちの安全と健康管理に努め、相談・支援機能が充実した学校を目指す。 1)心身の健全な成長と安心・安全な学校生活 2)緊急時の体制整備 3)相談・支援の充実

学校保健目標

- ○生涯にわたる心身の健康の保持増進を図るために必要な知識、態度、習慣を身に付ける。
- ○豊かな人間性と障害による困難を改善・克服する力を育む。

重点目標

- ①障害重複のある生徒が多い ことから、心身の健康問題 や発達上の課題の早期発見 に努め、組織的な対応の充
- 実を図る。 ②望ましい生活習慣の形成に 向けて、食事と睡眠に関す る指導の充実を図る。

児童生徒の主な健康課題

- ◆健康上配慮が必要な幼児生が多く(半数は要配慮生)個々に複数の医療機関と連携を図る必要がある。(障害の重複生3割)
- る必要がある。(障害の単便生3割)
 ◆朝食欠食(平成○年度約6%)や生活リズムに課題(睡眠時間7時間未満:平成○年中・高等部約6割)があり、生活習慣の乱れから心身の不調を訴える児童生徒が多い。
 ◆車での通学により歩く時間が少なく持久力がない。また、テレビ視聴やゲームの時間が長く、身体活動量が少ない。(平成○年万歩計調査:高等部1日8,000歩以上の者15%)
 ◆携帯電話やスマートフォンの所持率が高く(所持率:中・高等部100%)ライン、メールにお出し、としてではが増えている。
- に起因したトラブルが増えている。

到達度: 1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

	到達及・1ょくてきた	2 101	はじさた ろめま	,	なかつだ		<i>a</i>) /	こくじさなかつに	
経保	保健室経営目標達成のための		自己評価		他	者	評	価	
営健標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向 今 理 け 後 由 て に /	いっ	れかか		到達度	助意 言見・	
1 健康観察や支援会議の定期的な	A)保護者や担任と情報交換を密にした健康観察を行い的確にしまりの健康問題教育とに担握し、特別支援教育員とでする。 ※保護者や担任と情報交換のできたか。 ※把握した情報を関係職員と共有し支援に生かせたか。	① 2 3 4	健康観察の情報 を共有して、毎 日の生活支援や 学習支援に生か すことができた。	毎日・学期末	保護者・学級担任・主治医	聞き取り	① 2 3 4	学報しづ対学定た。常共、い応校にの定に切りのがが発になるが報適よ活なではない。	
な開催などにより、心身の健康問	B) 特別支援教育コーディネーターと連携して定期的に支援会議を開催し、個々の課題の見極めとニーズに即した対応を組織的に行う。 ※特別支援教育コーディネーターと連携して支援会議で関係者会議を定期的に開催できたか。 ※個々の課題を見極め支援ニーズに即した組織的な対応ができたか。	1 ② 3 4	・コタで関定で個に対して ・コタで関定で個に対応で ・カールを ・ガルがで ・カールと ・カーと ・カーと ・カーと ・カーと ・カーと ・カーと ・カーと ・カー	学期末(その都度)	学級担任・保護者・関係者管理職・教務会・支援部・	アンケート・聞き取り	① 2 3 4	・支関をにい関なし囲でた 接係ス開た係ぎや気い 会者ム催だ者、すをた 会でである。 ・対象のである。	

経保	保健室経営目標達成のための		自己評価		他	者	評	価
営健標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理 け後由 てに/	いい	だれから	方法	到達度	助言 等・
1 健康観察や支援	C) 主治医等からの指導助言を踏まえた「個別の支援計画」を作成し、教職員へ周知する。 ※主治医等からの指導助言を踏まえた「個別の支援計画」を作成	1 2 3 4	・関係者と協力 して個々に支 援計画を周知 することがで きた。	学期末	学校医・主治医学理職・教職員・	アンケート・聞き取	1 2 3 4	・支援計画のの周知により、子供の場合の場合の場合の場合を表する。・支援計画のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
健康問題への対応の充実	し、周知することができたか。 D) 学校医、地域の医療機関や消防署と連携した校内研修及び訓練を行って、緊急時に対応ができるようにする。 ※学校医等の指導助言を得て、 緊急時に対応するための校内研修及び訓練を実施することができたか。	1 (2) 3 4	・訓練を毎学期に実施する予定だったができなかった。	実施後・学期末	管理職・職務員学校医・関係機関・	りアンケート・聞き取り	1 2 3 4	・学が医と携だして、 ・ とりいた。 ・ とりいた。 ・ を関連が を期が を で の を で が の で で が の で で が の が の で で が の が の が
保健室	経営目標1に対する総合評価		1	1	2 3	4		

〈総評と次年度への課題〉

[○]担任や保護者、特別支援教育コーディネーターなど関係者との連携は十分図れたが、全職員による個々の子供の健康状態の把握や基礎疾患の理解については不十分であったため、次年度は全職員が理解を深めるための手立てが必要である。健康管理の充実を図るため、子供理解を深めるための研修や対応訓練を年間計画に位置付け、組織的な支援が継続できるように工夫する。

平成〇〇年度 〇〇特別支援学校 保健室経営計画

養護教諭 〇〇〇〇

学校教育目標

障害を受容し、たくましく生きようとする力をもつ児童生徒の育成



学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

安心安全な学校づくり(生活環境・危機管理対応)…チーム支援の徹底、教職員のヒヤリハット研修



学校保健目標

個のニーズに応じた生活の充実を図り、心身ともに健康の保持増進ができる児童生徒を育てる。



重点目標

○医療的ケアなど配慮が必要な児童生徒の学校生活の 充実を図る。



- ◆医療的ケアが必要な児童生徒が(平成○年度1.1%、 平成○年度3.3%、平成○年度6.4%)増加していると ともにケアの内容が・複雑・多様化している。
- ◆心身の異常や苦痛を自覚することが困難な上、明確 に訴えることができない児童生徒が全体の70%程度 いる。

到達度: 1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

到達及・1 よくじさに 2 ははじさに 3 めまりじさなかつに 4 まつにくじさなかつに									
経保	保健室経営目標達成のための	自	己評価		他	者 評	価		
経保 健 産	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理 け後 に/	いっ	だれから	方法	到達度	助意 言 等・	
1 健康観察の徹底が	A)「連絡ノート」を活用して保護者や担任と情報交換を密にして毎日の健康状態を的確に把握し、疾病や異常の早期発見・早期対応を図る。 *「連絡ノート」の活用で担任・保護者等情報共有でき、毎日の健康状態を的確に把握することができたか。 *疾病や異常の早期発見・早期対応ができたか。	1 2 3 4		学期末・年度末	保護者	アンケート	1 2 3 4		
必要な児童生気や校内組織と	B) 医療的ケアの必要な児童生徒には、担任、看護師、養護教諭の役割を明確にして、共通理解を図った上で対応する。 *医療的ケアが必要な児童生徒に担任等の役割分担を明確にした上で支援できたか。	1 2 3 4		年度海	 保護者・主治医 	聞き取り	1 2 3 4		
ケア等の配慮が必要な児童生徒の対応の充実を図る。健康観察の徹底や校内組織との定期的な連絡会などにより、	C) 保護者の了解を得て、担任と共に 主治医と面談し、指導助言を受けた り情報交換し、共通理解を図りなが ら対応できるようにする。 *担任と共に主治医と面談することができたか。 *主治医からの指導助言や情報交換に より、共通理解を図って対応するこ とができたか。	1 2 3 4		年度末	主治医学級担任・保護者	聞き取り	1 2 3 4		
図る。 医療的	D) 消防署と連携し、緊急時の対応に関する校内研修を実施し、心肺蘇生法やAEDな対応ができるようにする。時に適切な対応ができるようにする。 *消防署と連携して緊急時の対応に関する校内研修を実施することができたか。 *演習を通して緊急時の対応について訓練することができた。	1 2 3 4		実施後	消教職署員	アンケート	1 2 3 4		
保健	室経営目標 1 に対する総合評価			1	2 3	4			

〈総評と次年度への課題〉

特別支援学校(例3)

平成〇〇年度 〇〇特別支援学校 保健室経営計画

養護教諭 〇〇〇〇

学校教育目標

一人一人の教育的ニーズに応じて個性を尊重しつつ、適切な指導及び必要な支援を行い、その可能性の伸長に努める。



学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

センターとしての役割の充実(教育相談機能の充実、関係機関(福祉・医療・労働等)との連携)



学校保健目標

自己肯定感が高まる生活づくりを通して、心身ともに健康で安全な生活ができる児童生徒を育てる。



重点目標

○食事・運動・休養等の基本的な生活習慣を身に付ける。



- ◆知的障害教育部門では、学年学部が上がるに従い、 肥満傾向の児童生徒が増える傾向(平成○年度小学 部15.7%、中学部21.1%、高等部28.6%)にある。
- ◆心身の不調をはじめ保健室への頻回来室者が約10% いる。

到達度: 1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

	到達及・1よくできた 2はは	(0 /	$c = oo_{\alpha} c$	してさな	4 · J / C	4 よりん	- / (さなかつに
経保	保健室経営目標達成のための	自	己評価		他	者 評	価	
経保 営 健 雲	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理 け後に てに	いっ	だれから	方法	到達度	助意 言見・
1 体重測定	A) 担任と協力して毎月1回体重測定を 行うとともに「記録カード」を活用 して体重管理し、保護者と共に生活 をふり返り、改善につなげる。 ※担任と協力して毎月1回体重測定を実	1 2 3		学期末・	児童 生徒 生徒	アンケー	1 2 3	
を図る。	施し、保護者と生活をふり返ることができたか。 ※体重測定の継続が生活の改善につながったか。	4		· 年度末	保護者] b }	4	
指導を実	B)「食事ノート」や「生活チェック表」 を用いて個別の課題を把握し、発達段 階に応じた栄養指導と運動指導を行う。	1 2		実施後・	児童 生 徒 生 徒	ア 聞 シ 取	1 2	
施するなど	※食事ノート等を通して、栄養指導や 運動指導を実施できたか。 ※発達段階に応じた栄養指導と運動指 導ができたか。	3 4		・年度末	保護者	ケリト	3 4	
	C) 肥満の解消に向けた個別の指導計画の作成や、定期的な健康相談を実施し、保護者と連携できるように継続的に働きかける。	1 2		年	保学	ア聞ンき	1 2	
肥満指導の充	※担任と協力して個別の指導計画を作成できたか。 ※保護者に継続的に働きかけ、連携して生活習慣の改善ができたか。	3 4		年度末	保護者 任 任	ケ 取 り ト	3 4	
保健	室経営目標 1 に対する総合評価			1	2 3	4		

/ 公公主亚	レ	》左	由へ	の課題〉
〈 爺台 言半	\sim	√ /// □	. 思 🔨	、(/) 音朱 是目 〉

平成〇〇年度 〇〇特別支援学校 保健室経営計画

養護教諭 ○○○○

学校教育目標

自立と自律を目指して主体的・創造的に学ぶ力や考える力を育み、心豊かに生きることのできる人間を育成する。



学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

生活年齢や障害特性に配慮した教育(小学部~高等部までの一貫した性指導と教育相談の充実)



学校保健目標

いのちを大切にし、心身ともに健康で安全な生活ができる児童生徒を育てる。



重点目標

○障害や発達段階に応じた性に関する指導の充実を図る。



- ◆保護者からの相談では、児童生徒の発育や発達、思 春期の性に関する内容が全体の1割程度ある。
- ◆対人関係に起因する保健室来室者が多く、特に高等 部では来室者の8割程度を占めている。

到達度:1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

	到度及・1よくくさに とははくさに 3のよりくさなかりに 4よりにくくさなかりた									
経保	保健室経営目標達成のための	自	己評価		他	者 評				
営健標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理 け後 に/	いっ	だれから	方法	到達度	助意 見・		
性性に関わ	A) 児童生徒の実態及び性に関する指導の手引を参考にして、性に関する指導計画の立案を各学部職員と協議して作成する。	1 2 3		年度末	学級担任	アンケー	1 2 3			
関する指導の充	※担任や各学部職員と連携して性に関する指導計画を立案できたか。	4			貝仕	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	4			
いた 実を図れる 大田の 立案 ない	B) 担任、学部職員と指導案作成や事前 打合せを行い、児童生徒の実態や発 達段階に即した性に関する保健指導 や保健学習をTTで行う。	1 2		年実	保護者 学級担任	アンケア	1 2			
る。 やTTで授業	※児童生徒の実態や発達段階に即した保 健指導や保健学習がTTで実施できたか。 ※担任や学部職員と指導案作成や事前打合せ を行い、連携して実施することができたか。	3 4		度施 末後	学部職員	プリ ト	3 4			
実を図る。	C) 性に関する教育懇談会や学習会等を開催して保護者との共通理解を図り、保護者の困り感にも対応できるようにする。 ※性に関する教育懇談会や学習会を実施することできたか。 ※保護者との共通理解を図り、保護者	1 2 3 4		実施後	保護 者 員	アンケート 聞き取り	1 2 3 4			
	の困り感に対応することができたか。 室経営目標1に対する総合評価			1	2 3	4				

〈総評とり	(年度へ	の課題〉
-------	------	------

特別支援学校(例5)

平成〇〇年度 〇〇特別支援学校 保健室経営計画

養護教諭 ○○○○

学校教育目標

一人一人の良さや可能性を伸ばし、心豊かにたくましく主体的に生きる力を育成する。



学校経営方針 (保健安全に関わるもののみ)

校外連携を充実させ、特別支援教育のセンター的機能の充実を図る。(個別の教育支援計画活用の工夫)



学校保健目標

主体的に自分のからだを見つめ、将来の生活に向けて健康で安全な生活ができる児童生徒の育成を図る。



重点目標

○心の健康問題の解決に向けて、校内外連携の充実を 図る。



児童生徒の主な健康課題

- ◆保健室への頻回来室者が全体の3割程度と多い。
- ◆対人関係に起因するトラブルから、学校医や精神科 医との連携を図る事例が常に一定数ある。
- ◆卒業後、特に支援を必要とする事例が4割程度ある。

到達度:1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4まったくできなかった

怒			己評価		他	者 評 価		- -
経保	保健室経営目標達成のための				-			-
営目標室	具体的な方策 (※…評価の観点)	到達度	向今理けて	いっつ	だれから	方法	到達度	助意 言見・
1 保健室利用者	A)特に保健室来室が多い児童生徒には、 訴えを丁寧に聞くとともに、情報収集・ 分析を行い、問題の背景やつまずき、 困り感を的確に把握する。 *保健室利用の分析や情報収集により、早期 に問題の背景やつまずき、困り感を的確に 把握することができたか。	1 2 3 4		学期末・年度末	保護者・主治医学級担任・教職員	アンケート 聞き取り	1 2 3 4	
充実を図る。	B) 児童生徒が落ち着いて、健康相談ができるように保健室の環境を整備するとともに、校内組織で役割分担の下に対応できるようにする。 *保健室で落ち着いて相談できる環境が整えられたか。 *校内組織で役割分担の下に支援することができたか。	1 2 3 4		来室時・年度末	教職員・保護者学級担任	アンケート	1 2 3 4	
との連携など	C) 医療機関への受診が必要と思われる児童生徒には、受診指導や医療機関の紹介等を学校医と相談して行う。 *学校医と相談して受診指導や医療機関等の紹介を行うことができたか。	1 2 3 4		実施後	学校医・保護者学級担任	聞き取り	1 2 3 4	
により、心の健康問	D) 学級活動の保健指導の授業において「心の健康」や「ソーシャルスキルトレーニング」を扱う授業の指導資料を提供するなど、担任と連携して指導案を作成し、TTで授業を実施する。 *指導資料を提供し担任と連携して指導案を作成することができたか。 *担任と連携し、TTで授業を実施できたか。	1 2 3 4		実施後・卒業後	保護者・児童生徒学級担任・教職員・	アンケート	1 2 3 4	
保付	建室経営目標1に対する総合評価			1	2 3	3 4		

〈総評と次年度への課題〉

参考資料

```
Ø
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                3
3
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  4 7
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        〇中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校健康・安全部会名簿
「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために
学校全体としての取組を進めるための方策について」
                                                                                                                                                  「子どもの健康・安全を守るための基本的な考え方について」
                                                                                                                                                                                                                                                                        Ⅲ 学校における食育の推進を図るための方策について
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     ○中央教育審議会委員名簿○中央教育審議会スポーツ・青少年分科会委員名簿

    子どもの食を取り巻く状況とその対応
    食育・学校給食に関する学校内の体制の充実
    学校、家庭、地域社会の連携の推進

    子どもの安全を取り巻く状況とその対応
    学校安全に関する学校内の体制の充実
    学校、家庭、地域社会の連携の推進

                                                                                                                                                                                   I 学校保健の充実を図るための方策について

    子どもの健康を取り巻く状況とその対応
    学校保健に関する学校内の体制の充実

                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             IV 学校安全の充実を図るための方策について
                                                                                    次
                                                                                                                                                                                                                                         3. 学校、家庭、地域社会の連携の推進
                                     (婦 婦)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   〇文部科学大臣諮問理由説明
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                〇文部科学大臣諮問文
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     〇参考データ集
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          〇答申 (概要)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 〇諮問理由
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         〇審議経過
                                                                                                                   ほじめに
```

```
「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために
学校全体としての取組を進めるための方策について」
(答 申)
平成20年1月17日
中央教育審議会
```

Ⅰ 子どもの健康・安全を守るための基本的な考え方について

(子どもの健康・安全に関する考え方)

○ 子どもが心身ともに健やかに育っことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いであり、子どもの心身の健康の保持増進が保障される社会を築いていくとともに、子どもの育つ環境が安全なものとして整えられ、また、子ども自身や保護者その他の人々が安心感をもって日々の生活を送ることができるような社会を築いていくため、たゆむことなく、一人一人が責任をもって、必要な取組を進めていかなければならない。

○ 近年、社会状況や人々の生活状況の変化の中で、メンタルヘルスに関する課題を抱える子どもや適切な食習慣の身に付いていない子どもが増加するとともに、子どもを標的とするあってはならない事件が発生するなど、子どもの健康と安全に関する新たな課題が生じており、その解決が求められている。

○ 学校は、心身の成長発達段階にある子どもが集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成をしていく場であり、子どもが生き生きと学び、運動等の活動を行うためには、学校という場において、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。

○ また、子どもは守られるべき対象であることにとどまらず、学校において、その生涯にわたり、自らの心身の健康をはぐくみ、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められる。

(健康・安全に関する教育の方向性)

○ 平成9年の保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」に示されているように、国民一人一人の心身の健康を基礎にしながら、楽しみや生きがいを持てることや、社会が明るく活力のある状態であることなど生活の質をも含む概念として「健康」をとらえることが一般的になりつつある。

○ 世界保健機関(WHO)のオタワ憲章(1986年)において「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」として表現されたヘルスプロモーションの考え方は、20世紀の後半以降、世界的に広まっている。ヘルスプロモーションの考え方においては、人々が自らの健康課題を主体的に解決するための技モーションの考え方においては、人々が自らの健康課題を主体的に解決するための技

c

はじめに

中央教育審議会は、平成19年3月29日に文部科学大臣から「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」諮問を単ける

我が国の学校保健、食育・学校給食、学校安全に関しては、旧文部省に置かれた保健体育審議会において、平成9年に「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の任り方について「答申を行うとともに、本審議会においても、栄養教諭制度の創設を答申した平成16年の「食に関する指導体制の整備について」など、各課題について議論を行い、これらに基づき各種の施策が推進されてきたとこれかる、

しかしながら、現在、社会状況等の変化に伴い学校保健、食育・学校総食、学校安全に 様々な課題が生じている。学校保健については、ストレスによる心身の不調などメンタル ヘルスに関する課題や、アレルギー疾患を抱える子どもへの対応に当たって、学校におい て子どもの状況を日々把握し、的確な対応を図ることが求められている。また、食育・学 校緒食については、子どもの食生活において朝食欠食、偏食、孤食といった課題が生じて おり、学校において食育を推進することが求められている。さらに、学校安全については、 学校の内外において子どもが犠牲となる、あってはならない事件・事故、交通事故や自然 災害などに対して、学校が適切な対応を行うことが求められている。

今回の諮問理由においては、このような課題に対応するために、教職員のそれぞれの役割を明確にし、かつ、相互の効果的な連携の在り方を探求した上で、学校全体の取割体制を整備すること、地域の専門家や関係機関の知見や能力を最大限に活用し、かつ、平どもの確やかな浴塞について大きな再任を有する保護者との連携を強化する取組や体制を整備・充実することの、このの観点から検討を行うことが示された。

これを受け、中央教育審議会では、学校保健、食育・学校給食、学校安全について、メ ボーツ・青少年分科会に学校健康・安全部会を設置し、精力的に審議を行ってきた。また、 平成19年11月に審議結副報告をまとめるとともに、それをパブリックコメントに付し、 各方面のご意見をいただいた。 この答申を機に、子どもの健康・安全を守る取組の重要性について、学校、家庭、地域 及び関係行政機関における関係者の理解がより一層深まり、それぞれの立場で求められる 活動につながることを期待している。

-

能を高めるとともに、それらを実現することを可能にするような支援環境づくりもあわせて重要であることが示されている。

- 学校教育においても、このヘルスプロモーションの考え方を取り入れ、現行の学習 指導要額の総則において、体育・健康に関する指導は学校教育活動全体を通じ適切に 行うものとしている。また、体育料・保健体育科における学習についても、ヘルスプロモーションの考え方が大幅に取り入れられている。
- また、食は、子どもの成長発達や活動の源になるものであり、健康の保持増進を図る上で、適切な食に対する理解と実践する力を育成することが重要である。このことは、平成 17 年に制定された食育基本法においても、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である」と規定されているところである。
- さらに、安全については、子どもが安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保するための行動に結び付けることができるようにすること、すなわち、自他の危険予測・危険回避の能力を身に付けることができるようにする観点から、発達の段階を踏まえつつ、学校教育活動全体で取り組むことが重要である。
- このような、子どもに対する食育を含めた健康に関する教育、あるいは安全教育については、本審議会における学習指導要額に関する審議の結果を踏まえ、さらに発展充実を図ることが期待される。

(学校における健康・安全に関する推進体制の構築について)

- 本部会においては、諮問を踏まえ、学校における安全・安心な嬢鬼が確保され、子どもの心身の健康を守り、はぐくむことのできる体制の構築について審議してきた。
- 子どもたちが抱え、直面する様々な心身の健康課題に適切に対処し、解決していくためには、単に個人の課題としてとらえるだけでなく、学校、家庭、地域の連携の下に組織的に支援することが大きな意味を持っことに留意する必要がある。そのためには、学校においても、子どもと教職員の健康の保持増進のために組織的な取組が容易となるよう、校長*のリーダーシップの下、日ごろから運営上の方針や原則について検討し、教職員の役割分担を明確にしつつ、体制を整えておくことが大切である。これは、少ルスプロモーションを学校において具体的に展開するヘルスプロモーティングは、ヘルスプロモーションを学校において具体的に展開するヘルスプロモーティングは、ヘルスプロモーションを学校において具体的に展開するヘルスプロモーティング
- * 本答申では、校長には幼稚園長を含むものとする。

က

スクールとしてWHOでも示されている。

- また、安全については、その確保は子どもたちの生活を送る上での基盤として必須のものでのある。 傷害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等の防止を広く包含するセーフティブロモーションの考え方がWHOより提案されている。
- このように子どもの健康・安全を守るために、家庭や地域と連携しつつ、学校全体で組織的な取組体制を築いていく考え方は世界的な動向であるといえる。
- 我が国においては、昭和33年に制定された学校保健法の下に、学校保健及び学校安全に係る取組が行われてきており、また、昭和29年に制定された学校給食法の下に、学校給食の普及が図られてきたところであるが、その後、半世紀の時間が経過した今日、改めて、食育を含めて、子どもの健康を守り、安全を確保する学校の取組の在り方を見直して、その充実を図っていく必要がある。
- 我が国の未来を担う子どもの育成に当たり、教育の基礎となる心身の健康・安全の確保と推進は、きめ細かな配慮と組織的な取組により実現が可能であり、そのための具体的方策について審議した結果を、分野ごとに以下のようにとりまとめた。

取組に当たっての留意点について)

- 今日、学校の場においては、様々な教育上の課題が山積している中で、数職員が子ども向き合う時間を確保していくことが求められているが、以下に述べる諸程言は、教職員に過度の負担を指たに課すことを意図するものではない。学校として本来的に実施すべき取組が、健康・安全の保持増進を含め子どもの教育に第一義的な責任を持つ保護者との連携はもとより、関係機関との連携の下に、円滑かつ効果的になれることを指するのであり、また、そのようなものとして施策が実施されることが求められる。なお、子どもの健康、安全の保持増進を図るために校内体制を確立するに当たっては、各種の組織が効率的に運営されることが求められる。
- また、学校における健康・安全に係る取組は、その性質上、家庭との連携、地域と の連携が強く求められるものであり、健康・安全における連携は、学習指導面や生徒 指導面において必要となる家庭や地域との協力関係の基礎を築く上でも重要な役割を 果たすらのとして位置付けられる。なお、子どもの健康・安全をとりまく状況は、学 校種ごとに、また、地域ごとにその状況が異なることから、それぞれの状況に応じて 取り組むことが必要である。

- さらに、子どもの健康を保持していくためには、子どもに基本的な生活習慣の一部である運動の習慣を身に付けさせることが重要である。そのため、学校における健康に係る取組を進めるに当たっては、スポーツ活動の推進や体力向上の取組との関係性を視算に入れて取り組む必要がある。
- なお、学校において健康・安全の保持増進に係る取組が確実に、かつ効果的に実施されるよう、学校の設置者は、施設設備や管理運営体制の充実を図るとともに、国及び地方公共団体は、学校の取組に対して、各地域の優れた実践事例や最新の知見などの必要な情報の提供や助言、指導その他の援助を行うことが求められる。

I 学校保健の充実を図るための方策について

1. 子どもの健康を取り巻く状況とその対応

(子どもの健康を取り巻く状況)

- ① 我が国における学校保健は、明治初期に学校衛生として始まり、現在の制度は、昭和33年に制定された学校保健法により形作られた。昭和33年当時は、寄生虫・トラコーマ・結核などの伝染病やう歯などが子どもの重要な健康課題と認識されていたが、これらの課題について学校保健は大きな成果を上げてきたといえる。
- 我が国の学校保健の特徴としては、健康診断や健康相談などの保健管理活動と、体育科・保健体育科をはじめ関連する教科などを通じ、子どもが自分自身や他者の健康課題を理解し、自ら進んで自己管理を行うことが生涯にわたってできるようにすることを目指す保健教育の両者が行われ、また、保健教育の成果を活用して保健管理が行われてきた点があげられる。
- ② 近年、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えており、学校生活においても生活習慣の乱れ、いじめ、不養校、児童虐待などのメンタルールンに関する課題、アレルチ集制、性の問題行動や業施局用、歳染症など、新たな課題が選在化している同時に、小児医療の進歩と小児の疾病構造の変化に伴い、長期にわたり継続的な医療を受けながら、学校生活を送る子どもの数も増えている。また、過度な運動・スポーンによる運動器*疾患・障害を抱える子どもも見られる状況にある。

(子どもの健康をめぐる現代的な課題への対応)

- ① 子どもの健康課題は、昭和33年当時と比較して、多様化し、より専門的な視点での取組が求められるようになっているが、このような現代的な健康課題の解決を図るためには、健康に関する課題を単に個人的な課題とするのではなく、学校、家庭、地域社会が連携して、社会全体で子どもの健康づくりに取り組んでいくことが必要である。
- そのため、学校においては、地域の実情に即しつつ、子どもの教育に第一義的な責任を持つ家庭と、疾病の治療・予防にあたる医療機関をはじめとする地域の関係機関などと適切な役割分担の下に、相互に連携を深めながら子どもの心身の健康の保持増
- *「運動器」とは、骨・関節、筋肉、靭帯、腱、神経など身体を支えたり動かしたり する器官の名称 (「運動器の10年」日本委員会)

進を目指す学校保健を推進することが必要である。

② また、これらの学校保健に関する取組については、学校、教育委員会、地方公共団体などの実施主体ごとに事前に計画を立て、その進捗状況を定期的に評価するとともに、その結果を相互に連絡し合い、今後の対策に生かしていくことが求められている。

2. 学校保健に関する学校内の体制の充実

○ 多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の 組織体制が充実していることが基本となることから、すべての教職員が共通の認識(基本的な知識と理解)を持ち、校長のリーダーシップの下、学校保健計画に基づき、教職員の保健部(係)などの学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進することができるように組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

〇学校保健法

第2条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

(1)養護教諭

- ① 養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。平成18年度の調査によると、子どもの保健室の利用者は、1日当たり小学校41人、甲学校38人、高等学校36人であり、養護教諭の行う健康相談活動がますます重要となっている。また、メンタルペルスやアルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題の多様化により、医療機関などとの連携や特別な配慮を必要とする子どもが多くなっているとともに、特別支援教育において期待される役割も増してきている。そのため、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備が必要である。
- ② 養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、昭和47年及び平成9年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、教急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、それらを踏まえて、現在、教急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、

7

健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている。

また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、業護教諭にコーディネーターの役割を担う必要がある。

このような養護教諭に求められる役割を十分に果たせるよう、学校教育法における養護教諭に関する規定を踏まえつつ、養護教諭を中核として、担任教諭等及び医療機関など学校内外の関係者と連携・協力しつつ、学校保健も重視した学校経営がなされることを担保するような法制度の整備について検討する必要がある。

●養護教諭が子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、常に新たな 知識や技能などを習得していく必要がある。 現在、国レベルの研修会としては、全国養護教諭研究大会や各地域で実施する研修などにおいて、指導者を養成する研修などを実施している。各都道所県においては、地方交付税措置により養護教諭新規採用研修会や養護教諭 10 年経験者研修会が行われているが、子どもの心身の維康課題の多様化や養護教諭の役割の拡大に対応した、より体系的な研修を進めるに当たり、研修日数が少なく不十分な状況にあるといえる。そのため、国が研修内容のブログラム開発を行い、実践的な研修内容のデルを示すなど、地方公共団体における研修体制の元実を推進する方策について検討をする必要がある。また、教育公務員特例法上の初任者研修を養護教諭も対象とすることについては、学校内において直与に指導にあたる人材を確保することが困難であるなど課題があるが、現で記述している場職養護教諭や一部の地方公共団体で導入されて関系あるが、現で記述している場職養護教諭や一部の地方公共団体で導入されて関係が開端的な養護教諭による指導などの活用状況を踏まえつつ、新たに採用された養護教諭におも行る方表をの表していくことが求められる。

〇平成18年度養護教諭現職研修について(61県・政令市等調査)

養護教論の新規採用研修は、概ね26日~28日が多く、10年経験者研修は15日前後が多い。

.

全国学校保健・養護教諭担当指導主事会調べ)

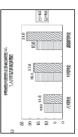
- (4) 養護教諭については一人配置が多いことから、初任者に対する研修を含め学校内外における研修に困難が生じたり、保健宝来室者の増加や特別な配慮を必要とする子どもも多く、対応に苦慮している状況が見られる。現職養護教諭の育成や支援体制の充実を図るため、経験豊かな退職養護教諭などの知見を活用することについて検討を行うことが必要である。
- ⑤ 深刻化する子どもの現代的な健康課題の解決に向けて、学級担任や整約担任等と連携し、養護教諭の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することがより求められていることから、学級活動などにおける保健指導はちとより専門性を生かし、ティーム・ティーチングや兼職発令を受け保健の領域にかかわる授業を行うなど保健学習への参画が増えており、養護教諭の保健教育に果たす役割が増している。そのため、保健教育の充実や子どもの現代的な健康課題に対応した看護学の履修内容の検討を行うなど、教員養成段階における教育を充実する必要がある。
- ○平成9年の保健体育審議会答申において、養護教諭の役割の拡大に伴う資質を担保するため、養護教諭の資質向上方策が検討され、養成課程及び現職研修を含めた一貫した資質の向上方策を検討していく必要があるとの提言が行われた。この答明を踏まえて、寄育職員免許先の近正(中成10年)が行われ、参護教諭の役割の拡大に伴う資質を担保するために、科目「養護機説」、健康相談活動の理論及び方法」が新設された。
- 原保値室へ来童する子どもの心身の健康課題が多様化しており、また、来室者が多い上に、一人当たりの対応時間も増加しているため、一人の養護契論では、より良い対応を図ることが困難な状況にある。また、特別な配慮を必要とする子どもが多い状況にあり、学校、家庭、地域の関係機関との連携の推進が必要であることから、養護教論の複数配置の促進などを図ることが必要である。なお、養護教論の未配置校において、適切に学校保健活動を実施することが必要である。なお、養護教論の未配置校において、適切に学校保健活動を実施することが可能な体制を構築することが望まれる。

〇1日平均子どもの保健室利用者数

(小・中・大規模校*を合わせた平均)

〇子ども1人平均の対応時間





*<学校規模>

小学校・中学校:小規模校150~290人 中規模校300~409人 大規模校500以上 高等学校:小規模校401~600人 中規模校601~800人 大規模校801以上 (保権室利用状況調査 (財) 日本学校保健会 平成18年)

- ① 近年、社会的な問題となっているいじめや児童虐待などへの対応に当たっては、すべての教職員がそれぞれの立場から連携して組織的に対応するための校内組織体制の充実を図るとともに、家庭や、地域の関係機関等との連携を推進していくことが求められている。養護教諭はその職務の特質からいじめや児童信待などの早期発見・早期対応を図ることが期待されており、国においても、これらの課題を抱える子どもに対する対応や留意点などについて、養護教諭に最新の知見を提供するなど、学校の取組を支援することが求められる。
- ③ 子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の方式を図ることが求められる。そのためには、養護教諭に保健性経路資計画を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。また、養護教諭が充実した健康相談活動や教急処置などを行うための保健室の施設設備の方実が求められる。

(2) 保健主事

① 保健主事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進(学校保健委員会の運営)など学校保健に関する事項の管理に当たる職員であり、その果たすべき役割はますます大きくなっている。

このことから、保衛主事は右へ職であるが、学校における保衛に関する店園の調整にもたる教員とした、すくたの教職員が学女保衛店動に関い合格や、それがたの役割

* 保健室経営計画とは、当該学校の教育目標及び学校保健の目標などを受け、その具 現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織 的に運営するために作成される計画。

を円滑に遂行できるように指導・助言することが期待できる教員の配置を行うことやその職務に必要な資質の向上が求められている。

② 保健主事の職務に必要な能力や資質向上のためには、国が学校保健のマネジメントに関し具体的な事例の紹介や演習などによる実践的な研修プログラムを開発し、保健主事研修会で実施できるようにするなど研修の光実を図ることが求められる。また、研修会においては、「保健主事のための手引」や事例集などの教材を活用するなど、資質向上に向けた取組の充実を図る必要がある。

(3) 学級担任や教科担任等

① 学級担任等は、子どもと常に身近に接していることから、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題に対応すべく、子どもたちと向き合う時間の確保や、日々の健康観察、保健指導、学校環境衛生の日常的な高検などを適切に行っとが求められている。保健学習については、とりわけ、学級担任、保健体育勢論、養護教論などが連携している。保健学習については、とりわけ、学級担任、保健体育勢論、養護教論などが連携して実施していくことが求められる。また、学校保健の組織物的目前を活性化する上で、養護教論や保健主事などとともに、学級担任などの一般教論が一九となって積極的に取組んでいくことが必要である。

いっている。 しかしながら、一般教徒の学校保健活動に対する理解や学校保健活動に主体的に取り組む上での意識の不足が見られ、その相うべき役割が必ずしも十分果たされていないこともあるため、各大学や教育委員会の取組により、教員養成の段階や初任者研修をはじめとする各種現職研修の段階において、学校保健についての知識や指導方法について修得する機会を確保・充実することが望まれる。

- ② 健康顧察は、学級担任、養護教諭などが子どもの体調不良や欠席・選別などの日常的な心身の健康状態を把握することにより、感染症や心の健康課題などの心身の変化について早期発見・早期対応を図るために行われるものである。また、子どもに自他の健康に興味・関心を持たせ、自己管理能力の育成を図ることなどを目的として行われるものである。日常における健康観察は、子どもの保健管理などにおいて重要であるが、現状は、小学校 96.4%、中学校 92.3%、高等学校 54.3%で実施されており、学校種によって取組に差が生じている。
- ③ 学級担任等により毎朝行われる健康観察は特に重要であるため、全校の子どもの健康状態の把握方法について、初任者研修をはじめとする各種現職研修などにおいて演習などの実践的な研修を行うことやモデル的な健康観察表の作成、実践例の掲載を含めた指導資料作成が必要である。

Ξ

- ④ また、栄養数論等についても、第Ⅲ章において記述しているように学校給食などを 活用して食育を推進し、食習慣の改善など子どもの健康の保持増進を図る取組を進め ており、養護教論等と連携しつつ、食育と学校保健が一体的に推進される必要がある。
- ⑤ さらに、幼児期においては発熱など健康状態が変化しやすいことから、日々の健康 観察を重視して、幼児の心身の健康課題の早期発見に努め、子どもや保護者への保健 指導の充実を図ることが望まれる。

(参光)

〇教諭の養成課程における健康に関連する履修科目(必修科目)教育職員免許法

「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び 生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)」、「道徳の指導法」、「特別活動の指導 法」、「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。)の理論及び方法」、「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な

○「初任者研修目標・内容例(小・中学校)」(文部科学省初等中等教育局教職員課平成19年2月16日) における健康に関連する事項

[基礎的素養]

7 教育課題の解決に向けた取組、研修目標

「学校保健、安全指導の進め方」、 • 麻修の日輝・緑庫の保持増進に努みス能産やテ

・研修の目標:健康の保持増進に努める態度や意欲を育てる方法等を学び、実際の指導に生かすことができる。

「食に関する指導の進め方」 ・研修の目標:学校教育全体で行う「食に関する指導」の意義やねらいを理解

学級経営]

し、効果的な指導の方法を身につける。

2 学級経営の実際と工夫 「日常の指導」 ・研修内容:清掃、給食、休み時間、朝や帰りの会などの指導、健康や安全に 関わる指導、けんかや対立など人間関係改善への指導、個別に配慮を要する児童生徒への指導。

・研修目標:日頃から児童生徒の学術生活の状況をよく観察し、学級生活上の・研修目標:日頃から児童生徒の学術生活の状況をよく観察し、学級生活として、報信の強く適切な指導、助言をすることができる。

(4) 校長 教頭等

- ●校経営を円滑にかつ効果的に実施していくためには、子どもの健康づくりが重要であることから、学校保健を重視した学校経営を行うことが求められる。特に、インフルエンザ、麻しんのような伝染病の校内まん延防止など、健康に関する危機管理は重要な課題である。
- ② 学校保権活動を推進し、子どもの現代的な健康課題の解決などを図るためには、校長自らが学校保健の重要性を再認識し、学校経営に関してリーダーンップを発揮することにより、学校内(学校保権委員会を含む)や地域社会における組織体制のくりを進めていくことが求められる。
- ⑤ しかしながら、管理職所修には、学校保健に関する内容の研修がほとんど組み込まれていないのが現状である。

す校保健について、校長・製頭等の意識の向上を図り、学校経営に関してリーダーン学校保健について、校長・製頭等の意識の向上を図り、学校経営に関している管理職研修に子どもの現代的な健康課題の解決に向けた内容を設定するなど、学校保健に関する管理職研修の元実を図る必要がある。

5) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

- ① 学校保健法では、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関い、技術及び指導に従事する」とその職務が明記されている。また、同施行規則において、学校医、学校匿科医は健康診断における疾病の予防への従事及び保健指導を行うことが明記されている。
- ② これまでの学校保健において、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が専門的見地から 果たした役割は大きいものであった。今後は、子どもの従来からの健康課題への対応 に加え、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題について も、学校と地域の専門的医療機関とのつなぎ役になるなど、引き続き積極的な貢献が 期待される。
- ③ 学校医、学校歯科医の主要な職務の一つとして、健康診断がある。健康診断においては、疾患や異常を診断し、適切な予防措置や保健指導を行うことが求められており、近年、重要性が増している子どもの生活習慣病など、新たな健康課題についても、学校医、学校協科医は正しい情報に基づく適切な保健指導を行うことが必要である。また、学校の設置者から求められ、学校の教職員の健康診断を担当している学校医も見た、学校の設置者から求められ、学校の教職員の健康診断を担当している学校医も見

13

られるところであり、学校保健法に基づく職員の健康診断では、生活習慣病予防など 疾患予防の観点からの健康管理の重要性が増していることから、教職員に対する保健 指導が効果的に行われる環境を整えていくことについても、検討することが望まれる。

- ④ 学校薬剤師は、健康的な学習環境の確保や感染症予防のために学校環境衛生の維持管理に振わっており、また、保健指導においても、専門的知見を生かし薬物品用防止や環境衛生に係る教育に貢献している。また、子どもに、生涯におたり自己の機能質理を適切に行う能力を身に付けさせることが求められる中、医薬品は、医師や薬剤師の指導の下、自ら服用するものであることが求められる中、医薬品は、医師や薬剤師の指導の下、自ら服用するものであることから、医薬品に関する適切な知識を持つことは重要な課題であり、学校薬剤師がこのような点について更なる貢献をすることが期待されている。
- ⑤ また、学校医、学校廣科医、学校薬剤師は、学校保健委員会などの活動に関し、専門家の立場から指導・助言を行うなど、より一層、積極的な役割を果たすことが望まれる。
- ⑥ 近年、子どもの抱える健康課題が多様化、専門化する中で、子どもが自らの健康課題を理解し、進んで管理できるようにするためには、学校医、学校獲利のによる専門知識に基づいた効果的な保健指導が重要である。その中でも、学校医、学校廣科科医、学校素利のによる専門知識に基づいた効果的なが、表急心質、生活習慣精の予防、歯・1つの健康、製造、性害習慣精の予防、歯・1つの健康、製造、生活習慣精の予防、歯・1つの健康、契模、が固や柔物品用の防止などについて特別活動等における保健指導を行うことは、学校生活のみならず、生涯にわたり子どもにとって有意義ならのになると考えられる。学校医・学校園科及、学校業利師が保健指導を行うに当たっては、子どもの発達股際に配慮し、教科等の教育内容との関連を図る必要があることから、学級相任や養護教諭のサポートが不可欠であり、学校全体の共通理解の上で、共り光表をあることが求められる。

6) スクールカウンセラー

① メクールカウンセラーについては、平成7年度から調査研究を実施しており、平成18年度には全国の公立中学校を中心に約1万校に配置・派遣されるに至っている。その成果として、スクールカウンセラー派遣校において、いじめ、不整校、暴力行為などの問題行動の発生率の減少が見られており、また、校長や都道所県・指定都市教育委員会を対象としたアンケートの結果からも、配置の効果を評価する意見や、小学校への配置、スクールカウンセラーの配置時間数の拡大などを希望する意見などが多く見られる。

- 「心の専門家」であるスクールカウンセラーは、子どもに対する相談、保護者や教職員に対する相談、教職員などへの研修のほか、事件・事故や自然災害などの緊急事能に対いて被害を受けた子どもの心のケアなど、近年ではその活動は多峡にわたっており、学校の教育相談体制において、その異生徒・投創は主ます大夫さくなっている。つまり、学校の教育相談体制において、その異生態への見立て、個別面接、教職員へのコンサルテーション、関係機関との連携に関するつなぎ役など、臨床心理の専門社に基づく助言・援助は学校における組織的な相談体制の中で重要な役割を占めている。
- ③ 多様化、深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、メンタルヘルスに関する課題にも対応できるよう、校内組織にスクールカウンセラーの参画を得るなど、スクールカウンセラーを効果的に活用して、心身両面から子どもにかかわる業護教諭をはじめとした教職員との情報の共通理解や地域の専門機関との連携を推進していくことが求められる。

(7) 教育委員会における体制の充実

① 教育委員会においては、現在、各都道府県で学校保健を担当する指導主事として、養護教諭のほか・般教諭などが充てられている状況にある。今後、学校が学校保健活動を充実させるためには、指導主事による適切な指導・助言が不可欠であり、養護教諭出身の指導主事はもとより、養護教諭出身以外の指導主事などの学校保健に係る資質向上が求められる。

また、学校保健を担当する指導主事には、各学校の状況の適切な把握や、それを踏まえた改善のための指導・助言などの取組はもとより、地域学校保健委員会、学校保修委員会などの組織づくりや設置された組織が活性化するための働きかけが求められ

。。 巻らに、各学校への指導助言を充実する観点から、学校保健を担当する指導主事の 複数配置や記職養護数論の活用などが望まれる。なお、学校医等が教育委員に設任し、 その専門的知見を踏まえて、比重生徒の健康の確保に関する教育委員会としての明確 なビジョンが打ち出されたことにより、学校保健に対する意識が向上し、体制の充実 が図られた事例も指摘されている。

各教育委員会においては、これらの取組を通じて教育委員会としての学校保健に関 する体制の充実が望まれる。

(8) 学校環境衛生の維持・管理及び改善等

学校環境衛生の維持・管理は、健康的な学習環境を確保する観点から重要であることから、学校薬剤師による検査、指導助言等により改善が図られてきたところであり、

15

その際の基準として「学校環境衛生の基準」(平成4年文部省体育局長設定)が定められている。しかしながら、学校において「学校環境衛生の基準」に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、子どもの適切な学習環境の循係を図るためには、定期検査の実施と検査構果に基づいた維持管理や改善が求められている。そのため、完全に実施されていない要因やその対策について十分検討した上で、現在イドラインとして示されている「学校環境衛生の基準」の位置付けをより一層明確にするために法制度の整備を検討する必要がある。

また、域内の学校における日々の環境衛生を含む学校保健管理に関する諸課題に対応するために、都道府県の教育委員会には専門性を有する学校保健技師を置くことができるとされているものの、約半数の都道府県 (36 府県) では配置されておらず、また、その多くが非常勤となっている。

環境衛生などの諸課題に対しては、専門的な見地から可能な限り早期の助言指導を行う必要があること、維持管理や改善について市町村の教育委員会や関係機関との連携を図る必要があることから、学校保健技師の活用が望まれる。

〇学校保健法

第15条 番道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技術を置くことができる。 2 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識

学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的 技術指導及び技術に従事する。

経験がある者でなければならない。

〇学校保健技師の現状

医師 17人(うち落動 4人) 歯科医師 1人(うち落動 1人) 蒸剤師 8人(うち発動 8人) 保健師 2人(うち落動 2人) (注) 都道所県によっては複数配置されている場合がある。 (文部科学省調査 平成 18 年 11 月)

② また、平成15年5月1日に「健康相進法」が施行されるなど、学校における受動吸煙による教職員はもとより子どもの身体への悪影響を防止する機点から、各学校において受動吸煙防止をより一層進めることについての検討が必要である。

〇健康増進法

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(窑内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

〇学校における受動喫煙防止対策の状況

(単位:校(%))

党割限律防止対策を講じている	50,554 (95.3)
[具体策]	
1. 学校敷地内の全面禁煙措置を講じている。	24,082 (45.4)
2. 建物内に限って全面禁煙措置を講じている。	12,511 (23.6)
3. 建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている。	13,961 (26.3)
受動喫煙防止対策を講じていない。	2,485 (4.7)
4	E 2 0 2 0 (100)

(文部科学省調査 平成17年8月)

3. 学校、家庭、地域社会の連携の推進

○ メンタルへルスに関する課題やアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、学校が、学校内でできること、なすべきことを明確化し、すべての教職員間で共通理解を図るとともに、実際、関係行政機関、医療機関などにもその内容を伝え、理解を求めることによって、適切な役割分担に基づく活動を行っていくことが求められる。

(1) 学校保健委員会

③ 学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である。学校保健委員会は、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校廣科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって、運営することとされている。

17

- ② 学校保健委員会については、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられている。また、昭和47年の保健体育番議会答申においても、「学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要であり、生学校786が、「事業校74年度の学校保健委員会の設置率は、小学校81.9%、中学校78.8%、「高等学校76.7%にとどまっている。また、設置されていたいたいく変的な課題がある。
- ③ 学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけではなく、 学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開すること が可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、学校において、学校保健委員会の位置付けを明確化し、先進的な取組を 進めている地域の実践事例を参考にするなどして、質の向上や地域開格差の是正を図ることが必要である。

さらに、国、地方公共団体において、様々な資料を収集したデータベースを作成し、ホームページから一括してダウンロードできる環境整備を図るとともに、学校においては適切な管理の下に活用することや、普及のために啓発資料を活用した研修会を実施するなどして、学校保健委員会の設置の推進や質の向上を図っていく必要がある。

(2) 学校と家庭との連携の強化

① 近年、保健室に来室する子どもが増えており、来室の背景要因としては、「身体に関する問題」より「心に関する問題」が多くなっていることや、「家庭・生活環境に関する問題」も少なからず見られることから、学校と家庭との連携がより一層必要となっる問題」も少なからず見られることから、学校と家庭との連携がより一層必要となっ

また、メンタルヘルスに関する課題で、連携が円滑に進められなかった事例の主な理由として、小学校、中学校、高等学校ともに「保護者が連携に消極的であった」ことが挙げられている。

健康課題に関する子どもの支援に当たっては、家庭の理解と協力を得ることが不可欠なため、日ごろから家庭に対する啓発活動を行うなど、家庭との信頼関係の構築に絶えず努めておくことが必要である。また、PTAは、学校と家庭との連携を図る上で重要な組織であることから、これらと効果的な連携を図ることが必要である。

○子どものメンタルヘルスに関する問題で、校内及び関係機関との連携が円滑に 進まなかった主な理由

 (単位:人)

 校中学校 高等学校

 20
 36

<u> </u>	- 小校	中学校	小驴校 中驴校 商箏学校
①校外の連携先を選ぶのが難しかった。	4	20	36
②校外の連携先が協力的でなかった。	_	∞	6
③校外の連携先と学校の対応に違いが見られた。	13	31	18
④校内関係者が連携に消極的であった。	8	33	45
⑤校内外の連携のための時間の確保が難しかった。	12	30	20
⑥保護者が連携に消極的であった。	83	124	104
⑦校内における推進・まとめ役が明確でなかった。	13	45	54
◎その他	33	10	15

(「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」(財) 日本学校保健会 平成17年)

② また、健康診断における事後措置や日常の健康観察などから、学校が家庭に医療機関の受診などを勧めても家庭の理解が得られない場合がある。適切な支援を行うためには、受診などの勧めに応えてもらう必要があるため、家庭や子どもに不安を与えないように、学校からの受診などを勧めるに当たっては、養護教諭、学級担任等、校良等、学校医等、地域の関係機関などが十分に連携する必要がある。

③ 子どもの中には、心臓疾患や腎臓疾患、アレルギー疾患のように、その子どもの健康状態が適切に把握されていないと生命にかかわる事態が生じかなない子どもが少なからず見られる。心臓疾患や腎臓疾患などにおいては、「学校生活管理指導表」を用いて、個々の子どもの疾患の状況に応じた学校生活上の指示が主治医からなされている。また、アレルギー疾患についても同様の指導表の作成に向けた統計が進められている。学校は、健康診断の事後措置の結果や指導表の作成に向けた統計が進められている。学校は、健康診断の事後措置の結果や指導表などにより、家庭や主治医から報告された健康特を適切に把握し、個々の子どもに対する保健管理に生かしていくことが求められる。

また、そのような情報をもとに、学校は適切な配慮を行うことが求められるが、学校の実情に応じて実施可能なものとそうでないものとがあることが考えられる。どのような配慮を行うかの基本的な考え方について、教育委員会、学校、家庭、学校医、主治医が共通理解を図った上で、具体的な実施内容について学校と家庭が直接意見交換できる機会を設け、対応を決定することが重要である。

(3) 学校と地域の関係機関との連携の強化

① 子どもの現代的な健康課題に適切に対応するためには、学校や家庭を中心に、学校

19

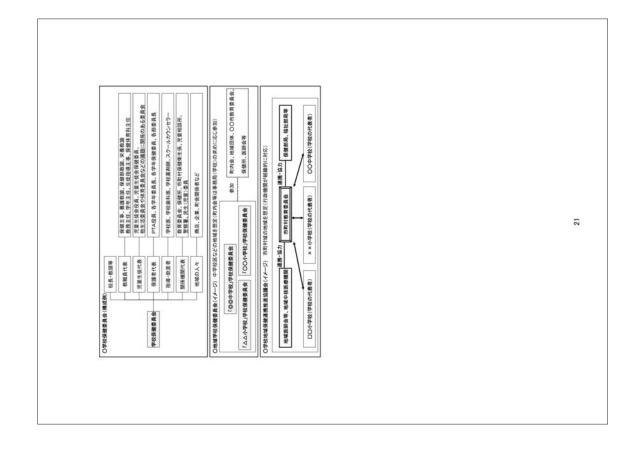
の設置者である地方公共団体等や地域の関係機関を含めた地域レベルの組織体制*づく* りが不可欠である。 学校と地域の連携については、平成9年の保健体育審議会答申において、地域の子どもたる幼稚園や小学校・中学校・高等学校の学校保健委員会が連携して、地域の子どもたちの健康課題の協議などを行うため、地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが必要である」と提言されている。
 このような中学校及などを単位とした学校間の連携は引き続き推進する必要がある。

③ このような中子校区などを単位とした子校同の世界は行き続き推進する必要かあるが、子どもの健康課題は、その地域の特性を踏まえた取組の実施が重要であり、また、教育委員会はもとより母子保健や保健福祉などを担当する機関とも組織的に連携して対応していく必要がある。

④ このことから、市町村レベルにおいて、教育委員会と保健部局などの行政機関や地域の学校医・学校循科医・学校薬剤師の関連する団体などが連携し、子どもの現代的な健康課題を検討し対応する場の設置が求められる。このため、例えば市町村教育委員会に「学校地域保健連携推進協議会(仮称)」を設置し、城内の学校の代表者(校表・教頭等や保健主事・養護教論等)、小児医療などの専門家、母子保健や保健福祉などの行政関係者などの参画を得て、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患の増加、性の問題行動や薬物品用、感染症や過度のスポーツや運動による運動器疾患などもよらの現代的な健康課題に関して、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた計画を策定し、それに基づき具体的な取組を進めるなど、地域ぐるみで計画的に取り組むことが必要である。

この計画においては、都道府県との連携を図りつつ計画を実行するに当たっての専門的サポートを誰が、どのように行うのかなど、子どもの権嫌課題に関して、学校や関係機関の果たすべき役割を明確にし、とるべき行動について具体的な年次目標を立て、それに向けた方策を策定することが望まれる。

⑤ また、都道府県教育委員会が、地元医師会などの協力を得て、学校に専門医を派遣し、子どもや保護者・教職員に対する啓発や個別の健康相談を行う取組が進められており、今後とも充実を図る必要がある。



五条)

○学校保健安全法

昭和三十三年四月十日 法律第五十六号

学校保健法をここに公布する。

学校保健安全法

第一章 総則 (第一条—第三条

学校保健

第一 節 学校の管理運営等(第四条-第七条

第一

一節

健康相談等

(第八条—第十

第三節 健康診断(第十一条—第十八

第四節 第五節 学校保健技師並びに学校医、 感染症の予防(第十九条―第 一十一条)

学校歯科医及び学校薬剤師

第二十二条 · 第二十三条)

地方公共団体の援助及び国

第六節

の補助 (第二十四条・第二十

第三章 学校安全(第二十六条—第三十

2

第四章 則 雜則(第三十一条·第三十二条)

第

第一条 徒等及び職員の健康の保持増進を図る この法律は、学校における児童生

> 実施とその成果の確保に資することを よう、学校における安全管理に関し必要 教育活動が安全な環境において実施さ な事項を定めるとともに、学校における ため、学校における保健管理に関し必要 目的とする。 な事項を定め、もつて学校教育の円滑な 、児童生徒等の安全の確保が図られる

(定義)

第一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六 号)第一条に規定する学校をいう。 この法律において「児童生徒等」とは、 一条 この法律において「学校」とは、

2 生をいう。 学校に在学する幼児、児童、生徒又は学

第三条 携を図り、各学校において保健及び安全 要な施策を講ずるものとする。 を踏まえつつ、財政上の措置その他の必 及び安全に関する最新の知見及び事例 れるようにするため、学校における保健 に係る取組が確実かつ効果的に実施さ (国及び地方公共団体の責務) 国及び地方公共団体は、相互に連

3 ければならない 置に準じた措置を講ずるように努めな を総合的かつ効果的に推進するため、学 他所要の措置を講ずるものとする。 校安全の推進に関する計画の策定その 地方公共団体は、国が講ずる前項の措 国は、各学校における安全に係る取組

> 第 一章 学校保健

(学校保健に関する学校の設置者の 第 節 責

第四条 の保持増進を図るため、当該学校の施設 校の児童生徒等及び職員の心身の健康 めるものとする。 実その他の必要な措置を講ずるよう努 及び設備並びに管理運営体制の整備充 学校の設置者は、その設置する学

(学校保健計画の策定等

策定し、これを実施しなければならな め、児童生徒等及び職員の健康診断、 職員の心身の健康の保持増進を図るた 五条 の他保健に関する事項について計画を 境衛生検査、児童生徒等に対する指導そ 学校においては、児童生徒等及び

(学校環境衛生基準

第六条 文部科学大臣は、学校における換 む。)に規定する事項を除く。 八号)第六条において準用する場合を含 の幼稚部及び高等部における学校給食 第百五十七号) 第七条及び特別支援学校 環境衛生に係る事項(学校給食法(昭和 気、採光、照明、保温、清潔保持その他 に関する法律(昭和三十二年法律第百十 校給食に関する法律(昭和三十一年法律 一十九年法律第百六十号) 第九条第一項 (夜間課程を置く高等学校における学)につい

学校の管理運営等

る上で維持されることが望ましい基準 て、児童生徒等及び職員の健康を保護す

(以下この条において「学校環境衛生基

)を定めるものとする。

3 2 準」という。

環

する。 康状態の日常的な観察により、

第九条 養護教諭その他の職員は、 第八条 学校においては、児童生徒等の 第七条 学校には、 保健指導、救急処置その他の保健に関す があると認めた場合には、遅滞なく、そ 学校の環境衛生に関し適正を欠く事項 連携して、健康相談又は児童生徒等の健 身の健康に関し、健康相談を行うものと とする。 る措置を行うため、保健室を設けるもの 申し出るものとする。 は、当該学校の設置者に対し、その旨を 当該措置を講ずることができないとき の改善のために必要な措置を講じ、又は 境の維持に努めなければならない。 照らしてその設置する学校の適切な環 (保健室) (保健指導) 学校の設置者は、学校環境衛生基準に 健康相談 校長は、学校環境衛生基準に照らし、 第二節 健康相談等 健康診断、 健康相談、 相

等の心身の状況を把握し、健康上の問題

、児童生徒

があると認めるときは、

遅滞なく、

当該

とともに、必要に応じ、その保護者(学 児童生徒等に対して必要な指導を行う 同じ。) に対して必要な助言を行うもの いう。第二十四条及び第三十条において 校教育法第十六条に規定する保護者を

地域の医療機関等との連携

第十条 学校においては、救急処置、健康 図るよう努めるものとする。 医療機関その他の関係機関との連携を 必要に応じ、当該学校の所在する地域の 相談又は保健指導を行うに当たつては、

第三節 健康診断

就学時の健康診断

第十一条 市(特別区を含む。以下同じ。) 断を行わなければならない。 するものの就学に当たつて、その健康診 き者で、当該市町村の区域内に住所を有 ら同項に規定する学校に就学させるべ 条第一項の規定により翌学年の初めか 町村の教育委員会は、学校教育法第十七

置をとらなければならない への就学に関し指導を行う等適切な措 教育法第十七条第一項に規定する義務 し、保健上必要な助言を行い、及び学校 健康診断の結果に基づき、 猶予若しくは免除又は特別支援学校 市町村の教育委員会は、前条の 治療を勧告

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、 每学年定期

> に、児童生徒等(通信による教育を受け ればならない。 る学生を除く。) の健康診断を行わなけ

2 臨時に、児童生徒等の健康診断を行うも のとする。 学校においては、必要があるときは、

第十四条 学校においては、前条の健康診 ければならない。 作業を軽減する等適切な措置をとらな い、又は治療を指示し、並びに運動及び 断の結果に基づき、疾病の予防処置を行

(職員の健康診断

第十五条 学校の設置者は、 ばならない。 に、学校の職員の健康診断を行わなけれ 毎学年定期

2 臨時に、学校の職員の健康診断を行うも のとする。 学校の設置者は、必要があるときは、

第十六条 学校の設置者は、前条の健康診 勤務を軽減する等適切な措置をとらな 断の結果に基づき、治療を指示し、及び ければならない。

2 第十七条 健康診断の方法及び技術的基 項に規定するものを除き、第十一条の健 その他健康診断に関し必要な事項は、前 のほか、健康診断の時期及び検査の項目 準については、文部科学省令で定める。 第十一条から前条までに定めるもの (健康診断の方法及び技術的基準等)

> するものについては文部科学省令で定 第十三条及び第十五条の健康診断に関

3 保たれたものでなければならない。 項に規定する健康診査等指針と調和が (平成十四年法律第百三号)第九条第一 前二項の文部科学省令は、健康増進法

第十八条 学校の設置者は、この法律の規 定による健康診断を行おうとする場合 健所と連絡するものとする。 その他政令で定める場合においては、保 (保健所との連絡)

第四節 感染症の予防

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかつてお 停止させることができる。 るおそれのある児童生徒等があるとき り、かかつている疑いがあり、又はかか は、政令で定めるところにより、 、出席を

(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防 部又は一部の休業を行うことができる。 上必要があるときは、臨時に、学校の全 (文部科学省令への委任

康診断に関するものについては政令で、 第二十一条 前二条(第十九条の規定に基 れらの法律に基づく命令を含む。)に定 感染症の予防に関して規定する法律(こ び感染症の患者に対する医療に関する づく政令を含む。) 及び感染症の予防及 法律(平成十年法律第百十四号)その他

> で定める。 予防に関し必要な事項は、文部科学省令 めるもののほか、学校における感染症の

第五節 学校保健技師並びに学 校薬剤師 校医、学校歯科医及び学

(学校保健技師

第二十二条 務局に、学校保健技師を置くことができ 都道府県の教育委員会の事

2 験がある者でなければならない。 理に関する専門的事項について学識経 学校保健技師は、学校における保健管

的指導及び技術に従事する。 校における保健管理に関し、専門的技術 学校保健技師は、上司の命を受け、学

第二十三条 とする。 (学校医、 学校には、学校医を置くもの 学校歯科医及び学校薬剤師

学校薬剤師を置くものとする。 大学以外の学校には、学校歯科医及び

3 は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師 のうちから、任命し、又は委嘱する。 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

は、学校における保健管理に関する専門 的事項に関し、 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 技術及び指導に従事す

5 職務執行の準則は、文部科学省令で定め 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

る。

第六節 地方公共団体の援助及

び国の補助

地方公共団体の援助

平(連) 四十四号)第六条第二項に規定する要四十四号)第六条第二項に規定する要

いる者で政令で定めるものる 要保護者に準ずる程度に困窮して 生活保護法第六条第二項に規定す

国の補助

を補助することができる。 とができる。 とがいて、その援助に要する経費の一部において、その援助に要する経費の一部において、その援助に要する経費の一部において、その援助に要する経費のものできる。

る。
一前項の規定により国が補助を行う場

三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置するの安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等二十九条第三項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよおいて適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理方、当該学校の施設及び設備並びに管理方、当該学校の施設及び設備並びに管理方、当該学校の施設及び設備並びに答案という。)において「危険等発生時」という。)において「危険等発生時」という。)

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実る事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保

めた場合には、遅滞なく、その改善を図を図る上で支障となる事項があると認設備について、児童生徒等の安全の確保設十八条 校長は、当該学校の施設又は

ものとする。 ど校の設置者に対し、その旨を申し出る 学校の設置者に対し、その旨を申し出る

(危険等発生時対処要領の作成等) (危険等発生時対処要領」という。) を存び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時において当該容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領の作成等)

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該を分別の場合の他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、事故等により児童生する。この場合においては、事故等により児童生

(地域の関係機関等との連携)

護者との連携を図るとともに、当該学校安全の確保を図るため、児童生徒等の保第三十条 学校においては、児童生徒等の

| う団体その他の関係団体、当該地域の住意 | 地域の安全を確保するための活動を行っ | 域を管轄する警察署その他の関係機関、

第四章 雑則

努めるものとする。

民その他の関係者との連携を図るよう

(学校の設置者の事務の委任)

特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任に基づき処理すべき事務を校長に委任

(専修学校の保健管理等)

らない。 行う医師を置くように努めなければな行う医師を置くように努めなければなする専門的事項に関し、技術及び指導を第三十二条 専修学校には、保健管理に関

附則抄

(施行期日)

(人) ら、その他の規定は同年六月一日から施一項の規定は昭和三十三年十月一日かり、1 この法律中第十七条及び第十八条第

第一条 この法律は、平成十一年四月一日 第一条 この法律は、平成十一年四月一日 第一条 この法律は、公布の日から施行す 第一条 この法律は、公布の日から起算し から施行する。 昭和五十四年四月一日から施行する。 正規定並びに同条第三項の改正規定は、 条の改正規定、第十八条第二項を削る改 校保健法第八条第二項を削る改正規定、 ら施行する。ただし、第二条の規定中学 定、同条第二項を削る改正規定、第十七 同条第三項及び第九条第一項の改正規 て六月を経過した日から施行する。 行する。 この法律は、昭和五十三年四月一日か 施行期日 施行期日 附 附 則(平成一〇年一〇月二日法 則 則 則 則 (昭和五三年三月三一日法 (昭和五〇年七月一一日法 (昭和六〇年七月一二日法 律第一四号) 抄 律第一一四号) 律第一〇一号) 抄 (平成一〇年六月一二日法 律第九〇号) 律第五九号) | 第一条 この法律(第二条及び第三条を除 第一条 この法律は、公布の日から起算し 第一条 この法律は、平成十九年四月一日 1 する。 施行する。 から施行する。 条及び附則第八条から第十九条までの て九月を超えない範囲内において政令 く。) は、平成十三年一月六日から施行 から施行する。 えない範囲内において政令で定める日 規定は、公布の日から起算して二年を超 で定める日から施行する。ただし、第九 から施行する。 (施行期日 (施行期日 この法律は、平成十七年四月一日から (施行期日 (施行期日) (施行期日) 附 附 附 附 附 則 則 則 則(平成一四年八月二日法律第 則(平成一一年一二月二二日 一〇三号) 抄 (平成一九年六月二七日法 (平成一七年三月三一日法 (平成一八年六月二一日法 法律第一六〇号) 抄 律第九六号) 律第八〇号) 律第二三号) 抄 第一条 この法律は、平成二十一年四月 第一条 この法律は、公布の日から起算し 日から施行する。 で定める日から施行する。 て六月を超えない範囲内において政令 (施行期日 則 (平成二〇年六月一八日法 律第七三号)

```
るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校におけ
る教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られる
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         文部科学大臣は、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    校長は、当該基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講することができないときは、学
                                                                                              なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますの
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            よう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することとしたこと。(第1条関係)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとし、地方公共
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               学校の設置者は、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        校の設置者は、当該基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努め
また、本改正法については、別添2及び別添3のとおり、衆議院文部科学委員会及び
                               参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 また、本法の目的を、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、財政上の措置その他の必
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよ
                                                                                                                          で、御参照ください。また、関係政省令の改正及び関係告示の制定については、追って
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    団体は、国が講ずる措置に準じた措置を講ずるように努めなければならないこと
                                                                                                                                                          これを行い、その内容については別途通知する予定ですので、予め御承知おき願います。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。(第6条関係)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 法律の題名を「学校保健安全法」に改めたこと。(題名関係)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   第1 学校保健法の一部改正関係(改正法第1条関係)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (1) 学校保健に関する学校の設置者の責務
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             う努めるものとしたこと。(第4条関係)
                                                                                                                                                                                                                                                        밅
                                                              点に十分留意されるよう御配慮願います。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        なければならないものとしたこ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         要な施策を講ずるものとしたこ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           (2) 国及び地方公共団体の責務
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       としたこと。(第3条関係)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               (1) 法律の題名及び目的
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                二 学校保健に関する事項
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (2) 学校環境衛生基準
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       第一 改正法の概要
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   三線
```

20文科ス第522号 平成20年7月9日 は、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び嫁内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事 児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関 れるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共 改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれまして このたび、別添1のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律(平成20年法律 今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の 食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組ま 団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を におかれては、所轄の学校(専修学校を含む。)及び学校法人等に対する周知を図るよ 第73号)」(以下「改正法」という。)が平成20年6月18日に公布され、平成21 増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における 熫 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知) 文部科学省スポーツ・青少年局長 緬 潭
 合 都 道 府 県 教 首 泰 員 会

 各 指 定 都 市 教 育 泰 員 会

 各 都 道 府 県 知 事

 各 指 定 都 市 市 長

 各 国 公 私 」 本 大 华 長

 各 国 公 私 立 商 等 財 等 校 長

 大学文は商等専門学校を設置する各地方公共団体の長

 各 公 立 大 华 法 人 の 理 事 長

 金 公 立 大 华 法 人 の 理 事 長

 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 放 送 大 学 学 園 理 事 長 大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長 年4月1日から施行されることとなりました。 うお願いします。 講ずるものです。

(3) 保健指導

養護教論その他の職員は、柏互に連携して、児童生徒等の心身の状況を把握し、 健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、児童生徒等に対して必要な指導 を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとした

こと。(第9条関係)

(4) 地域の医療機関等との連携 学校においては、教急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要 に応じ、地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとした こと。(第10条関係)

三 学校安全に関する事項

(1) 学校安全に関する設置者の責務

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加書行為、災害等(以下「事故等」という。)により児童生徒等に生する危険を防止し、及び事が等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(以下「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講するよう努めるものとしたこと。(第26条関係)

(2) 総合的な学校安全計画の策定及び実施

・ Parlaya・Yでは、本記書のデスタを記録、児童生徒等に対する通学を含めた学校においては、本記書の表現の登録のできます。 学校生活その他の日常生活における安全に関する指導等について計画を策定し、

これを実施しなければならないこととしたこと。(第27条関係) (3) 学校環境の安全の確保 校長は、学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支険上なる事項があると認めた場合には、遅帯なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ってとができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。(第28条開係)

(4) 危険等発生時対処要領の作成等

いるできないでは、他家等生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内学校の工作といては、他家等生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要額を作成することとし、校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとしたこと。

児童生徒等及び関係者の心身の健康を回復させるため、必要な支援を行うものと したこと。(第29条関係)

学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該

(5) 地域の関係機関等との連携

学校においては、児童生徒等の保護者、警察署その他の関係機関、地域の安全 を確保するための活動を行う団体、地域住民等との連携を図るよう努めるものと したこと。(第30条関係)

四 その他

専修学校における保健管理及び安全管理について、関係する規定を準用すること

としたこと。(第32条関係)

第2 学校給食法の一部改正関係(改正法第2条関係)

(1) 法律の目的

本法の目的を、学校給食が児童及び生徒の心身の確全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要り、なつ、児童と見てとこかかがみ、学校結復及び学校給食を活用した食に関する情報の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及光美及び学校における食育の推進を図ることとしたこと。(第1条開係)

2) 学校給食の目標

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現 するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならないこととした こと。 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むこと。

ができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、

4 異生品か目然の影響の工に取り出つものであることについての単本で深め、 生命及び目標本尊重する情神並びに環境の保全に寄与する態度を兼うこと。 5 度生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理

解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。 6 扱が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。(第2条関係) (3) 学校給食実施基準 文部科学大臣は、学校給食の適切な実施のために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校結食を実施する義務教育請学校のお置れ、当校結食を実施する義務教育請学校の設置者は、当該基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとしたこと。(第8条網係)

(第8条関係)(4)学校給食衛生管理基準

1 文部科学大臣は、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとしたこと。

2 義務教育諸学校の校長は、1の基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講づこと

ができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。

(第9条関係) (5) 学校給食を活用した食に関する指導

1 栄養教諭は、児童又は生徒が様全な食生活を自ら営むことができる知識及び 態度を養うため、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとし、 この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつの食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置

- ことその他の創意工夫を行い、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵 2 栄養教諭が1の指導を行うに当たつては、地域の産物を学校給食に活用する
 - 3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、学校給食を活用 沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとしたこと。 した食に関する指導を行うよう努めるものとしたこと。(第10条関係)
- 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正関係(改正 第3

夜間課程を置く高等学校における学校給食の実施について、学校給食実施基準及 び学校給食衛生管理基準に関する規定を準用することとしたこと。(第7条関係)

第4 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正関 係(改正法第4条関係)

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食の実施について、学校給食実 施基準及び学校給食衛生管理基準に関する規定を準用することとしたこと。(第6 条関係)

第5 施行期日等

- この法律は、平成21年4月1日から施行すること。(附則第1条関係) 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正 後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結 果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。(附則第2条関係)
 - この法律の施行に伴い、関係法律に関し、所要の規定の整備を行うこと。 則第3条から第11条まで関係) ಣ
 - 4 その他所要の改正を行うこと。

第二 留意事項

第1 学校保健安全法関連

学校保健及び学校安全に共通する留意事項

学校保健及び学校安全に係る施策の推進に当たっては、学校の実情や児童生徒等 の発達段階、心身の状況、障害の有無について適切に配慮しつつ、校長の下で組織 的な対応を図るとともに、各種の関係通知、文部科学省や関係団体が作成した報告 書、指導用参考資料、調査結果等(別添4参照)に御留意いただき、適切な対応に (1) 施策の推進に当たっての配慮 努められたいこと

- (2) 国及び地方公共団体の責務について (第3条)
- 第1項において、国及び地方公共団体が学校保健及び学校安全に関して講ずべ き必要な施策としては、例えば、物的条件や人的体制の整備充実に係る財政上又 は法制上の措置、通知や各種会議等を通じた情報提供や指導助言、指導用参考資 料や実践事例集の作成・配布、関係教職員を対象とした研修会の開催などが考え られること。

また、文部科学省としては、学校保健、学校安全、食育・学校給食に関する各 般の施策を引き続き推進することとしており、地方公共団体においても、これら の施策を参考にしつつ、適切な対応に努められたいこと。

- 2 地方公共団体においては、第2項の規定に基づき新たに国が策定することとな る「学校安全の推進に関する計画」やその他国が講ずる所要の措置を参考にしつ つ、地域の実情を踏まえた施策の実施に努められたいこと。
- (3) 学校及びその設置者の連携協力について

本法において「学校においては」とは、これらの措置の実施をすべて学校長そ の他の教職員のみの責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任 を有する設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものであることに留 意されたいこと。

学校の設置者においては、第4条及び第26条の規定に基づき、その設置する 学校が本法の規定に基づいて実施すべき各種の措置を円滑に実施することができ るよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な 措置を講ずるよう努められたいこと。

二 学校保健に関する留意事項

- (4) 学校保健に関する学校の設置者の責務について(第4条)1 本条は、学校保健に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、 従来から各設置者が実施してきた学校保健に関する取組の一層の充実を図るた
- 2 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、保健室の 相談スペースの拡充や備品の充実、換気設備や照明の整備、自動体外式除細動器 (AED) の設置など物的条件の整備、養護教諭やスクールカウンセラーの適切 な配置など人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが め、その責務を法律上明確に規定したものであるこ
- (5) 学校保健計画について (第5条)
- 1 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画で あり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成され るべきものであること。
- 2 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環 境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととする
- 機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育 法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされている 3 学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係 ことも踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周 知を図ることとすること。このことは、学校安全計画についても同様であること。
- 1 第6条の規定に基づき、新たに文部科学大臣が定める学校環境衛生基準につい ては、現行の「学校環境衛生の基準」(平成4年文部省体育局長裁定)の内容を 踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応しうるものとなるよう、今後 (6) 学校環境衛生基準について (第6条)

校長より第3項の申出を受けた当該学校の設置者は、適切な対応をとるよう努め られたいこと。このことは、第28条に基づく学校の施設設備の改善措置につい 内容の精査など必要な検討を進め、告示として制定することを予定していること。 2 学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、 ても同様であること

3 学校の環境衛生の維持改善に当たっては、受水槽など環境衛生に関係する施設 設備の適切な管理を図るとともに、環境衛生検査に必要な図面等の書類や検査結 果の保管について万全を期されたいこと。

(4) 保健指導について (第9条)

近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が 生ずるなど児童生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの 健康相談や担任教論等の行う日常的な健康観察による児童生徒等の健康状態の把 握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する 助言を保健指導として位置付け、養護教諭を中心として、関係教職員の協力の下 問題に学校が適切に対応することが求められていることから、第9条においては、 で実施されるべきことを明確に規定したものであること。

したがって、このような保健指導の前提として行われる第8条の健康相談につ いても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職 員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教

学校医及び学校歯科医は、健康診断及びそれに基づく疾病の予防処置、改正法 において明確化された保健指導の実施をはじめ、感染症対策、食育、生活習慣病 の予防や歯・ロの健康つくり等について、また、学校薬剤師は、学校環境衛生の 維持管理をはじめ、薬物乱用防止教育等について、それぞれ重要な役割を担って おり、さらには、学校と地域の医療機関等との連携の要としての役割も期待され ることから、各学校において、児童生徒等の多様な健康課題に的確に対応するた め、これらの者の有する専門的知見の積極的な活用に努められたいこと。 職員による積極的な参画が求められるものであること。

三 学校安全に関する留意事項

(8) 学校安全に関する学校の設置者の責務について (第26条)

従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るた 1 本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ め、その責務を法律上明確に規定したものであること。

「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内の ほか、②当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動 が行われる場所(農場など実習施設等)を想定していること。 2

なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会 における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有す 各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととすると ともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体 等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に るものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、

3 「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を 指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるよう な場合等を想定していること。

児童生徒等が身体的危害を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確 また、「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為 基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により 保する必要があるような場合には、学校安全の観点から本法の対象となること。 も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、

も、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。 5 「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発 4 「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応 が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについて

生などが想定されうること。

6 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメ ラやインターホンの導入など安全管理面からの物的条件の整備、警備員やスクー ルガード・リーダーの配置など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質 向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

(9) 学校安全計画について (第27条)

1 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画で あり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成され るべきものであること。

①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その 他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記 に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており、改正法においては、 2 学校においては、生活安全(防犯を含む。)、交通安全及び災害安全(防災) これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、 載事項として位置付けたものであること。

なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等の多様な ① 学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、学校に設置 された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被 害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要 に応じて補修、修繕等の改善措置 (第28条) を講ずることが求められること。

② 児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力 と。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環 通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められ 境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であるこ 発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、 行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

③ 教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協

が作品でいる安全権等を発体が存成による。 が作品でいる事業等を解体が成立存成に対象はありる。 作成している事業の関係機 関との連携を図りながら、学校安全に関する観視自の資質の向上に努められた いこと。 (10) 危険等発生時対処要値は、危険等が発生した際に製機員が円滑かつ的確な対応 を図えたがに確するものですること。また、作成後は、年年度適切な を図えたがに確するものですること。また、作成後は、年年度適切な を関立とがうことが必要であること。また、保証後は、年年度適切な を担じめてや他の関係がしたしたりとすること。また、保証後は、全体で適切な を選上とではスクールカウドセラー等による児童生作等、よた、化度後は、 の職権に対する影響を受けた保護や製菓目が選定されること。また、化変な 支援」とでは、スクールカウドセラー等による児童生作等へのカウンセリング、 関係医験機関の紹介などが想定されること。

〇学校保健安全法施行令

令第 和三十三年六月十 百 七 + 兀 号 目

丁校保 安全法施

就学時の健康診断の時

第

第十四条、 が作成された後翌学年の初めから四月 う。)第十一条の健康診断 での間に行うものとする。 障がない場合にあつては、 規定する就学に関する手続の実施に 四十号)第二条の規定により学齢 育法施行令 時の健康診断」という。 律第五十六号。 前項の規定にかかわらず、 (同令第五条、 第十五条及び第十八条の二 (昭和二十八年政令第三 第七条、 以下「法 第十一条、)は、学校 (以下「就 市町 三月前) と 村 簿 0 11

学校保健安全法 (昭和三 十三年

員会が行う就 当該就学予定者が他の市町村 学予定者をいう。 後に当該市町村の教育委員会が作成し 教育委員会は、 いないときは、 た就学時の健康診断の実施日の翌日 法施行令第五条第一項に規定する就 学齢簿に新たに就学予定者 速やかに就 が記載された場合において、 学時の健康診断を受けて 当該就学予定者につい 同項の規定により定め 学時の健康診断を行 以下この項において の教育委 (学校教 以 う

É

第二 項目は、 条 就学時 次のとおりとする。 0 健康診断にお ける検

- 栄養状態
- 脊柱及び 胸 郭の 疾 次病 及び 異常 0) 有

視力及び聴力

兀 眼 の疾病及び異常の 有

五. 歯及び口腔の疾病及び異常の有無耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無

七 六 その他の疾病及び異常の有無

(保護者への通知)

第三条 <u>ن</u> پ ない。 者」という。 法 健康診断を行うに当たつて、 十六条に規定する保護者 を法第十一条に規定する者の学校教育 め、その日時、 (昭和二十二年法律第二十六号) 第 町 市 対の教育委員会は、)に通知しなければなら 特別区を含む。 場所及び実施の要領等 (以 下 就学時 あらかじ 以 「保護 下 0) 同

(就学時 健康診断

第四条 2 診断票を作成しなければならない。 省令で定める様式により、 の健康診断を行つたときは、 から十五日前までに、 市町村の教育委員会は、 市町村の教育委員会は、 就学時健 翌学年の 就学時: 文部科学 就 康診 学時 健 初 康

ならない。

は、

次に掲げるものとする。

白癬、疥癬及び膿痂疹トラコーマ及び結膜炎

査 第 五条

法第十九条の規定による出

兀

副

鼻腔炎及びアデノイド

齲歯 慢性 中耳炎

寄生虫病

(虫卵

保有を含

法第二十条の規定による学校の休

第六条 等学校の生徒又は学生にあつては当該 除く。)にあつてはその保護者に、 高等部を含む。以下同じ。)の生徒を 育学校の後期課程及び特別支援学校の 児、児童又は生徒 その理由及び期間を明らかにして、 り出席を停止させようとするときは、 (出席停止の指示) 業を行つた場合 校長は、法第十九条の規定によ (高等学校 (中等教 高 幼

2 による。 に応じて、 出席停止 文部科学省令で定める基準 の期間は、 感染症の種類等

ならない

していると認める者とする。

生徒又は学生にこれを指示しなければ

(出席停止の報告)

第七条 設置者に報告しなければならない。 定めるところにより、 る指示をしたときは、 (感染性又は学習に支障を生ずるおそ 校長は、 前条第一項の規定によ その旨を学校の 文部科学省令で

第八条 れのある疾病) 法第二十 四条の政令で定める疾

断票を就学時の健康診断を受けた者の

/学する学校の校長に送付しなけれ

ば

(保健所と連絡すべき場合 次に掲げる場合とする。 法第十八条の政令で定め る場合

行われた場合 [席停止

五.

第 九条 る者) 護者」という。 体の教育委員会が、生活保護法 学部をいう。)を設置する地方公共 校、中学校、 める者は、当該義務教育諸学校 二項に規定する要保護者 又は特別支援学校の小学部若しくは 二十五年法律第百四十四号) 第六条第 (要保護者に準ずる程度に困窮して 法第二十 中等教育学校の前期課)に準ずる程度に困 四条第二号の政 (以 下 令で 「 要 ~昭 保 和 寸 中 窮

2 助言を求めることができる。 民生委員法 を行うため必要があるときは、 十八号)に定める民生委員に対して、 に定める福祉に関する事務所の 教育委員会は、 (昭和二十六年法律第四十五号) (昭和二十三年法律第百九 前項に規定する認定 長及び 社会福

(補助の基準)

第 十条 よる同条第 る国の補助は、 法第二十五条第一 一号に掲げる者に対する援 法第二十四条の 項の規・ 規定に 定によ

道府県ごとに定めた児童及び生徒の被 別表(略)生徒の被患者の延数を基準として各都 るものとする。

乗じて得た額の二分の一を限度とす 童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ 教育委員会が当該市町村に配分した児 つては第三項の規定により都道府県の 乗じて得た額、市町村に係る場合にあ 童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ 科学大臣が当該都道府県に配分した児 場合にあつては次項の規定により文部 定める児童及び生徒一人一疾病当たり 部の別により、文部科学大臣が毎年度 程又は特別支援学校の小学部及び中学 び中学校並びに中等教育学校の前期 助に要する経費の額の二分の一に 医療費の平均額に、都道府県に係る 行うものとする。 ただし、小学校及 4

接学校の小学部及び中学部の児童及びに中等教育学校の前期課程又は特別支に中等教育学校の前期課程又は特別支に中等教育学校の前期課程又は特別支に中等教育学校の前期課程又は特別支

道府県ごとに定めた児童及び生徒の被患者の延数を、各市町村立の小学校及ま者の延数を、各市町村立の小学校及部の児童及び生徒のうち教育扶助を受部の児童及び生徒のうち教育扶助を受いて配分し、その配分した数を文部科学に配分し、その配分した数を文部科学に配分し、その配分した数を文部科学しなければならない。

定受託事務とする。

「発第九項第一号に規定する第一号法法(昭和二十二年法律第六十七号)第法(昭和二十二年法律第六十七号)第

(専修学校への準用) (専修学校への準用) (専修学校への準用) (専修学校への準用する法第三十二条 第三項において法第 (事三年条」とあるのは「法第三十二条 第二十条」とあるのは「法第三十二条 第二十条」とあるのは「法第三十二条 第二十条」とあるのは「法第三十二条 第二十条」とあるのは「法第三十二条 第三項において準用する法第二項中「幼児、児童又は

生」とあるのは、「生徒」と読み替え徒又は学生にあつては当該生徒又は学む。以下同じ。)の生徒を除く。)にむ。以下同じ。)の生徒を除く。)に課程及び特別支援学校の高等部を含

生徒(高等学校(中等教育学校の後期

参考資料 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号) **(5)**

〇学校保健安全法施行規則

文 昭和三十三年六月十三日 部 省 令 第 + 八 号

,校保 健 安全法施行規則

章 環境 衛 生 査等

(第

一条

第

第

目

第 健康診断

条

第 節 就学時の 第四条 健 **健康診断** (第 三条

第 節 児童生徒等の健 条—第十一条 康 診 断 第

第 感染症の予防 職員の健康診断 第十七条 (第十二 -八条 条 第

第三章

(第

+

二十一条)

第四 章 薬剤師の職務執行の準則 学校医、学校歯科医及び学校 第

二十二条—第二十四条)

第五章 十七条) 国の補助 (第二十五条—第二

第六章 安全点検等 一十九条) (第二十 -八条 第

第七章 則 (第三十条)

第 章 衛生検査等

法律第五十六号。 環境衛生検査 学校保健安全法 以下「法」と (昭和三十三年

第五条の

環境衛生検査は、

他の

2 とする。 法令に基づくもの 準に基づき行わなければならない。 学校においては、 臨時に、 法第六条に規定する学校環境衛生 環境衛生検査を行うも 必要があるとき 毎学年定

(日常における環境衛生

第 ば 環境衛生の維持又は改善を図らなけ 生検査のほか、 条 ならない。 学校においては、 日常的な点検を行い、 前条の環境 衛 れ

第二章 康診断

(方法及び技術的基準 第一節 就学時の 康診

第三条 おりとする。 査の項目につき、 び技術的基準は、 法第十 条の健 当該各号に定めると 次の各号に掲 康診断 の方法を げる検 及

満傾向で特に注意を要する者の発見 等について検査し、 肪 つとめる。 の充実、 栄養状態は、 筋骨の発達、 皮膚の色 栄養不良又は肥 貧血 沢、 皮下脂 の有無

態等について検査し、 脊柱の疾病及び異常の 側わん症等に

育について検査する。 胸郭の異常の 有無 は 形 態及び 発

な用い 視力は、 て左右各別に裸眼視力を検 国際標準に準拠した視力

> 症症 その 患、

他の精神障害、

骨、

言語障害、

、常及び四肢

運動障害等の

発見に 関節の

Ŧi. 検査し、 聴力は、

七 鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭耳鼻咽頭疾患の有無は、耳 位の異常等に注意する。 性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼 「疾患、

九 状態に注意する。 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 皮膚疾患の有無は、 アレルギー 疾患等による皮膚の 伝染性皮膚疾

る。 他の疾病及び異常について検査 す

2

やかに健康診断を行うものとする。

第一項の健康診断における結核の

有

断を受けることのできなかつた者に対 得ない事由によつて当該期日に健

しては、その事由のなくなつた後すみ

によつて結核疾患、 神経系等について検査するものと 知 いては臨床医学的検査その他の検査 つて知的障害の発見につとめ、 能及び呼吸器、 知能については適切な検査によ ルニア、 消化器、 循環器、 心臟疾患、 神経系等につ 消化器、 精神神 呼吸 腎に 臓

の矯正視力についても検査する。ては、当該眼鏡を使用している場 左右各別に聴力障害の有無 競を使用している者につ オージオメータを用いて

明らかにする。

眼の疾病及び異常の 有無は、 伝 染

音声言語異常等に注意する。 疾患及

第

五条

は、

毎学年、

六月三十日までに行うも

のとする。ただし、

疾病その他やむを

康診

齲歯、 歯周疾患、 不正咬合その

その他の疾病及び異常の有無は、

第六条 おける検査の項目 検査の項目 法第十三条 は、 第 次のとおりとす 項 0) 健康 診

有無の検査を行うものとする。

四号に該当する者に限る。)について あると診断された者(第六条第三項 無の検査において結核発病のおそれが

おおむね六か月の後に再度結核

0

身 長、 体重 及び

脊柱及び 栄養状態 柱及び 胸郭 の 疾病及び異 常

とめる。

(就学時

四条 とする。 学時健康診 という。) 十三年政令第百七十四号。 学校保健安全法施行令 健康診断 第四条第一項に規定する就 票の様式は、 以下 第一号様式 昭 · 令 _

(時期 節 童生徒 等 0 健 康 診 断

視力及び聴力

- Ŧī. 眼の疾病及び異常の有
- 八 七六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有

寄生虫 ゴ卵の有

- その他の疾病及び異常の有無
- 及び肺活量、 前項各号に掲げるもののほか、胸囲 検査の項目に加えることができ 背筋力、握力等の機 能
- うものとする。 第 次の各号に掲げる学年において行 一項第二 八号に掲げるものの検 查
- 第十一条において同じ。)の全学年 て同じ。) の全学年 以下この条及び第七条第六項におい 及び特別支援学校の中学部を含む。 中学校 小学校(特別支援学校の小学部を 以下この条、第七条第六項及び (中等教育学校の前期課程
- 程及び特別支援学校の高等部を含 おいて同じ。)及び高等専門学校の 高等学校(中等教育学校の後期 以下この条及び第七条第六項に
- 大学の第一学年
- 項各号に掲げる検査の 項目 0 Š

聴力を、小学校の第四学年以上の学年 第三号、第四号、第七号、 げるものを、 学校の全学年においては第十一号に掲 並びに中学校、高等学校及び高等専門 においては第四号に掲げるもののうち 高等専門学校の第二学年及び第四学年 中学校及び高等学校の第二学年並びに 査の項目から除くことができる。 第十一号に掲げるもの(第一号にあつ ては、座高に限る。)を、それぞれ検 小学校の第四学年及び第六学年、 大学においては第一号、 第十号及び

5

(方法及び技術的基準)

第七条 第三条の規定(同条第十号中知能に関 と読み替えるものとする。 の検査はこれを除くことができる。」 る。」とあるのは 場合において、 する部分を除く。)を準用する。この 方法及び技術的基準については、次項 から第九項までに定めるもののほか、 し、眼鏡を使用している者の裸眼視力 法第十三条第一項の健康診断 同条第四号中「検査す 「検査する。 ただ 0

- 2 頭部を正位に保たせて測定する。 背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に 靴下等を脱ぎ、 接して直立し、 前条第一項第一号の身長は、 両上肢を体側に垂れ、 両かかとを密接
- 3 脱ぎ、 前条第一項第一号の体重は、衣服を 体重計のは かり台の中央に静止

- まま測定したときは、 させて測定する。 ただし、 その衣服 衣服を着た の重
- 座し、両上肢を体側に垂れ、 臀部を座高計の尺柱に接して腰掛に正 位に保たせて測定する。 前条第一項第一号の座高は、 頭部を正 背及び

じ聴診、

診その他必要な検査を行

- 問診、 査するものとし、その技術的基準は、 次の各号に定めるとおりとする。 当する者に対しては、 前条第一項第八号の結 打診その他必要な検査によつて検 前条第三項第一号又は第二号に該 エツクス線検査、 喀痰検査、晦粒核の有無は、 問診を行うも 聴
- 除く。)に対しては、 当する者(結核患者及び結核発病の 接撮影を行うものとする。 おそれがあると診断されている者を 前条第三項第三号又は第四号に該 エツクス線間 7

のとする

- ツクス線直接撮影、 て必要と認めるものに対しては、 該者の在学する学校の設置者にお 知識を有する者等の意見により、 める者であつて、結核に関し専門的 必要な検査を行うものとする。 他の担当の医師において必要と認 第一号の問診を踏まえて学校医そ 喀痰検査その他 当 工
- て病変の発見された者及びその疑 第二号のエツクス線間接撮影によ

- いのある者、 病のおそれがあると診断され 及び喀痰検査を行 者に対しては、 結核患者並びに結 エツクス線直接撮影 更に必要に応 ている
- 6 以上の児童、中学校及び高等学校の第 同じ。)の全幼児、小学校の第二学年 の幼稚部を含む。 する。ただし、 床医学的検査によつて検査するものと 異常の有無は、 できる。 については、 二学年以上の生徒、 二学年以上の学生並びに大学の全学生 前条第一 項 心電図検査を除くことが 第九号の心臓の疾 幼稚園 心電図検査その他の臨 以下この条において 高等専門学 (特別支援学校 ・校の第 (病及び
- する。 の検査を除くことができる。 白、 前条第一 糖等について試験紙法により検査 ただし、 項第十号の尿は、 幼稚園においては、 尿中の 糖 蛋な
- 虫卵にあつては集卵法により、 の有無の検査を行う場合は、 のとし、特に十二指腸虫卵又は 無は、直接塗沫法によつて検査するも のとする。 にあつてはセロハンテープ法によるも 前条第一項第十一号の寄生虫卵 蟯虫卵 蟯 一指腸 虫卵 \mathcal{O} 有
- 9 診、 身体計測、 エツクス線検査、 視力及び聴力の検査、 尿の検査 寄生 問

医による診断の前に実施するものと を活用して診断に当たるものとする。 に属する検査は、 検査の結果及び第十一条の保健調 学校医又は学校歯科医は、それら 無の検査その他の予診的事 学校医又は学校歯科

健康診断票

八条 項の健康診断を行つたときは、 徒等の健康診断票を作成しなければ 学校においては、法第十三条第 児童

長に送付しなければならない。 童又は生徒の健康診断票を進学先の校 合においては、その作成に係る当該児 校長は、児童又は生徒が進学した場

送付しなければならない。 生徒等の健康診断票を転学先の校長に においては、その作成に係る当該児童 校長は、児童生徒等が転学した場合

二項の規定により送付を受けた児童又 保存しなければならない。ただし、第 を卒業した日から五年間とする。 票に係る児童又は生徒が進学前の学校 生徒の健康診断票は、当該健康診断 児童生徒等の健康診断票は、 五年間

徒にあつては当該幼児、児童又は生 日以内にその結果を幼児、児童又は 項の健康診断を行つたときは、二十 学校においては、 法第十三条第

> 第十四条の措置をとらなければならな あつては当該学生に通知するととも 規定する保護者をいう。)に、学生に 二十二年法律第二十六号) 徒及びその保護者(学校教育法 次の各号に定める基準により、法 第十六条に (昭和

疾病の予防処置を行うこと。

こと。 必要な医療を受けるよう指示する

よう指示すること。 必要な検査、予防接種等を受ける

て学習しないよう指導すること。 療養のため必要な期間学校にお

Ŧi. 導及び助言を行うこと 特別支援学級への編入について指

止、変更等を行うこと。 学習又は運動・作業の軽 減、 停

七

修学旅行、対外運動競技等への

参

加を制限すること。 び学級の編制の適正を図ること。 机又は腰掛の調整、座席の変更 及

適当な保健指導を行うこと。 その他発育、健康状態等に応じて

2 面及び医療の面の区分を組み合わせて 当該健康診断に当たつた学校医その他 検査の結果に基づく措置については、 医師が別表第一に定める生活規正の 前項の場合において、結核の有無の

決定する指導区分に基づいて、とるも

(臨時の健康診断

のとする。

第 十条 行うものとする。 るときに、必要な検査の項目について は、次に掲げるような場合で必要があ 法第十三条第二項の健康診断

感染症又は食中毒の発生したと

それのあるとき。 風水害等により感染症の発生のお

三 夏季における休業日 の直前又は直

兀 無について検査を行う必要のあると 結核、寄生虫病その他の疾病の有

Ξ. 卒業のとき

(保健調査)

第十一条 法第十三条の健康診断を的 のとする。 育、健康状態等に関する調査を行うも るときに、あらかじめ児童生徒等の発 学校以外の学校においては必要と認め ては入学時及び必要と認めるとき、 断を行うに当たつては、 かつ円滑に実施するため、当該健康診 小学校におい 小

第 三節 職員の健康診断

(時期)

第十二条 用する。 の時期については、第五条の規定を準 この場合において、 法第十五条第一項の健康診断 同条第一

中「六月三十日までに」とある 「学校の設置者が定める適切な時

第十三条 法第十五条第一項の健康診断 期に」と読み替えるものとする。 における検査の項目は、 (検査の項目)

する。 身長、体重及び腹

次のとおりと

視力及び聴力

結核の有無

兀

血圧

五.

尿

八 七 肝機能検査 貧血検査

六

胃の疾病及び異常の

有無

九 血中脂質検査

血糖検査

十一 心電図検査

2 とする。 第六号に掲げる検査の項目を除くもの 十二 その他の疾病及び異常の有 妊娠中の女性職員においては、 前項

3 に 中の女性職員その他の職員であつて腹 三十六歳以上四十歳未満の職員、 号の身長を、三十五歳未満の職員及び ち、二十歳以上の職員においては第一 と診断されたもの、BMI(次の算式 ょ が内臓脂肪の蓄積を反映していない 第一項各号に掲げる検査の項目 り算出した値をいう。 以 妊娠 下同

のを、 限る。)においては第一号の腹囲を、 とができる。 いては第七号から第十一号に掲げるも び三十六歳以上四十歳未満の職員にお 掲げるものを、三十五歳未満の職員及 十歳未満の職員においては第六号に 腹囲を測定し、 (BMIが二十二未満である職員に それぞれ検査の項目から除くこ 未満である職員並びに自 その値を申告した職 6 5 4

В 方法及び技術的基準 MI=体重 k g 身長 $\stackrel{\frown}{\mathbb{m}}$ 2

う。ただし、 ツ及び四千ヘルツの音に係る検査を行 項から第九項までに定めるものの 十五歳及び四十歳の職員を除く。 る部分を除く。)の規定を準用する。 って行うことができる。 いては、医師が適当と認める方法に 方法及び技術的基準については、 -四条 前条第一項第二号の聴力は、千ヘル 第三条 法第十五条第一項 (同条第十号中知能に関す 四十五歳未満の職員(三 0 健康診 に ほ 次 断

病変の発見された者及びその疑いのあ があると診断されている者に対して ツクス線間接撮影により検査するも 前条第一項第三号の結核の有無は、 エツクス線直接撮影及び喀痰検査 結核患者並びに結核発病のおそ エツクス線間接撮影によつて

> を行い、 他必要な検査を行う。 更に必要に応じ 聴診、 打 7診そ

する。 圧計を用 前条第 「項第四号の血 聴診法で測定するものと 圧は、 水銀 Ш.

する。 白及び糖について試験紙法により検査 前条第 一項第五号の尿は、 尿中の 蛋だ

り検査するものとし、癌その他の疾病 常の有無は、エツクス線間接撮影によ 及び異常の発見に努める。 前条第 一項第六号の胃の疾病及び異

7 色素量及び赤血球数の検査を行う。 前条第一項第七号の貧血検査 は、 ш.

8 P)の検査を行う。 ミルトランスペプチダーゼ (~-GT ナーゼ (GPT) 及びガンマーグルタ グルタミックピルビックトランスアミ トランスアミナーゼ(GOT)、血清 血清グルタミックオキサロアセチック 前条第 一項第八号の肝機能検査は、

るものとする。

9 テロール)及び血清トリグリセライド ポ蛋白コレステロール(HDLコレス の量の検査を行う。 前条第一項第九号の血中脂質 低比重リポ蛋白コレステロール 検査

(健康診断票)

第十五 第 項の健康診断を行つたときは、 条 学校の設置者は、 法第十五 第

2 二号様式によつて、 作成しなければならない。 学校の設置者は、 当該学校 職員 健 康 診 断票を

その管理する学校から他の学校へ移つ 設置者へ送付しなけれ 該職員の健康診断票を異動後の学校の た場合においては、その作成に係る当 ばならな 職員が

3 ければならない 職員健康診断票は、 五年間保存しな

第 及び勤務の強度を考慮して、 を総合し、 と認めた職員については、検査の結果 に当たつた医師は、 十六条 法第十五条第一項の (事後措置) かつ、その職員の職務内容 健康に異常がある 別表第二 健 康診 断

に定める生活規正の面及び医療の面

区分を組み合わせて指導区分を決定す

2 医師が行つた指導区分に基づき なければならない。 基準により、法第十六条の措置をとら 学校の設置者は、 前項の規定により 次の

Ā のため必要な期間勤務させないこ 休暇又は休職等の方法で療

В 直 で勤務を軽減 暇による勤務時間 |勤務をさせないこと 超過勤務、 勤務場所又は職務の変 休日勤務及び宿 Ļ の短縮等の方法 かつ、 深夜勤 更

С 直勤務をさせないか又はこれらの 超過勤務、 休日勤務及び 宿日

勤務を制限すること。

 $\frac{1}{2}$ すること。 必要な医療を受けるよう指示

D

勤務に制限を加えないこと。

2 けるよう指示すること。 必要な検査、 予防 接種等を受

3 としないこと。 医療又は検査等の措置 を必必

(臨時の健康診断)

第十七条 については、第十条の規定を 法第十五条第二項の健康診断 準用

第三章 感染症の予防

(感染症の

種類

第十八条 学校において予防すべ 症の種類は、 次のとおりとする。 き感染

第一種 エボラ出血熱、 吸器症候群(病原体がコ ッサ熱、急性灰白髄炎、 ・コンゴ出血熱、 ジフテリア、重症急性呼 マールブルグ病、ラ 南米出血熱、 クリミア ペス 痘そ

70

フルエンザ(病原体がイ

のに限る。)及び鳥イン コロナウイルスであるも

ンフルエンザウイルスA

ロナウイルス属SARS

型がH五N一であるもの ルスであつてその血清亜 て「鳥インフルエンザ 条第一項第二号イにおい に限る。次号及び第十九 (H五N一) 」とい インフルエンザAウイ

第一 フルエンザ (H五N一) インフルエンザ(鳥イン

を除く。)、百日咳、麻

風しん、水痘、咽頭結膜 しん、流行性耳下腺炎、 熱及び結核

腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、 管出血性大腸菌感染症、 、急性出

第三

種

コレラ、細菌性赤痢、腸

性結膜炎その他の感染

感染症、 までに規定する新型インフルエンザ等 する医療に関する法律(平成十年法律 項の規定にかかわらず、 百十四号)第六条第七項から第九項 感染症の予防及び感染症の患者に対 指定感染症及び新感染症は、 第一種の感

出席停止の期間の基準

染症とみなす。

+ 間の基準は、 九条 令第六条第二項の出席停止 前条の感染症の種類に

従い、次のとおりとする。

いては、治癒するまで。 第一種の感染症にかかつた者につ

一 第二種の感染症(結核を除く。 いと認めたときは、この限りでな 他の医師において感染のおそれがな 間。ただし、病状により学校医その にかかつた者については、次の期

るまで。 つては、 ルエンザ等感染症を除く。)にあ ,ザ(H五N一)及び新型インフ インフルエンザ(鳥インフルエ 解熱した後二日を経過す

ロ百日咳にあつては、 消失するまで。 特有の咳 が

ハ麻しんにあつては、 三日を経過するまで。 解 熱した後

下腺の腫脹が消失するまで。 流行性耳下腺炎にあつては、 耳

朩 失するまで。 風しんにあつては、発しんが消

へ 水痘にあつては、すべての発し

状が消退した後二日を経過するま - 咽頭結膜熱にあつては、主要症んが痂皮化するまで。

その他の医師において感染のおそれ た者については、病状により学校医 結核及び第三種の感染症にかかつ

> 四 と認めるまで。 者については、予防処置の施行の状 の感染症にかかつておる疑いがある 者のある家に居住する者又はこれら の医師において感染のおそれがない 況その他の事情により学校医その他 第一種若しくは第二種の感染症患

と認める期間。 たとき、学校医の意見を聞いて適当 した地域から通学する者について は、その発生状況により必要と認め 第一種又は第二種の感染症が発生

(出席停止の報告事項) 地を旅行した者については、 況により必要と認めたとき、 の意見を聞いて適当と認める期間。 第一種又は第二種の感染症の流行 その状 学校医

第二十条 するものとする。 は、次の事項を記載した書面をもつて 令第七条の規定による報告

学校の名称

出席を停止させた理由及び 期間

出席停止を指示した年月日

兀 出席を停止させた児童生徒等の学

Ŧi. その他参考となる事項

年別人員数

第二十一条 校長は、学校内において、 感染症にかかつており、又はかかつて (感染症の予防に関する細目)

ないと認めるまで。 場合において、 学校医に診断させ、法第十九条の規定 いる疑いがある児童生徒等を発見した 毒その他適当な処置をするものとす による出席停止の指示をするほか、消

3 2 をするものとする。 があるときは、消毒その他適当な処置 汚染し、又は汚染した疑いがある物件 て、第一種又は第二種の感染症が発生 学校においては、その附近に 校長は、学校内に、 感染症の病毒に お

潔方法を行うものとする。 したときは、 第四章 その状況により適当な清

学校医、学校歯科医及び 学校薬剤師の職務執行の

準則

(学校医の職務執行の準

第二十二条 は、 立案に参与すること。 学校保健計画及び学校安全計画 次の各号に掲げるとおりとする。 学校医の職務執行 の準則

二 学校の環境衛生の維持及び改善に な指導及び助言を行うこと。 関し、学校薬剤師と協力して、 必要

法第八条の健康相談に従事するこ

法第九 条の保健指導に従事するこ

五. 法第十三条の健康診断に従事する

必要と認めるときは、

法第十四条の疾病の予防処置に従

の予防処置に従事すること。 びに学校における感染症及び食中毒 関し必要な指導及び助言を行い、 法第二章第四節の感染症の予防に 並

事すること 校長の求めにより、救急処置に従

康診断又は法第十五条第一項の健康 診断に従事すること。 一者の求めにより、 市町村の教育委員会又は学校の設 法第十一条の健

する専門的事項に関する指導に従事 に応じ、学校における保健管理に関 すること。 前各号に掲げるもののほか、 必要

録簿に記入して校長に提出するものと きは、その状況の概要を学校医執務記 学校医は、 前項の職務に従事したと

(学校歯科医の職務執行の準則

第二十三条 則は、 次の各号に掲げるとおりとす 学校歯科医の職務執行の準

案に参与すること。 学校保健計画及び学校安全計画 0

ること。 法第八条の健康相 談に従事す

法第九条の保健指導に従事す

کی

検査に従事すること。 法第十三条の健康診断のうち 歯の

五. ち齲歯その他の歯疾の予防処置 に従事すること。 法第十四条の疾病の予防処置

り、 の検査に従事すること。 市町村の教育委員会の求めによ 法第十一条の健康診断のうち 歯

すること。 する専門的事項に関する指導に従事 に応じ、学校における保健管理に関 前各号に掲げるもののほか、必要

医執務記録簿に記入して校長に提出す るものとする。 たときは、その状況の概要を学校歯科 学校歯科医は、 前項の職務に従事し

(学校薬剤師の職務執行の準則)

第二十四条 則は、 る。 次の各号に掲げるとおりとす 学校薬剤師の職務執行の準

学校保健計画及び学校安全計画

二 第一条の環境衛生検査に従事する こと。 立案に参与すること。

関し、 学校の環境衛生の維持及び改善に 必要な指導及び助言を行うこ

法第八条の健康相談に従事するこ

具及び材料の管理に関し必要な指導 鑑定を行うこと。 及び助言を行い、及びこれらのもの について必要に応じ試験、検査又は 学校において使用する医薬品、 劇物並びに保健管理に必要な用

従事すること。 る専門的事項に関する技術及び指導に に応じ、学校における保健管理に関す 前各号に掲げるもののほか、

るものとする。 師執務記録簿に記入して校長に提出す たときは、その状況の概要を学校薬剤 学校薬剤師は、前項の職務に従事し

第五章 国の補助

の提出) (児童生徒数の配分の基礎となる資料

第二十五条 教育扶助をいう。 十五年法律第百四十四号)に規定する のうち教育扶助(生活保護法 校の小学部及び中学部の児童及び生徒 等教育学校の前期課程又は特別支援学 道府県立の小学校及び中学校並びに中 毎年度、七月一日現在において当該都 なければならない。 一月十日までに文部科学大臣に報告 ている者の総数を、 都道府県の教育委員会は、 以下同じ。)を受け 第三号様式により (昭和二

法第九条の保健指導に従事するこ | 2 前期課程又は特別支援学校の小学部及 学校及び中学校並びに中等教育学校の 月一日現在において当該市町村立の 市町村の教育委員会は、毎 度、

必要 の教育委員会に報告しなければならな 式により十二月二十日までに都道府県 助を受けている者の総数を、 び中学部の児童及び生徒のうち教育扶

第四号様

3 より一月十日までに文部科学大臣に報 定により市町村の教育委員会から報告 告しなければならない。 を受けたときは、これを第五号様式に 都道府県の教育委員会は、 前項の規

(児童生徒数の配分方法)

第 は、付録の算式により算定した数を基 り都道府県の教育委員会が行う配分 準として行うものとする。 一十六条 令第十条第三項の規定によ

(配分した児童生徒数の通知)

第二十七条 様式により きは、文部科学大臣に対しては第六号 生徒の被患者の延数の配分を行つたと 援学校の小学部及び中学部の児童及び 各市町村ごとの小学校及び中学校並び 令第十条第三項及び前条の規定により 対しては第七号様式によりすみやかに に中等教育学校の前期課程又は特別支 これを通知しなければならない 都道府県の教育委員会は、 各市町村の教育委員会に

第六章 安全点検等

(安全点検)

(日常における環境の安全)

第七章 雑則

(専修学校)

大条(同条第三項及び第四項について 大条、同条第三項及び第四項について は、大学に関する部分に限る。)、第 七条、第八条、第九条(同条第一項に ついては、学生に関する部分に限 る。)、第十条、第十一条(小学校以 外の学校に関する部分に限る。)、第 十二条から第二十一条まで、第二十八 条及び前条の規定は、専修学校に準用 する。この場合において、第五条第一 する。この場合において、第五条第一 する。この場合において、第五条第一 「当該学年の始期から起算して三月以 内に」と、第七条第九項中「学校医又

は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「第三十条条中「第五条」とあるのは「第三十条条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

師の職務執行の準則について準用する。

別表(略)

|付録 (略)

様式 (略)

6 文科ス第96号 平成26年4月30日

> 礟 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 国 公 私 立 太 学 長 Щ 構造改革特別区域法第12条第1項 の認定を受けた各地方公共団体の長 各国公私立高等專門学校: 夲



氓 ≺ 学校保健安全法施行規則の一部改正等について(通知)

文部科学省令第21号)」が公布され、職員の健康診断及び就学時健康診断票に係る改正規 このたび、別添のとおり,「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(平成26年 定については同日に,児童生徒等の健康診断に係る改正規定等については平成28年4月1日 から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、改正の目的等に照らし健康診断の 適正な実施等を図られるようお願いします。

また,各都道府県知事,各都道府県教育委員会教育長及び構造改革特別区域法第12条第 「頃の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、それぞれ所轄の私立学校、域内の 市町村教育委員会及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し,本件につき御周知くだ さいますよう併せてお願いします。

딞

改正の趣旨

近年における児童、生徒、学生及び幼児(以下「児童生徒等」という。)の健康上 児童生徒等の健康診断の検査項目等の見直しを行うとともに,職員の健康診断、就学 時健康診断の様式等について, 最近における状況や予防接種法 (昭和23年法律第68号) の問題の変化、医療技術の進歩、地域における保健医療の状況の変化などを踏まえ、 の改正を踏まえた結果を反映するため,改正を行うものであること。

改正の概要

- 1 児童生徒等の健康診断
- (1) 検査の項目並びに方法及び技術的基準 (第6条及び第7条関係)
- 座高の検査について,必須項目から削除すること。

- 寄生虫卵の有無の検査について、必須項目から削除すること。
- 際は,四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することを規定 「四肢の状態」を必須項目として加えるとともに,四肢の状態を検査する すること。 Ð

保健調查 (第11条関係)

(2)

学校医・学校歯科医がより効果的に健康診断を行うため,保健調査の実施時期 高等部を含む。)において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときとする を,小学校入学時及び必要と認めるときから,小学校,中学校,高等学校及び高 等専門学校においては全学年(中等教育学校及び特別支援学校の小学部,中学部、

2 職員の健康診断

- (1) 方法及び技術的基準 (第14条関係)
- ア 血圧の検査の方法について、水銀血圧計以外の血圧計が利用できるよう改 めたこと。
- イ 胃の検査の方法について,胃部エックス線検査に加えて,医師が適当と認 める方法を新たに認めるよう改めたこと。

就学時健康診断 (第一号様式関係)

予防接種法の一部を改正する法律 (平成25年法律第8号) が平成25年4月1日より 施行されたことを受けて,第一号様式(就学時健康診断票)の予防接種の欄に, i b 感染症と肺炎球菌感染症の予防接種を加えたこと。 က

やの色

用語の整理及び専修学校の準用規定等について所要の改正を行ったこと。

施行期日 (附則関係)

改正後の規定の施行期日を,職員の健康診断及び就学時健康診断票に係る改正規 定については公布の日,児童生徒等の健康診断に係る改正規定等については平成28 年4月1日としたこと。 വ

改正に係る留意事項

Ħ

- 座高の検査を必須項目から削除したことに伴い,児童生徒等の発育を評価する上 で,身長曲線・体重曲線等を積極的に活用することが重要となること。 身長曲線・体重曲線等の活用による発育の評価について
- 寄生虫卵検査の検出率には地域性があり、一定数の陽性者が存在する地域もある ため、それらの地域においては、今後も検査の実施や衛生教育の徹底などを通して、 寄生虫卵の有無の検査の必須項目からの削除に伴う留意事項について 引き続き寄生虫への対応に取り組む必要があること。
- 改正に伴う補足的事項の改正及びマニュアルの改訂について

文部科学省においては、今回の改正に係る健康診断の適切な実施の確保を図るため,「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について」(平成6年12月8日付け文体学168号文部省体育局長通知別紙)を改正するとともに、「児童生徒の健康診断マニュアル(改訂版)」(財団法人 日本学校保健会)を改訂し、追って送付する予定であること。

N その他健康診断の実施に係る留意事項

1 児童生徒等の健康診断の目的・役割について 児童生徒等の健康診断には、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに

当たり支障があるかどうかについて,疾病をスクリーニングし,児童生徒等の健康状態を把握するという役割と,学校における健康課題を明らかにすることで,健康教育の充実に役立てるという役割があることに留意すること。

色覚の検査について

学校における色覚の検査については、平成15年度より児童生徒等の健康診断の必須項目から削除し、希望者に対して個別に実施するものとしたところであるが、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面するという実態の報告や、保護者等に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかという指摘もある。

このため、平成14年3月29日付け13文料ス第489号の趣旨を十分に踏まえ、①学校 医による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査、指 導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること、②教職員が、 色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において、 色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取り計らうこと等を 推進すること。特に、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受け ることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極 的に保護者等への周知を図る必要があること。

3 事後措置について

健康診断の結果,心身に疾病又は異常が認められず,健康と認められる児童生徒等についても,事後措置として健康診断の結果を通知し,当該児童生徒等の健康の保持増進に役立てる必要があること。

[本件照会先] 文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課企画調整係 TEL: 03-5253-4111 (内線4950) FAX: 03-6734-3794 e-mail: gakkoken@mext. go. jp 邮

96

(号外第

占

何

水曜日

平成26年4月30日

(号外第

級 | 中袋 日 予 防 接 種 ポリオ 麻しん 3種混合(百日咳、ジフテ BCG 3種混合 Ⅲ期 風しん I期・Ⅲ期 Ⅰ期・Ⅱ期
 ジ
 予 防 接 種 麻しん I期・II期 風しん I期・II期
 リア、破傷風) 「咳、ジフテリア、破傷風) 本脳炎 Hib 肺炎球菌 号線式の改正規定は、公布の日から施行する。 この省では、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十四条第四項及び第六項並びに第一附 即

| 平成二十六年四月三十日| | 大部科学-大日西月二十日| | 本成二十六年四月三十日| | 大部科学-大日西月11十日| | 北路 在記書である。 第八、「昭和三十三年改令第百七十四号)第四条第一項の規定に基づき、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十七条第一項及び第二項並びに学校保健安全法(又張邦科学者や第二十一号

国務大臣 田村 憲久文部科学大臣臨時代理

学校保護安全法施行規則の一部を改正する省令

別添

(方法及び技術的基準)

溉 九 徐 (禄)

- 2 前条第一項第一号の身長は、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、 緊部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、 両上肢を体側に垂れ、 頭部を正位に保たせて測定する。
- හ (空)
- 4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器 の機能の伏態に注意する。

(空)

前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他 の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園(特別 支援学校の幼稚部を含む。以下この条及び第十一条において同じ。)の 全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年 以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上の学生並びに大学の全学生に ついては、心電図検査を除くことができる。

(空)

(売ゆ)

8 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エツクス線検査、尿の検 査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診 断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の 結果及び第十一条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。

(保健調査)

、第七号、第十号及び第十一号に掲げるもの(第一号にあつては、変質 に限る。)を、それぞれ検査の項目から除くことができる。

(方法及び技術的基準)

涨力徐 (磊)

- 2 前条第一項第一号の身長は、たび、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し 背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に 垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。
- (空)
- 4 前条第一項第一号の座高は、背及び臀部を座高計の尺柱に接して腰掛 に正座し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。

前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他 の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園(特別 支援学校の幼稚部を含む。以下この条において同じ。)の全幼児、小学 校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、 高等専門学校の第二学年以上の学生並びに大学の全学生については、心 **髄図検査を除くことができる。**

(2)

- 前条第一項第十一号の寄生虫卵の有無は、直接塗沫法によって検査する。 るものとし、特に十二指腸虫卵又は、蟯虫卵の有無の検査を行う場合は 、十二指腸虫卵にあつては集卵法により、蟯虫卵にあつてはセロハン テープまたよるものとする。
- 9 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検 査、寄生虫卵の有無の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医 又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯 科医は、それらの検査の結果及び第十一条の保健調査を活用して診断に 当たるものとする。

(保衛體類)

第十一条 法第十三条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健一第十一条 法第十三条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健

学交呆建安全去施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

○学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

(灸室の頂目)

かる。

一身長及び体重

(密)

日~十 (器)

十一 (盤)

2 (空)

る第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において 行うものとする。

(空)

- 二 中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む 。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。)の全学年
- 三、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含 む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。)及び高 等専門学校の第一学年

日 (空)

4 第一項各号で掲げる検査の項目のうち、小学交の第四学年及び第六学 年、中学校及び高等学校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び 第四学年においては第四号に掲げるもののうち聴力を、大学においては 第三号、第四号、第七号及び第十号に掲げるものを、それぞれ検査の項 目から除くことができる。

煕

(険症の頃目) 第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおり | 第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおり

身長、体重及び座高

11 (独)

三。脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無

国~十 (鉴)

十一 寄生虫卵の有無

十二 (智)

(盗)

3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において 行うものとする。

(空)

- 二 中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む 。以下この条及び第七条第六項において同じ。) の全学年
- 三 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含 む。以下この条<u>及び第七条第六項</u>において同じ。)及び高等専門学校 の総一学件

图 (智)

4 第一頃各号に掲げる彼症の項目のうち、小学校の第四学年及び第六学 年、中学校及び高等学校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び 第四学年においては第四号に掲げるもののうち聴力を、小学校の第四学 年以上の学年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校の全学年におい ては第十一号に掲げるものを、大学においては第一号、第三号、第四号

第一号様式			第一号様式	
		就学時健康診断票		就学時健康診断票
(略)			(略)	
予	防 接 種	ポリオ BCG 3種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風) 麻しんI期・II期 風しんI期・II期 日本脳炎 <u>Hib</u> 肺炎球菌	予 防 接 種	ポリオ BCG 3種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風) 麻しんI 期・ II 期 風しんI 期・II 期 日本脳炎
(略)	(略)		(略)	

康診断を行うに当たつては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学 校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認める ときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行う ものとする。

(方法及び技術的基準)

紙十回条 (唇)

2/~8 (空)

4 前条第一項第四号の血圧は、<u>血圧計を用いて</u>測定するものとする。

다 (空)

商業条一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、胃部エッグス線検査 その他の医師が適当と認める方法により検査するものとし、概その他の 疾病及び異常の発見に努める。

~~の (盤)

(掛御补校)

第三十条第一条、第二条、第五条、第六条(同条第三項及び第四項につ いては、大学に関する部分に限る。)、第七条(同条第六項については 、大学に関する部分に限る。)、第八条、第九条(同条第一項について は、学生に関する部分に限る。)、第十条、第十一条(大学に関する部 分に限る。)、第十二条から第二十一条まで、第二十八条及び前条の規 定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月 三十日までに」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内に」 と、第七条第八項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、 第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二 条中「第五条」とあるのは「第三十条において準用する第五条」と、第 十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは 「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学 校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

四 (空)

康診断を行うに当たつては、小学校においては入学時及び必要と認める とき、小学校以外の学校においては必要と認めるときに、あらかじめ児 **産生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。**

(方法及び技術的基準)

紙十目然 (磊)

2~8 (盤)

4 前条第一項第四号の血圧は、水銀血圧計を用い、聴診法で測定するも のかかる。

(盤)

商業条前条第項条方の所所所 により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。

~~の (器)

(単海学校)

第三十条 第一条、第二条、第五条、第六条(同条第三項及び第四項につ いては、大学に関する部分に限る。)、第七条、第八条、第九条(同条 第一項については、学生に関する部分に限る。)、第十条、第十一条(<u> 小学校以外の学校に関する部分に限る。)、第十二条から第二十一条ま</u> で、第二十八条及び前条の規定は、車修学校に準用する。この場合にお いて、第五条第一項中「六月三十日までに」とあるのは「当該学年の始 期から起算して三月以内に」と、第七条第九項中「学校医又は学校歯科 医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」と あるのは「医師」と、第十二条中「第五条」とあるのは「第三十条にお いて準用する第五条」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校 医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並 びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み 替えるものとする。

(2)

参考

今後の健康診断の在り方等に関する意見

平成 25 年 12 月 今後の健康診断の在り方等に関する検討会

学校における健康診断は、児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため、重要である。その内容については、平成6年に検査項目の大幅な改正が行われたものの、近年の児童生徒等の健康問題を踏まえ、今後の在り方について検討を行う必要性が指摘されたことから、本検討会が設置された。

平成74年5月から9回にわたり、専門的見地から広く今後の健康診断の在り方について議論を重ね、今後の健康診断の在り方等に関する意見を、以下のとおり取りまとめた。

文部科学省においては、本検討会の意見を踏まえ、学校の健康診断の在り方 こついて、更に所要の検討を進め、適切な対応を図られたい。

1 学校の健康診断の総論について

1. 学校における健康診断の目的・役割

○ 学校保建安全法では、学校における児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定めており、学校における健康診断は、この中核に位置する。また、学習指導要領においては、特別活動の中で健康安全・体育的行事として位置付けられており、教育活動として実施されるという一面も持っている。それらのことを踏まえると、学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという、大きくニンの役割がある。このことについて、学校関係者や保護者の間で、共通の認識を持っことが重要である。

○ 一般に、疾病のスクリーニングでは、その検査のみで疾病の確定診断を行うことを目的とするものは少ない。特に、学校における健康診断においては、学業やこれからの発育に差し支えの出るような疾病がないか、ほかの人に影響を与えるような感染症にかかっていないかということを見分けることがスクリーニングの目的となる。そのような観点からは、学校における健康診断では、細かく専門的な診断を行うことまでは求められておらず、異常の有無や医療の必要性の判断を行うものと捉えることが適当である。なお、子供の健康課題は、発達段階に応じて異なる側面を持つため、その点についても留意する必要がある。また、特別な支援を要する子供たちが、適切に健康診断を受診できるようにエ夫していくことも、今後の大きな課題である。

2. 健康診断の実施体制

- 健康診断は限られた時間の中で行うため、より充実した健康診断にするに当たっては、事前の準備が重要である。校(園)長の指導の下、保健主事、担任、養護教諭が連携し、学校全体として健康診断に取り組むことが求められ
- 学校医・学校歯科医がより効果的に健康診断を行うためには、担任や養護教 動等が事前に保健調査や学校生活管理指導表等で子供の健康状態を把握し、 学校医・学校歯科医に伝えることが非常に重要である。家庭や学校の日常の 様子など、健康診断の前に情報がまとまっていれば、学校医・学校歯科医と してより的確な診察を行うことができる。また、健康に関する情報を保護者 に提供してもらうことが、保護者の問題意識と学校の健康診断とをつなぐ大 事な架け橋になるとともに、学校においても、本当に必要な情報が何である かについて、認識を深めることができる。その際には、既に診断されている 疾患についても、併せて情報を共有することが求められる。
- 健康診断の実施においては、感染症予防や、ブライバシーが保護される状況を確保するための、環境整備が求められる。その一方で、学校医・学校歯科医による身体診察について、脱衣など診療上必要な事項は、ブライバシーの保護という観点に配慮しつつも、子供や保護者の理解を求めていくことが必要である。安全で落ち着いた環境、そしてブライバシーが守られている中で、子供たちが安心して健康診断を受けられるようにすることが大事である。

関係者の連携と事後措置

- 健康診断において、事後措置は非常に重要であるが、学校における健康診断においては、スクリーニングされても、その後、適切に医療につながっていないケースがある。学校保健安全法では、保健指導において、保護者に対して必要な助言を行うことが求められていることからも、事後措置が適切に行われるような取組をすることが求められる。
- 歯科保健においては、実際に口の中が見えることを前提として、歯の状態に 応じた磨き方や食物摂取の在り方等に関する指導を通じて、子供の自己管理 能力を育てることができるなど、子供や保護者の健康教育にとって重要な役 割を果たしている。その一方で、学校歯科検診では、むし歯だけではなく、 歯周病、歯肉炎、顎関節や歯列咬合(しれつこうごう)なども留意すること になっており、診るべき疾病が多様化している。現代の子供の口腔(こうくう)内の状態も大きく変わってきており、今後は、健康相談や保健指導の充実を図ることも課題である。
- 〇 健康診断に関する一連の流れにおいて、校(圏)長、保健主事、担任、養護教諭、学校医、学校歯科医、保護者等の関係者間の連携が重要である。特に、教育の専門家である教職員と、医療の専門家である学校医・学校歯科医との関係の構築が重要である。そのような体制の中で、健康診断やその後の事後措置等について評価し、次の改善に生かすという PDCA サイクルがうまく機能することが期待される。PDCA を実施するに当たっては、校(圏)長、保健主事、担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等を含めて、役割分担を明確化しておくことが求められる。
- 子供の健康診断の結果を踏まえて、学校全体の健康課題の分析や課題の抽出、それに対する取組、またその到達具合を検証するに当たって、学校保健委員会や健康相談の機能は重要である。学校、家庭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、地域等が連携して、健康課題に取り組んでいく必要がある。

4. 健康に関する情報

○ 入学予定校において、就学時健康診断の情報が十分に活用されていないとい

う意見や、学校の健康診断の結果が卒業後に生かされておらず、貴重な健康 情報が埋もれているという指摘がある。人生の各局面における健康情報は、 一貫して管理され、個人に還元されることに意義がある。健康増進法に基づ く指針においても、健康の自己管理の視点から、本人が主体となり健康手帳 等を用いて健康診査の結果等の情報を継続させていくことが重要である旨 が述べられている。健康に関する情報の重要性とともに、それを生涯にわた る健康情報として自ら活用することが非常に有効であるということについ て、共通認識を持つ必要がある。

- 健康情報の取扱いについては、例えば健康手帳や、電子媒体による伝達等が 考えられ、その内容については、発達段階に応じた項目や、既往症や予防接 種歴等に関する項目等が考えられる。
- 子供の健康情報の活用については、保護者との情報共有も重要である。個人情報保護に留意しつつ、将来にわたって子供の健康を守っていくためには、子供や保護者の理解を得ることが必要である。これにより、保護者の健康観を育成することや、将来にわたって子供と関係づくりをしながら健康の度合いを高めていくことなども期待される。

学校の健康診断の各論について

1. 個別の健康診断項目

学校の健康診断の項目については、子供たちを取り巻く環境の変化や健康課 題の変遷等を踏まえ、時代に応じて適宜見直していく必要がある。今回、特に 見直しが求められている 4 項目について検討した。

- 長を評価するなど、より積極的な対応が求められる。一方、学校の健康診断 個々の子供に還元されるべきであり、身長曲線・体重曲線を作成し子供の成 は、現状でもかなり厳しいスケジュールで行われていることから、効率化と 〇 健康診断において計測したデータは、異常の発見や発育の評価によって、 いう観点も必要である。
- んど活用されておらず、学校現場からは座高測定は不要であるとの声も多い。 子供の成長を評価する上では、座高より身長曲線・体重曲線の方がより重要 であることから、身長曲線・体重曲線の活用を推進することを前提とするな 座高については、発育の評価に有用という側面があるものの、現状ではほと らば、座高測定は省略可能と考えられる。 0

(2) 寄生虫卵

- ここ10年間、1%以下で推移している。また、学校現場からも、寄生虫卵の 〇 衛生状態の良い現代において、医学的・疫学的には、学校で寄生虫卵の検査 をする意義はかなり乏しい。実際に、寄生虫卵の検査の検出率は極めて低く、 検査は不要ではないかとの声も多い。
- することが妥当であるが、ぎょう虫は、通常の衛生教育で十分に対応できる るため、寄生虫卵検査を考えるに当たっては、ぎょう虫卵検査について検討 病気とされている。現状の寄生虫の状態を鑑みると、手洗いや清潔の保持と いう基本的な衛生教育を引き続き徹底することにより、寄生虫卵の検査を省 〇 現在、ほとんどの学校で、寄生虫卵検査としてぎょう虫卵検査を実施してい 略してもよいと考えられる。

を通して、引き続き、寄生虫への対応に取り組むべきである。また、寄生虫 もある。それらの地域においては、今後も検査の実施や衛生教育の徹底など 〇 しかしながら、寄生虫卵検査の検出率には地域性があり、陽性者が多い地域 についての基本的な知識をまとめた資料等が必要だと思われる。

(3) 運動器に関する検診

- まえた上で、学校側がその内容を学校医に伝え、学校医が診察するという対 〇 現代の子供たちには、過剰な運動に関わる問題や、運動が不足していること に関わる問題など、運動器に関する様々な課題が増加している。これらの課 題について、学校でも、何らかの対応をすることが求められており、その対 応の一つとして、学校の健康診断において、運動器に関する検診を行うこと が考えられる。その際には、保健調査票等を活用し、家庭における観察を踏 応が適当である。そこで異常が発見された場合には、保健指導や専門機関へ の受診等、適切な事後措置が求められる。
- 学校医等に対して、整形外科医等の専門的な立場から、研修等によって助言 〇 運動器に関する検診の実施に当たっては、担任、保健体育の教諭、養護教諭、 を得る機会を積極的に設けることが重要である。

(4) 由液検査

- 康に対する意識の啓発などが求められている。それらについて、学校単独で 教育に取り組むことによって、子供の健康により良い影響を与えることがで 〇 近年、子供の肥満や痩せ、生活習慣に関する課題が多く指摘されており、健 の取組には限界があるため、地域住民の理解を下地に、地域全体として健康
- 身体測定や血液検査等によって、肥満や痩せ、検査値の異常などが指摘され た子供に限らず、健康についての教育や指導は全員に必要とされる。現在で も生活習慣病についての教育は行われているが、今後、更にそうした取組を 〇 生活習慣病や鉄欠乏性貧血などの発見のために、血液検査を実施するという 方法もあるが、血液検査を全国一律に学校で行うことは困難であるため、例 えば、身体測定等を活用して健康教育を進めるという方法もある。ただし、 進めることが重要である。

9

5

学校における健康診断は、大きく、身体全体、眼(め)、耳鼻咽頭、歯と口腔 (こうくう) の領域に分けられる。今回、特に、眼(め)、耳鼻咽頭、歯と口腔

2. 健康診断における各分野の課題

(こうくう) の領域について、個別の分野が抱える課題を整理した。

〇 学校での健康診断において、色覚の検査が必須項目から削除されてから約10

(1) 眼(め)の領域

年が経過した現在、自身の色覚の特性を知らずに卒業を迎える子供が増加し ている。色覚による就業規制がある職業もあるため、子供たちが自身の色覚 について知っておいた方が良い。色覚の検査については、保護者や本人の同 意のもとで行うことが極めて重要であるが、中には、色覚に関する知識が乏 しい家庭もあることから、色覚検査の基本的事項について、積極的な周知を 図ることも必要ではないか。なお、実施体制については、学校医との相談の

上、適切な体制を整えることが大事である。

を起こすケースが増えている。就学期からコンタクトレンズを使用する場合

も多いため、適切な使用法の周知が求められている。

〇 コンタクトレンズの不適切な使用により、眼(め)の感染症などのトラブル

話す」機能及び「運動を支え、体のバランスをとる」機能等に直接関わって おり、生活の質に関係してくるため、学校歯科医はもちろん、教諭、養護教 〇 今後は、歯列咬合(しれつこうごう)及び顎関節についても大きな課題とな ってくる。これらは、「食べ物を取り込み、食べる」機能、「表情をつくり、

3. いわゆる「学校病」について

れのある疾病について定められており、具体的には、授業を受けられないほ 〇 いわゆる「学校病」の制度は、法律上、感染性又は学習に支障を生ずるおそ どに重い症状であるにも関わらず、医療にかかることができない子供に対し ての援助という主旨で始まったと言える。そのように「学校病」が制定され た当時と比べると、現在の子供の衛生状態等は飛躍的に改善していることか ら、「学校病」という制度自体を再考すべきという意見もある。しかしなが ら、「学校病」の制度を利用している子供が現に存在しているのであれば、 現時点において制度の中止はすべきではないと考えられる。

「学校病」として利用されている実態を考慮すると、現在指定されている疾 〇 現在「学校病」に指定されている疾病について、現状では、学習に支障を生 じているとは想定しにくい疾病や、対象者が非常に少ない疾病も含まれるが、 った重い症状の子供は多くはないが、一方で、子供たちの中でいまだにり患 ることは望ましくないと言える。さらに、これらの疾病について、より具体 多い齲歯(うし)については、現在では歯が痛くて授業が受けられないとい 的には、健康診断又は健康相談、保健指導などにおいて、学校医・学校歯科 病を削除することは望ましくないと考えられる。例えば、「学校病」で最も 者が多い疾病であることを考えると、「学校病」から齲歯(うし)を削除す 医その他の医師が疾病を診断した場合に、「学校病」の対象になるものとす

極と口腔(こうくう)の領域

となる。歯科検診は、「疾病発見型のスクリーニング」ではなく「健康志向 〇 歯科検診におけるむし歯や歯肉炎等の結果を踏まえ、歯と口腔(こうくう) の課題だけではなく、子供の健康そのものの保持増進を図るという取組が必 要になってくる。すなわち、生活習慣病の予防という観点にも注目し、健康 相談や保健指導と関連させながら、歯科検診の更なる充実を図ることが必要 (健康増進)型のスクリーニング」であることに意義がある。

諭をはじめとする教職員にも、その重要性の共有が求められている。

(2) 耳鼻咽頭の領域

〇 耳鼻咽頭領域は、高い専門性を有するため、その専門性にたけた医師が健康 診断を行うことが適当。他方、医師不足等の問題も深刻であるため、学校所 在地の医師だけでは対応が困難な地域もある。今後は、地域内にとどまらず、 地域を超えての連携も重要な課題である。 〇 耳鼻咽頭領域の検診では、鼻、耳、咽頭の検査以外にも、聴覚異常や言語異 領域の検査は、子供たちが検査の指示にきちんと従うことが非常に重要であ り、例えば、聴力や発語の検査など、子供自身の協力が必要不可欠である。 そうした協力が得られにくい子供の検査については、特段の配慮が求められ 常などのコミュニケーション障害を発見するという可能性もある。耳鼻咽頭

œ

6

る。また、このような「学校病」の制度や主旨について、学校現場や医療関係者が正しく理解できるように、周知を図ることも重要である。

○ 近年の子供たちにみられる生活習慣病などの健康課題の中には、授業を受けられないほどに重い症状であるという疾病は少なく、「学校病」の制度の主旨からすると、これらの疾病は「学校病」にはなじまないと言える。他方、これらの課題に対しては、学校として何らかの形で取り組むことが求められている。疾病によっては、学校生活管理指導表及どで統一した対応を図っている。疾病によっては、学校生活管理指導表及どで統一した対応を図っている。疾病によっては、学校生活管理指導表がで統一した対応を図っているものもあり、例えば歯周病や歯肉炎についても、そのような形での対応を検討することも一案。生活習慣が密接に関わるような疾病については、日々の生活の改善が重要であるため、その達成のための方策を探るべきである

なお、子供たちの健康課題については、「学校病」に限らず、健康診断によって異常を指摘された場合には、まずは医療機関に適切につなげることが重要。きちんと医療機関を受診することや、その後も治療終了まで通院することなどが大事であることについての理解を得る必要がある。例えば、歯科保健に重点的に取り組むことで、子供や保護者の健康全体への関心が高まったという事例もあり、そのような取組を通して、子供や保護者の健康への意欲を高めていくことも大事である。

本書は、文部科学省補助金 (健康教育振興事業費補助金) により、下記の公益財団法人日本学校保健会に設置した「学校経営の観点に立った、保健室経営の在り方調査研究委員会」で作成したものである。

「学校経営の観点に立った、保健室経営の在り方調査研究委員会(平成25~26年度)」

◎印 委員長(50音順)

◎釆 女 智津江 名古屋学芸大学大学院兼ヒューマンケア学部子どもケア学科 教授

小 髙 邦 夫 栃木県真岡市真岡西小学校 校長

加藤 尚子 宮城県教育庁スポーツ健康課 主幹(指導主事) 塩 田 咲 江 福島県相馬郡飯館村立草野小学校 養護教諭

霜 田 敦 子 群馬県高崎市立吉井西中学校 養護教諭

進 藤 美 恵 兵庫県立淡路三原高等学校 養護教諭

中 村 まゆみ 長野県教育委員会 保健厚生課 指導主事

なお、本書の作成に当たり、

岩 崎 信 子 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官が編集に当たった (初版)

『保健室経営計画作成の手引』は保健室経営検討委員会を中心にして編集を行い、本会が文部科学省の補助金により実施している「学校保健センター事業」として資料を作成しました。(所属・役職は当時のもの)

〈保健室経営計画作成の手引作成委員会〉(平成20年度)

◎印 委員長(50音順)

小 田 美恵子 山口県教育庁学校安全・体育科こども元気づくり班指導主事

工 藤 晶 子 神奈川県川崎市立野川中学校養護教諭

後藤田 惠 美 奈良県立奈良東養護学校養護教諭

杉 山 正 明 東京都立桜町丘高等学校教諭

中 山 佐知子 滋賀県立安曇川高等学校養護教諭

根 本 真 福島県福島市立西根中学校校長

野 津 有 司 筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授 ◎松 野 智 子 十文字学園女子大学人間生活学部准教授

三尾谷 由美子 栃木県下野市立古山小学校養護教諭

なお、報告書の作成に当たり、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官 釆女 智津江 のほか、下記の方々が編集を担当しました。

北 垣 邦 彦 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官

長 岡 佳 孝 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全教育調査官

森 良 一 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課教科調査官

高 山 研 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課専門官

保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂

初版発行 平成27年3月23日

発行者 公益財団法人 日本学校保健会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-3-17 虎ノ門 2 丁目タワー 6 階 TEL 03-3501-3785 FAX 03-3592-3898

印刷·製本 勝美印刷株式会社